

令和8年第2回

中種子町議会 6 月定例会会議録

開会 令和8年6月10日

閉会 令和8年6月18日

鹿児島県中種子町議会

会 期 日 程

令和 8 年第 2 回定例会

月 日	曜 日	会 議 ・ 休 会 ・ そ の 他
6 月 10 日	水	本会議（開会・一般質問・議案審議等）
6 月 11 日	木	休 会
6 月 12 日	金	休 会
6 月 13 日	土	休 日
6 月 14 日	日	休 日
6 月 15 日	月	休 会
6 月 16 日	火	休 会
6 月 17 日	水	休 会
6 月 18 日	木	本会議（議案審議・閉会）

令和8年第2回中種子町議会定例会会議録目次

第1号（6月10日）（水曜日）

1. 開 会	4
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	4
3. 日程第2 会期の決定	4
4. 日程第3 諸般の報告	4
5. 日程第4 行政報告	5
6. 日程第5 一般質問	6
永瀆一則議員	6
休 憩	15
日高和典議員	15
休 憩	31
池山朝生議員	31
休 憩	44
秋田澄徳議員	45
瀨脇重樹議員	52
休 憩	59
大町田勇希議員	59
休 憩	71
7. 日程第6 報告第1号 令和7年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について	71
田淵川寿広町長提案理由説明	71
質疑	71
8. 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	71
（中種子町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）	
田淵川寿広町長提案理由説明	72
稲子隆浩税務課長補足説明	72
質疑	74
討論	74
採決	75
9. 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	75
（中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
田淵川寿広町長提案理由説明	75
質疑	75
討論	75
採決	75
10. 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて	75
（令和7年度中種子町一般会計補正予算（第11号））	
田淵川寿広町長提案理由説明	76
上田勝博総務課長補足説明	76

	質疑	78
	討論	78
	採決	78
11. 日程第10	承認第4号 専決処分の承認を求めることについて (令和7年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第6号))	78
	田渕川寿広町長提案理由説明	78
	質疑	79
	討論	79
	採決	79
12. 日程第11	承認第5号 専決処分の承認を求めることについて (令和7年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第6号))	79
	田渕川寿広町長提案理由説明	79
	質疑	80
	討論	80
	採決	80
13. 日程第12	承認第6号 専決処分の承認を求めることについて (令和7年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第6号))	80
	田渕川寿広町長提案理由説明	80
	質疑	81
	討論	81
	採決	81
14. 日程第13	承認第7号 専決処分の承認を求めることについて (令和7年度中種子町水道事業会計補正予算(第6号))	81
	田渕川寿広町長提案理由説明	81
	質疑	81
	討論	81
	採決	82
15. 日程第14	議案第32号 字の区域変更について(塩屋南部)	82
	田渕川寿広町長提案理由説明	82
	秋田幸博農林水産課長補足説明	82
	質疑	83
	討論	83
	採決	83
16. 日程第15	議案第33号 字の区域変更について(田島)	83
	田渕川寿広町長提案理由説明	83
	秋田幸博農林水産課長補足説明	83
	質疑	84
	討論	84
	採決	84

17. 日程第16	議案第34号 中種子町過疎地域持続的発展計画の変更について……………	84
	田渕川寿広町長提案理由説明……………	84
	質疑……………	85
	討論……………	85
	採決……………	85
18. 日程第17	議案第35号 中種子辺地に係る総合整備計画の変更について……………	85
	田渕川寿広町長提案理由説明……………	86
	質疑……………	86
	討論……………	86
	採決……………	86
19. 日程第18	議案第36号 中種子中学校体育館改修工事請負契約について……………	86
	田渕川寿広町長提案理由説明……………	86
	質疑……………	87
	討論……………	87
	採決……………	87
20. 日程第19	議案第37号 給食配送車購入契約について……………	87
	田渕川寿広町長提案理由説明……………	87
	質疑……………	87
	討論……………	87
	採決……………	87
21. 日程第20	議案第38号 町有財産（土地）貸付について……………	88
	田渕川寿広町長提案理由説明……………	88
	質疑……………	88
	討論……………	89
	採決……………	90
22. 日程第21	議案第39号 令和8年度中種子町一般会計補正予算（第1号）……………	90
	田渕川寿広町長提案理由説明……………	90
	上田勝博総務課長補足説明……………	90
	質疑……………	91
	討論……………	91
	採決……………	91
23. 日程第22	議案第40号 令和8年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第1号）……………	91
	田渕川寿広町長提案理由説明……………	92
	質疑……………	92
	討論……………	92
	採決……………	92
24. 日程第23	議案第41号 令和8年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号） ……………	92
	田渕川寿広町長提案理由説明……………	92

	質疑	93
	討論	93
	採決	93
25. 日程第24	議案第42号 令和8年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	93
	田渕川寿広町長提案理由説明	93
	質疑	94
	討論	94
	採決	94
26. 日程第25	同意第2号 中種子町固定資産評価委員の選任につき同意を求める件	94
	田渕川寿広町長提案理由説明	94
	質疑	94
	討論	94
	採決	95
27. 散 会		95
	第2号（6月18日）（木曜日）	
1. 開 議		99
2. 日程第1	会議録署名議員の指名	99
3. 日程第2	議案第43号 小型動力ポンプ付積載車購入契約について	99
	田渕川寿広町長提案理由説明	99
	質疑	99
	討論	99
	採決	99
4. 日程第3	議案第44号 役場庁舎・中央公民館合併浄化槽新設工事請負変更契約について	100
	田渕川寿広町長提案理由説明	100
	質疑	100
	討論	100
	採決	100
5. 日程第4	議案第45号 令和8年度 中種子町一般会計補正予算（第2号）	100
	田渕川寿広町長提案理由説明	100
	質疑	101
	討論	101
	採決	101
6. 日程第5	同意第3号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件	101
	田渕川寿広町長提案理由説明	101
	質疑	101
	討論	101
	採決	101
7. 日程第6	同意第4号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件	101

	田渕川寿広町長提案理由説明	102
	質疑	102
	討論	102
	採決	102
8. 日程第7	同意第5号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件	102
	田渕川寿広町長提案理由説明	102
	質疑	102
	討論	102
	採決	103
9. 日程第8	同意第6号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件	103
	田渕川寿広町長提案理由説明	103
	質疑	103
	討論	103
	採決	103
10. 日程第9	同意第7号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件	103
	田渕川寿広町長提案理由説明	103
	質疑	104
	討論	104
	採決	104
11. 日程第10	同意第8号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件	104
	田渕川寿広町長提案理由説明	104
	質疑	104
	討論	104
	採決	104
12. 日程第11	同意第9号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件	104
	田渕川寿広町長提案理由説明	105
	質疑	105
	討論	105
	採決	105
13. 日程第12	同意第10号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件	105
	田渕川寿広町長提案理由説明	105
	質疑	105
	討論	105
	採決	106
14. 日程第13	同意第11号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件	106
	田渕川寿広町長提案理由説明	106
	質疑	106
	討論	106
	採決	106
15. 日程第14	同意第12号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件	106

	田渕川寿広町長提案理由説明	106
	質疑	107
	討論	107
	採決	107
16. 日程第15	同意第13号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件	107
	田渕川寿広町長提案理由説明	107
	質疑	107
	討論	107
	採決	107
17. 日程第16	同意第14号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件	107
	田渕川寿広町長提案理由説明	108
	質疑	108
	討論	108
	採決	108
18. 日程第17	同意第15号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件	108
	田渕川寿広町長提案理由説明	108
	質疑	108
	討論	108
	採決	109
19. 日程第18	同意第16号 副町長の選任につき同意を求める件	109
	田渕川寿広町長提案理由説明	109
	質疑	109
	討論	110
	採決	110
20. 日程第19	常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	111
21. 日程第20	議員派遣の件	111
22. 日程第21	議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件	111
23. 閉 会		112

第 1 号

6 月 1 0 日

令和 8 年第 2 回中種子町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 8 年 6 月 10 日（水曜日）午前 10 時開議

1. 議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 一般質問

永濱 一則

日高 和典

池山 朝生

秋田 澄徳

濱脇 重樹

大町田 勇希

第 6 報告第 1 号 令和 7 年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 7 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
（中種子町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

第 8 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
（中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

第 9 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 7 年度中種子町一般会計補正予算（第 11 号））

第 10 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 7 年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 6 号））

第 11 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 7 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 6 号））

第 12 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 7 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 6 号））

第 13 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 7 年度中種子町水道事業会計補正予算（第 6 号））

第 14 議案第 32 号 字の区域変更について（塩屋南部）

第 15 議案第 33 号 字の区域変更について（田島）

第 16 議案第 34 号 中種子町過疎地域持続的発展計画の変更について

第 17 議案第 35 号 中種子辺地に係る総合整備計画の変更について

第 18 議案第 36 号 中種子中学校体育館改修工事請負契約について

第 19 議案第 37 号 給食配送車購入契約について

- 第20 議案第38号 町有財産（土地）貸付について
 第21 議案第39号 令和8年度中種子町一般会計補正予算（第1号）
 第22 議案第40号 令和8年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
 第23 議案第41号 令和8年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
 第24 議案第42号 令和8年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 第25 同意第2号 中種子町固定資産評価員の選任につき同意を求める件

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1 番	大町田 勇 希 議員	2 番	梶 原 哲 朗 議員
3 番	秋 田 澄 徳 議員	4 番	池 山 喜一郎 議員
5 番	橋 口 渉 議員	6 番	永 濱 一 則 議員
7 番	池 山 朝 生 議員	8 番	濱 脇 重 樹 議員
9 番	日 高 和 典 議員	11番	浦 邊 和 昭 議員
12番	迫 田 秀 三 議員		

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	田 渕 川 寿 広 君	総 務 課 長	上 田 勝 博 君
企 画 課 長	東 郷 伸 也 君	農 林 水 産 課 長	秋 田 幸 博 君
建 設 課 長	横 手 幸 徳 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	南 奈 津 紀 さん
町 民 課 長	織 部 智 博 君	地 域 福 祉 課 長	鮫 島 司 君
税 務 課 長	稲 子 隆 浩 君	デ ジ タ ル 推 進 課 長	徳 永 和 久 君
自 衛 隊 対 策 室 長	上 田 勝 博 君	水 道 課 長	中 村 広 道 君
保 育 所 長	野 田 直 志 君	空 港 管 理 事 務 所 長	田 平 さ や か さん
行 政 係 長	中 村 隆 幸 君	財 政 係 長	永 濱 優 君
教 育 長	鮫 島 孝 則 君	教 育 総 務 課 長	森 山 豊 君
学 校 教 育 課 長	奥 博 志 君	社 会 教 育 課 長	田 平 祐 一 郎 君
給 食 セ ン タ ー 所 長	浦 邊 康 尋 君	農 委 事 務 局 長	南 義 雄 君

選挙管理 松元真樹君
事務局 長

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 榎元卓郎君 議事係長 高磯俊幸君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（迫田秀三議員） おはようございます。

ただいまから令和8年第2回中種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（迫田秀三議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番池山喜一郎議員、5番橋口渉議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（迫田秀三議員） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。本定例会は本日から6月18日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月18日までの9日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（迫田秀三議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

4月23日、鹿児島市において鹿児島県開発促進協議会総会が開催され、令和9年度政府等の予算編成等に関する提案事項が上程され、可決されました。

同日、鹿児島県宇宙開発促進協議会総会が開催され、令和7年度事業経過及び歳入歳出決算報告、令和8年度事業計画及び歳入歳出予算案、国等への要望案等が上程され、可決されました。

4月25日、鹿児島市において鹿児島中種子会総会・交流会に出席し、本町出郷者と交流を図りました。

5月1日、西之表市において種子島空港利用促進協議会総会、種子島宇宙開発促進協議会総会、屋久島空港整備促進協議会総会、種子屋久観光連絡協議会総会、種子島屋久島振興協議会総会が開催され、令和7年度事業経過及び歳入歳出決算報告、令和8年度事業計画及び歳入歳出予算案等がそれぞれ上程され、可決されました。

5月12日、鹿児島市において熊毛郡町議会議長会定期総会が開催され、令和7年度事業経過及び歳入歳出決算報告、令和8年度事業計画及び歳入歳出予算案等が上程され、可決されました。

同日、第15回種子島屋久島議会議員大会に係る議長会が開催され、開催日、開催場所及び大会要項等について協議が行われました。

同日、鹿児島県離島振興町村議会議長会研修会が開催され、鹿児島県離島振

興課青木課長補佐による本県の離島振興について講話がありました。

5月17日、大阪府吹田市において第44回近畿中種子会総会・交流会に出席し、本町出郷者と交流を図りました。

5月19日、西之表市において種子島地区防犯協会定期総会が開催され、令和7年度事業経過及び歳入歳出決算報告、令和8年度事業計画及び歳入歳出予算案等が上程され、可決されました。

5月28日、西之表市において種子島漁業協同組合第29回通常総会が開催され、令和7年度事業経過及び歳入歳出決算報告、令和8年度事業計画及び歳入歳出予算案等が上程され、可決されました。

以上の会議資料等は事務局に保管してあります。

なお、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果について報告が提出されています。

次に、議員の辞職について報告いたします。戸田和代議員から一身上の都合により、令和8年3月31日付けで議員辞職願が提出されましたので、地方自治法第126条の規定に基づき、同日付けで、これを許可いたしました。戸田議員におかれましては、在職中、本町の発展と住民福祉の向上のため御尽力されましたことに対し、深く敬意を表するとともに、これまでの功績に感謝申し上げ、御報告といたします。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（迫田秀三議員） 日程第4、「行政報告」を行います。

これを許可します。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

まず、今月1日に種子島に接近した台風6号についてでございます。未明から本町でも風が強まり始め、15時に情報連絡体制を設置し、16時に災害警戒本部へ移行し、その時間で避難所の開設及び町民への周知を行ったところです。17時に高齢者等避難情報を発令し、6月2日0時13分、暴風警報・波浪警報が発表され、7時に災害対策本部設置及び協力体制ということで、種子島警察署よりリエゾンの到着、16時20分に暴風警報から強風注意報へ切り替わる発表、避難所閉鎖、高齢者等避難を解除、情報連絡体制へ移行、この間の避難者数が全避難所の合計で13名の避難が行われました。吹き返しの風も短時間で収まり、被害調査も特段の被害の報告はございませんでした。

また、6月8日にフィリピンミンダナオ島沖合で発生した地震の影響により、本町にも津波注意報が発表されましたが、6月8日17時に解除されました。

ちなみに熊野港での津波の到達が6月8日13時21分、10センチメートル、15時49分、20センチメートル確認がされました。津波に関しての被害の報告はございません。

気象の変化は今後も熱低低気圧の発生等、線状降水帯など発生する恐れがございますので、引き続き雨の状況には注意していただき、身の安全を確保できるよう常に備えておいていただきたいというふうに思います。

次に、3月22日に、戦時中の学童疎開の縁で、本町と友好交流協定を締結しております、薩摩郡さつま町の町制施行20周年式典に参加をして参りました。会場は自治体関係者や、各種団体、町民の皆さんが多数御臨席の中、盛大に開催をされました。さつま町上野町長には、本町との引き続きの交流事業をお願いをしてきたところでございます。

次に4月25日に開催されました鹿児島中種子会総会に出席をして参りました。今田会長様をはじめ、多くの会員の皆様が出席し、御来賓も多数御臨席を賜り、盛大に開催をされたところです。

会員の高齢化や若者の加入促進など課題も多いが、本町出身者が一つになって、中種子町発展の力になりたいとの声をたくさんいただき、感謝申し上げる次第でございます。

次に、5月17日に大阪市内で開催された近畿中種子会総会に出席をして参りました。鳥居会長様はじめ、役員会員の皆様、多数御参加のもと盛大に開催をされました。交流人口の拡大や観光振興、種子島空港利用促進の観点から、季節運航であります種子島伊丹間の利用を促進するために、鳥居会長に相談し、日本エアコミューターの松村社長様、JAL鹿児島支店長の中山様にも御臨席いただき、季節運航から定期便へ結びつくよう、さらなる利用の増に向け、お願いの御挨拶をいただいたところでございます。

次に、5月24日に町内一斉海岸清掃ボランティア活動を行いました。海岸漂着物など軽トラック換算で349台ほどの回収を行っていただきました。参加いただきました町民の皆様に改めて厚く御礼を申し上げます。

最後に、5月31日に令和8年度中種子町消防操法大会を、議員各位にも御臨席を賜り、また多数の町民にも来場いただき開催することができました。優勝は小型ポンプが熊野分団、ポンプ車が中央分団で、7月26日に屋久島町で開催されます熊毛支部大会に中種子町の消防団代表として参加することになりました。全ての分団の日々の訓練の成果を存分に発揮していただいた、非常にレベルの高い操法大会だったと思うところでした。

以上、行政報告を終わります。

○議長（迫田秀三議員） これで行政報告は終わりました。

—————○—————

日程第5 一般質問

○議長（迫田秀三議員） 日程第5、「一般質問」を行います。

通告に従って、順番に発言を許可いたします。

初めに、永瀆一則議員に発言を許可いたします。6番、永瀆一則議員。

〔6番 永瀆一則議員 登壇〕

○6番（永瀆一則議員） おはようございます。

傍聴席の皆さんにおかれましては、今日は大変御多忙中にもかかわらず、こ

ここに御足労いただきまして誠にありがとうございます。それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、物価高騰対策について伺います。本格的な梅雨の最盛期を迎えており、一瞬たりとも気の抜けない出穂期の最中にあります。災害への備えはもちろん重要ですが、我が町の住民を日々脅かしているのは天災だけではございません。

長引く物価高騰という終わりの見えない生活の災害。これがじわじわと住民の暮らしをむしばんでいます。恵みの雨を町の活力に変え、物価高騰という大雨に立ち向かうため、町としていかなるセーフティーネットをすることができるか、覚悟があるのか。住民の暮らしを少しでもよくするための具体的な施策について、町長に真摯な答弁を求めたいと思います。

いまだ先の見えない世界情勢、そして円高。ほとんどの物資を海外に頼っている我が国では、生活必需品のほとんどが値上がりをし、大変厳しい状況が続いております。特に本町は本土と違い、離島ならではのリスクがございます。

燃油の高騰や輸送コストなどが生活を逼迫しております。これに追い打ちをかけるように、先月5月15日にはJA全農より肥料の値上げの発表がございました。これは、今年6月から10月に販売する肥料のうち、尿素が14.5%上がるというものでした。尿素の主成分は窒素であり、植物にとって三要素の一つで、なくてはならないものであります。また、畜産農家においても今年4月から6月期における飼料は、トン当たり1,250円上がり、ナフサ不足による乾燥草用のラップの高騰など、今後もいろんなものがどこまで上がるのか見当すらつきません。これまでも、肥料、飼料など、上昇分の半額は助成をしておりますが、今後も状況を見極めながら、タイムリーに対応していく必要があると思いますが、町長の見解を求めます。

あとは質問席から伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） ただいま物価高騰対策について、永瀆議員のほうからの御質問がございました。

世界情勢を鑑みますと議員おっしゃるように、非常に安定感のない状況が続いており、物価の高騰に直結する要素も多々見え始めており、現実的に物価が高騰しているというところはしっかり認識をしているところでございますし、これに関しましては、国に対しても、様々な要望活動を続けておりますし、日本の生活を、国民の生活を守るための創意、工夫、そしてまた支援、そういったものを国も懸命に今考え、今国会でも様々な議案が提案されており、これが可決する見通しとなっているところでございます。

これまでの物価高騰対策につきましては、国の地方創生臨時交付金などを活用して各種事業を実施することで対応して参りました。臨時交付金に基づく事業において国が定めたメニューとしては、低所得者支援対策として、住民税非課税世帯等臨時給付金や、定額減税の不足額給付金の支給事業などを実施したところでございます。また町単独で事業を設計できる推進メニューの枠におい

ては、子育て世帯支援対策として国の支給要件に合わない、住民税課税世帯を対象とした子育て世代臨時特別給付金事業、また農業振興対策として農業資材価格高騰対策支援事業、地域消費喚起対策としてプレミアム商品券発行事業を実施してきております。

また、特に令和7年度においては、町単独分として958万9,000円を臨時交付金に継ぎ足し、個人1人当たり2万4,000円を支給する、生活者支援給付金支給事業を物価高対策として迅速に実施をしたところでございます。

この物価高騰対策につきましては、国の臨時交付金の交付要件においても個人や世帯への直接寄附を目的としたものが中心となって展開されておりますが、町単独による事業の実施、これは今議員がおっしゃるように極度の物価高騰、そういったものがあつた場合は国の支援が間に合わない事もあるかと思ひます。タイムリーに対応していく必要があると、議員おっしゃるように対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（迫田秀三議員） 6番、永濱一則議員。

○6番（永濱一則議員） はい、ありがとうございます。タイムリーにその時々に合わせてということでありましょうが、対応をよろしく願いをしておきます。

生活必需品全てが高騰し生活が逼迫する中で、生活ファーストと考えたときに町民一人一人が恩恵を受けられる、光熱費あるいは燃油費などへの助成も町民は大いに助かるのではないかというふうに思ひます。

このあたりについては、町長、見解をお願いします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 国の物価高騰対策につきましては、事業の目的を達成するための取組が必要でござひます。先週5日に成立しました国の補正予算におきましては、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格高騰への対応が柱となつておりまして、電気・ガス料金の支援に加え、ガソリンへの補助継続が想定されているようでございます。

また地方自治体が地域の実情にあわせて活用できる重点支援地方交付金も組み込まれているようでございますので、本町への交付額や支給要件などを精査して町民の皆様への物価高騰対策として、高い成果が期待される事業の内容を検討して本町への交付額はどの程度なのか、そういったものも合わせて、その金額等も精査していきながら検討はして参りたいというふうに考えております。

当初LNGを先発して対応するというようなことではあつたんですが、プロパンのほうも対応するような方向で決まつたようでございますので、そこら辺については幾分かの支援ができるものではないかなあというふうに考えているところでございます。そこにつきましても、状況がはっきりし次第対応を進めて参りたいと思ひますので御理解をいただければと思ひます。

○議長（迫田秀三議員） 6番、永濱一則議員。

○6番（永濱一則議員） 例えばですね、今現在、ガソリンが191円、リッターの。

全国の平均が 170 円で 20 円の差がございます。仮にですね、私の場合で試算してみました。ひと月に約 30 リッターずつ 3 回入れて約 90 リッター。これで 2,700 円。本土より 1,800 円余計な出費になります。年間で計算すると約 2 万 2,000 円になります。私の場合は軽ですからこれぐらいで済むとしても、今の時代 1 家族に 2 台、しかも子育て世代は皆さん大きなワゴン車ですから少なくとも私の 2 倍、年間で 4 万から 5 万の余分な出費が出るということになります。ほかの燃油もそうです。せめて本土との差額分ぐらいは期間を決めて、町から助成をしてもいいんじゃないかなというふうに思うわけです。

生活の危機に待ったは効きません。今困ってる町民に寄り添うのが行政であります。また今後、町独自の非課税世帯支援や給付金の支給、またはプレミアム商品券あるいはスマートフォンやカードで決済できる地域通貨などのシステムの構築をする予定はありませんか。町長に伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 通告にございますように町独自の施策で、非課税世帯支援ということですが、これは非課税世帯に特化した支援というところなのかどうかはちょっとはつきり分からないので、そこをもう 1 回再度、議員のほうで教えていただければと思います。

○議長（迫田秀三議員） 6 番、永濱一則議員。

○6 番（永濱一則議員） はい。非課税世帯は中種子町中で何軒あるかちょっと把握してないんですが、これが日常生活において大変苦しいような感じを受けております。またそういう言葉を聞きました。ですから、支援給付金の支給というのはちょっと難しいかもしれませんが、またそういうところでできれば、町自体の、町があれですね。町自体のあれはできないものかと思うから、聞いてるところでございます。町独自のですね。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい。住民税の非課税世帯への臨時交付給付金というものに関しましては、国もしっかり支援をいただいております。これはそのまま非課税世帯へ支給をしております。

また子育て世帯であつたり、高齢者等非課税世帯ではない方々のためには町単独で今回課税世帯に対しても対象とした給付金事業、子育て世帯だけでしたが、子育て世代の臨時特別給付金事業を行っております。

また国の臨時交付金に町の予算を継ぎ足して現金の給付というのを行わせていただいたところでございますので、そういった点では今後も国の支援等も精査しながら、それに合わせた町独自の予算を使つての支援というものが必要になってくる時期があれば、タイムリーに支援をしていく覚悟でございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 6 番、永濱一則議員。

○6 番（永濱一則議員） できればそういうふうにしていただきたいというふうに思っております。私、地域通貨のお話をしましたけど、地元内でお金を回すには最適な方法であると認識をしております。

メリット・デメリットありますが、この地域通貨で活性化している地域が山口県でございます。山口県の阿武町という、山口県北部の日本海に位置した人口約 3,000 人弱の小さな町ですが、道の駅発祥の地でもあります。今年 2026 年版住みたい田舎ベストランキング全国 1 位という小さいながらも活気のあ
る町です。ちなみに、昨年度移住者が約 100 名、転出、死亡約 90 名ほど。ここ数年確実に人口が増加してるということでありました。

子育て世代や若者世代に向けた充実した手厚い支援が功を奏しているようです。この阿武町では、町が支給するほとんどの支援金を地域通貨あぶ pay で支給するように統一をし、これにより行政側の振り込みや管理の手間、事務コストが激減され、支援金が確実に 100% 町内の商店街で処理される仕組みを確立しているようでございます。

ちなみに、これは全くの余談でございますが聞いてください。町長はご存じかどうか分かりませんが、この阿武町の出産祝い金を見て私びっくりしました。第一子は 20 万、第二子 30 万、第三子 50 万、第四子目以降に至っては何と 100 万らしいです。そのうち 10 万は地域通貨ということでございます。先ほど私が申しました住みたい田舎ベストランキング 1 位というのも分かるような気がします。

このようにして、全国津々浦々各地域が試行錯誤しながら、少しでも住民の暮らしをよくするため、また人を集めるために奮闘しております。我が中種子町も努力してることは認めます。けど人口が減、まだまだ奮闘すべきであります。

我が町でも先月プレミアム商品券の発売がございました。今回の商品券も県からの地方創生臨時交付金でした。これにしても半分以上売れ残っているということではありますが、何しろ 1 万円買うお金がない方もいらっしゃるというふうに聞きました。この物価高に対しては国も躍起になっております。だけど限界もございます。これからもいろんな支援策を講じていくんじゃないかと思われ
ますが、ただ国県に頼るのじゃなくて、町自らも、独自の財源で支援すべきではないかというふうに思うから、私はこういうふうに言ってるわけ
でございます。町としても、住民の生活を守るために、一生懸命やってるんだよという誠意を見せるべきじゃないですかね。再編交付金もあるんですから、もちろん現金の直接給付はできませんが、地域経済の活性化、町民の生活の安定に資する事業、そしてプレミアム商品券事業を組み込むことはできるはず
です。

お隣の西之表市ではスマートフォンアプリなどを使ったプレミアム商品券発行や福祉子育て世帯への支援、あるいは保育士、障害者施設への就職奨励金など、商品券を支給する事業などに交付金基金の一部が活用されているよう
でございます。

また、山口県岩国市でも、国からの地方創生臨時交付金だけでなく、基金を財源の一部として組合せ、プレミアム率の底上げや発行規模を拡大しているよう
でございます。住民にとっては現金をもらうと同等の価値があり、さらに地元の商業経済を潤す効果もあり、町にとっても一石二鳥の効果があります。

今後も商品券の発行であったり、地域通貨なども利用する仕組みづくりをし、町内での消費をもっともっと促すべきと考えます。私今、西之表市、岩国市のことを報告しました。直接の再編交付金じゃないにしても再編交付金で浮いた一般財源を物価高騰対策に回す、つまり財源の組替えですね。こういうのができると思います。西之表市にしろ岩国市にしろこのようにやってるのではないのでしょうか。

先ほど地域通貨の話もしました。これはやってみる価値はあるんじゃないかなというふうに私は思います。メリット・デメリットは確かにあると思います。これをやるにあたっての考えられるコストとしては、初期費用、地域通貨を立ち上げるための初期費用ですね。運用していくためのランニングコスト、また店側の決済端末にかかる費用など、コスパ的にはどんなものかシミュレーションしてみてもいいんじゃないかなというふうに思います。

町長このあたりはどういうふうに考えます。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 本町におきましては、商品券というものをスタンプ会というところが扱っております。これにつきましてはスタンプ会というのは当然事業者もお金を出して購入意欲を上げていこうということで頑張っておられるところでございます。その中で今年度、先ほど余ってるんじゃないか売り切れてないよねっていうのがございました、この40%のプレミアムを付加するスタンプ会プレミアム商品券販売事業を実施しているところでございますが、これに合わせてこのベニーちゃんポイントというのがこれまでございまして、これが端末等がもう老朽化して、なおかつ利用頻度が少ないということで、クラウド型のポイントシステムの導入事業、これを昨年度に実施をしているところでございます。

デジタル通貨であったり、商品券であったり様々な手配があるのだろうと思いますが、これは使用する事業者等の要望等もございましたものですから、そういった中でそれが効果的に動くものであるかどうかということも含め、精査して導入しているところでございます。あわせて、地域経済の活性化や消費者の利便性の向上に資するものであったというふうに認識をしているところでございますが、商品券につきましては、当初利用価値が低いから子育て支援金も現金ですべきだというような、議員の皆様からの多数御意見をいただいたりもしており、子育て支援金にしても現金を給付する要素も実施してきているところでございます。

各事業の実施、参加、不参加については商工会等の会員の皆様においての意向も様々でございますので、御意見や御要望を十分に収集把握し、必要性を考慮した上で効果的な対策を進めて参りたいというふうに考えております。

もう既にこの地域通貨等に関しましては西之表もしかり、南種子もしかりなんです。もう実施をしておりますが非常にメリット・デメリットがあるようでございます。そういったところも鑑みながら、今後それを実施していくのかどうかというのは、慎重に検討を進めていく必要性はあるのだろうなと思いま

す。

これに関しましてもやはり初期投資は大きくなる要素がございますので、慎重な判断が必要であり、また利用者サイドはそれを利便性が高いというふうに考えるかどうかというような調査もするべきなんだろうなというふうに思います。

2月だったかと思いますが、国の支援事業これに町の予算を少し継ぎ出して現金を給付をさせていただきました。これも庁舎内で非常に議論した案件でございます。現金給付が国のメニューに載っているのかどうか、そういったところも含めて検討して補助金の返納等があってはならないという意見もあり、声もあり色々検討した結果、やはりでも町民の皆さんにとってはいろんな商品券であったり、ポイントであったり、そういったものがあつたときに、特に高齢化率が40%を超えている状況の中では、なかなかスマートフォン等もまだまだ上手に使えない要素もあろうかということで、現金が1番町民にとって喜ばれることではないかなというようなことで、そういったところで現金給付というようなことをしたところでございます。

この物価の高騰とはちょっと話をちょっと離して考えて、今後、商店街等がどのような対策をとっていくのか、今後、消費購買欲を上げていくための工夫をしていくために、何が必要かというようなところで町のほうとの協議をしながら、必要な要素があれば、我々も対応していければというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 6番、永濱一則議員。

○6番（永濱一則議員） 今話がありました、初期投資。これは大きい事があると思います。長い目で見たら見返りというものがあるのかどうか。その検証してみる必要性はあるんじゃないでしょうか。例えばポイント制をつけたらまたその購買欲も出るだろうし、ですからそういうのを期待を持たせながら、地域通貨、例えばこの中種子町でお金を回す。外に出ていくことのない中種子町でお金を回すこういうシステムがあつて、その商店街もおそらくちょっとずつは潤っていくんじゃないかというふうに思います。

どうですか、シミュレーションもちょっとしてみてもらえませんか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほど説明させていただきましたが、様々な検討を、例えば商工会のスタンプ会等ともしっかり検討を進め検証も行いながらやってきて、先ほど申し上げましたように、クラウド型のポイントのシステム導入事業、これを昨年度に実施をしております。またそういったところを見ながら、整合性がとれない要素があればそこを改善する、そういったことをしていければというふうに思っています。検討は当然既にもうしております。

また商品券等に関してもなぜ今回前回現金を給付したかというのと、やはりそのお金を商品券の印刷、またその販売、そういったものに経費をかけずに直接振り込めるような形がとれると1番町民にとっても、行政の業務量にとっても、非常に効果的ではないかなというような判断をしたところでございますので、

今後、地域通貨などを導入して、やはりここを事業者の声というのもやっぱり優先せざるを得ない部分がございます。そういったところでは、事業者のほうからやはり地域通貨を使って効果的に購買欲を上げたいんだというような声が上がってくれば、また再度検討する必要性はあるのだろうというふうに思いますが、今すぐ検討して、調査してこうしますというのが今このクラウド型ポイントシステム導入事業を導入する際に、そこら辺はしっかり西之表や南種子の地域通貨このこともしっかり検討を検証しておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（迫田秀三議員） 6番、永濱一則議員。

○6番（永濱一則議員） 町長は忙しいですから、町長に試算をしてくださいじゃなくて、その所管の課にですね、取りあえずやるかやらないかは別として、試算をしてみてもらえないかということを私お願いしたいんです。お願いします。やるかやらないかは別にですね。

先々のそのメリット、いろいろ長い先を見据えたときにどういう利点があるかとかそういうことも含めてですね、とりあえずは検討してみてください。この試算をですね。

物価高騰に対してはこれぐらいにしまして、次に地域振興について伺います。町長は、我が町の、今現在の商店街、この風景を見てどういうふうに思っておるか。また、今後どういうふうにしていこうというビジョンがございますか。伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） これも非常に難しい御質問でございまして、商店街というのは、どういうコンセプトで捉えられての御質問かというのを確認だけをさせていただきます。と思います。

○議長（迫田秀三議員） 6番、永濱一則議員。

○6番（永濱一則議員） 私が申しますのは、御飯を食べに行くにもほとんどない。私なんか若い頃ですね、何十年も前の話ですがその当時は賑わっておりました。その時代の流れもあると思いますが余りにもですね、見るに耐え難い寂しい状況でございます。人口減少、少子高齢化の影響は否めませんが、それにしてももうちょっと何とかならないかなというふうに思うわけでございます。

これは私の発想ですが、自衛隊の来島を絶好の機会ととらえ町商工会、飲食店が連携し、若い隊員の胃袋を満たすような種子島産の食材を使った大盛りメニューや、隊員限定の裏メニューなどを開発し中種子町で食べるのが楽しくなるような環境づくりが必要かというふうに思います。例えば、隊員限定のウェルカムクーポン、初回限定割引券なるものを発行し、数店舗を安く回れるはしご酒、いいんじゃないですか。はしご酒イベントなどを定期的で開催するのも面白いのではないかとこのように思います。試行錯誤しながら、町の交流人口を少しずつ増やしていけば、やがては飲食店も1軒増え2軒増え、そこにはまた人が集まり、好循環をもたらすのではないかとこのように思っております。

この自衛隊員ですね、もうせっかく来てるわけですから、先ほど言いました

胃袋満たす。商工会、町が一緒になってですね、いろんなことをやりながら試行錯誤をしながらやってみるのもどうかなというふうに思います。これは私の考えです。ぜひそういうふうにしていただきたいというふうに思っております。

最後になります。再編交付金基金について、ありがたいことに我が町にはあと5年間の再編交付金がございます。現在の基金残高4億3,000万とこれから積立てられるであろう基金の活用計画について伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） すみません。これは入り方がちょっと、我々もちょっと、もう少し慎重に入るべきだったんだろうなと思うことでございます。

この再編交付金につきましては、令和4年度に初めて交付を受けて以来、本年度まで継続して交付を受けております。これまでも、議会の場で説明をしてきたとおりでございますが、再編交付金の目的及び活用できる事業、これは駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法に定められておりまして、議員の皆様にも十分御理解をいただいているものであると認識をしております。

御質問の再編交付金基金についてですが、現在長期的な事業としては、予防接種事業、地域公共交通確保事業、給食事業など六つの事業に基金を造成しております。また、短期的な事業としてはこれを空調設備更新事業、農業用機械導入事業など七つの事業に基金を造成してきております。

再編交付金基金はあくまで、各事業の実施を目的として事業申請をして、そしてその単年度で済まないようなものに関して、基金として積立て、その目的外に活用することはできないということになっております。そのため各事業が完了した時点で基金残高はゼロとなる仕組みのものでございます。

現在は中央武道館改修事業、畜産配合飼料及び肥料価格高騰対策事業の計3事業で基金を造成しているところでございます。

今後の活用計画についてですが、再編交付金の次年度以降の交付は現時点で決定しておりません。具体的な計画というものを申し上げることは難しい状況であります。しかしながら、再編交付金の目的である、住民生活の利便性向上や産業の振興など、地域の一体的な発展に資する取組を引き続き検討し、必要な事業を進めて参りたいというふうに考えております。

再編交付金につきましては、あくまでも決定しているものではなく、毎年度事業申請を行い、それが認められたものに関して支給がなされるという考え方を根底に持っていただければありがたいというふうに考えております。ですので、令和9年度以降の再編交付金の額というものは決まったものではございません。以上でございます。

○議長（迫田秀三議員） 6番、永瀆一則議員。

○6番（永瀆一則議員） 例えば再編交付金の場合は、消耗的な経費、例えば現金給付とかこういうものは駄目ですよ。形になるものも地域の利便性を中長期的に高めること。こういうふうなものに使うわけですが、これまでも再編交付金による事業、これを13事業くらい今行っている。また継続中もございます。ですから、この再編交付金には大変お世話になっているわけです。助かってる

わけです。ですから、町民の声を聞きますと、例えばこの13事業の中で町民一人一人に恩恵があるなというふうに思ってる方はほとんどございません。間接的に言えば、町の公共施設そういうものに使っておりますから、間接的に言えば見返りはあるんでしょうが、個人個人、個別に見ますとやっぱり恩恵があるようには思えない。

ですから私は、今まで言ったように、例えば皆さんが使うものに対して、例えばガソリン、灯油代、燃油、ひっくるめて燃油ですね。こういうものに、ちょっとでも期間を決めてでも、ずっとはできませんから、そうすれば確かに町民は助かると思います。少しでも、先ほどから言いますが、町も町民のためにようやってくれてるなと思われるような事業も必要じゃないかと私は思っております。ですから、2番の質問と重なりますが、交付金を戦略的に切り崩し、住民の暮らしを救う施策に使うべきじゃないかと私は思います。先ほど町長も言われました。段階的に対応していくということを言われました。ですからこういうのもこっから、こっからというか、一般財源からそれをこの交付金で埋めると、こういうふうなやり方もできるんじゃないですか。ですから町民一人一人が、馬毛島の交付金の恩恵を受けられるように、ひとつお願いをしたいです。

この基金もためるだけじゃなくて、例えば今投資しなければ5年後10年後には中種子町自体が消滅するという危機感を持って、この基金をいつ使うか、今でしょと言いたいです。私は。ですからそういうふうなことも考えながら、臨機応変に対応していただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（迫田秀三議員）　ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね11時10分からといたします。

―――○―――

休憩　午前10時53分

再開　午前11時07分

―――○―――

○議長（迫田秀三議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次は日高和典議員に発言を許可いたします。

9番、日高和典議員。

〔9番　日高和典議員　登壇〕

○9番（日高和典議員）　おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。9番、日高和典でございます。

一般質問の登壇は久しぶりとなりますが、この間も町民の皆様から様々な御意見や御要望等を伺う機会がありました。本日はその中から特に町民生活に関わりの深い課題について質問をさせていただきます。執行部におかれましては、前向きで分かりやすい御答弁をお願いいたします。

それでは1点目に、地域防災力の向上についてであります。さきの施政方針において、町長は、地域防災力の向上を重要施策として掲げられております。

近年、全国各地で地震や豪雨災害が頻発しており、本町においても南海トラフ地震や台風災害、さらには、馬毛島関連事業の進展に伴う人口流入など様々な状況変化への対応が求められています。災害から町民の生命と財産を守るとは行政の最も重要な責務であり、そのために行政だけでなく地域住民、自主防災組織、関係機関が連携した実効性のある防災体制の構築が必要であると考えます。そこで本日は施政方針で掲げられた地域防災力の向上について、町の考えと、具体的な取組について質問をいたします。

鹿児島県の地域防災計画の修正に伴い、本町の防災計画の見直しが行われたところです。私自身も議会の代表として防災会議に参加し、本町の防災体制や災害対応について議論に携わって参りました。その中で感じたことは、防災は行政だけで完結するものではなく、地域住民、自主防災組織、関係機関がそれぞれの役割を理解し、日頃から連携を図ることが極めて重要であるということです。地域防災計画の見直しに行われた今こそ、その内容をどのように地域に落とし込み、実効性のある地域防災力の向上につなげていくのか問われています。そのような観点から、地域防災力の向上について質問をいたします。

まず、地域防災計画の見直し内容を今後どのように地域防災力の向上につなげていく考えか、伺います。

あとの質問は質問席にて行います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 町民の安心安全、そしてまた生命、財産を守ること、これは自治体の大きな責務であるということでございます。そのとおりであると思います。

今回地域防災計画の見直しということで改定いたしました地域防災計画でございますが、鹿児島県の防災計画との整合性を図りながら命を守る、生活の確保、地域を守るという三つの柱を基本目標として整理をしたものでございます。大規模災害発生時にはまず自らの安全、これを確保していただくこと、次に地域のつながりの中で支え合うことが初動の対応としては大きな力となるものであるというふうに思っております。

こうした自助であつたり共助、これが実際に機能するように、消防団であつたり自主防災組織などをはじめ、地域の皆様との連携を深めながら防災訓練や啓発活動の充実に取り組んで参る所存でございます。行政といたしましても、関係機関や地域の皆様との意見交換を重ね、地域全体の防災力向上に向けた取組を進めて参りたいというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 計画の見直しだけで終わるのではなくて実際の避難行動や地域体制づくりにつなげることが重要と考えるが、その点についてどのように認識をしていますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 実際の行動に移すための訓練であつたり、そういったも

のをしっかりやっていきたいと思ひますし、また消防団等との連携の中で、日々の活動の中にもそういった意識を高めていくということが必要だというふうに考えております。地域の移動に困難な方、そういったところの把握、そういったものもしっかりしていきたいというふうに考えております。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 計画内容については住民へどのように周知し、地域ごとの防災行動につなげていく考えか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 災害発生時また災害発生すると思われる場合には、各消防団等に連絡をして周知活動、消防車を使った周知活動などに御協力をいただいております。

先日の津波にありまして、関係分団に関しましてはパトロールを行っていただいたところでございます。事前の備えも必要であるということから、そういったところも現在消防団合わせて、消防交通係のほうで連携しながら対応しているところでございます。またこの体制をしっかり維持、またより広げていくための努力を重ねていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 地域防災計画の見直しを踏まえ、計画を実効性のあるものにしていくためには、住民への周知が地域防災力向上に最も重要であると考えます。その取組について、早急に対応していただければと考えます。

次の質問に入ります。災害発生時には、行政による公助だけでは対応に限界があり、住民一人一人による自助、そして地域で支え合う共助の役割がますます重要になっております。特に、人口減少や高齢化が進む中で、地域の防災力を維持向上させていくためには、行政による継続的な支援と、地域活動の活性化が不可欠であると考えております。そこで伺います。自助、共助の重要性が高まる中、地域防災向上のために行政としてどのように支援を行っていく考えか伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 地域の防災力の向上これには議員おっしゃるように、自助や共助、こういったものの実践、これは欠かせないものであるというふうに認識しております。初動という観点からも、とても重要な部分だというふうに考えております。そういった中で、災害時には行政の支援がすぐに行き届かない場合も想定されるため、まずは命を守るという観点からは、平時からの備えや地域での支え合いが大きな役割を果たすものというふうに認識をしております。

行政といたしましては地域で取組やすい環境づくりを進めることが重要であり、防災訓練の充実、また防災情報の提供、啓発活動の強化などを通じて、地域の皆様の取組を支えて参りたいというふうに考えております。関係団体、関係機関との連携を深めながら、必要な部分に関して支援をしていくような所存でございまして御理解を賜ればと思ひます。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 共助の重要性は理解をしますが高齢化が進む中では、地域だけの支え合いに限界があると考えます。

その点についてはどのように認識をされていますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほど申し述べましたように、各地域の消防団等が高齢者等の把握等、今実際行っていていただいております。ただ個人情報というような関連もございますので、なかなか深くは入っていけない要素もありますが、少なくとも独居老人、もしくは身体が不自由な方、そういったところの把握はある程度進んでおるようでございます。そこに対する声掛けそういったものを消防団の皆様をお願いをして進めているところであり、また災害時には、そこに対する声掛け、支援等していただくようお願いをしているところでございます。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 共助の限界にも認識をしているとは思いますがその中で、行政による公助として今後特にどのような取組を強化していく考えでしょうか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 特に、自助、共助だけでは先ほど申し上げておりますように、自助、共助が初動の対応体制としては重要になってくると思います。そこに必要な支援というものを協議を進めながら検討し対応して参りたいというふうに考えておりますとともに、自助、共助を進めるべくその訓練、そういったものというのをしっかり対応していきたいというふうに考えておりますし、非常備消防に対する予算等も計上させていただき、議決もいただいておりますので、そこら年次的に対応して参りたいというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 共助にも限界があると認識しているとは思いますが、その中で、公助として今後どのような取組を強化しなければならないのかを検討し、住民の周知もあわせてお願いをしておきます。

次の質問に入ります。地域防災力の向上を考える上で、特に配慮が必要となるのが、高齢者や障害のある方など、自力で、避難が困難な方々への対応であります。災害時においては、こうした方々の地域全体で支え、安全な避難につなげる体制づくりが重要であり、そのためには平時からの見守り支援体制の構築が欠かせません。

そこで、高齢者や避難行動支援者に対する見守り体制及び避難支援体制の現状と課題は、伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 見守りや支援の取組、これまでも地域のつながりの中で形成されてきており、災害時の初動対応によって、先ほどから申し述べており

ますように、大きな役割を果たしていくものだというふうに認識をしております。

行政といたしましても地域全体の支援体制を把握をして、必要な対策につなげていくことが重要であるというふうに考えておりますが、地域ごとの実情があったり、生活環境の変化など、地域の皆様との情報共有をより確かなものにしていく必要があるというふうに感じております。そのため地域との連携を深めるとともに平時からの意識づくりの体質が体制の実効性を高める上で大切であるというふうに考えており、行政といたしましても見守りであったり、避難支援が円滑に行えるよう、必要な支援や環境整備に取り組んで参りたいというふうに考えております。

ここに関しましては、地域の、先ほどから申し上げておりますような防災組織であったり、消防団等との声をしっかり聞きながら反映させていければというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 実際の災害時に誰がどのように避難支援を行うのか、具体的な体制はどのようなになっているのか伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 具体的なことを全部述べますと時間が幾らあっても足りませんので、私が災害対策本部長になるというようなことでございまして、各課消防交通係を中心に、各課での対応というふうになっております。まずは役場としては、まず職員にしても、自らの命を守る、これを前提とし移動可能な場合は本部に集結をするというような対応をとっております。それ以降、各課においてそれぞれの分野、担当地区、そういったところを意識統制の中でとっていくような形をとろうかと思えます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 支援者確保が難しい地域に対し、行政としてはどのような関与していく考えでしょうか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 支援者不在ということがないように職員を割り振り、職員がそこに出向けない場合も含めながら、複数人の職員を配置するようなことで検討して実施をしていこうというふうに考えているところでございます。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 支援者確保が難しい地域に対して、行政としてどのような関与し、実効性のある避難支援体制の構築につなげていくかにより、防災体制向上が図れると考えております。

次の質問に入ります。地域防災力の向上を図る上で地域ごとの実情を十分に把握し、それぞれの課題に応じた対策を講じていくことが重要であります。人口減少や高齢化の進行状況、避難所までの距離、地理的条件などは地域によって異なり画一的な防災対策では十分に効果が得られない場合もあります。そこで、地域の実情に応じた防災機能の強化にどのような取組を想定しているのか

伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 地域の実情これに応じて防災機能の強化これは地域ごとの特性であったり課題を踏まえた取組が重要であるというふうに認識をしているところでございます。その中で自助や共助の意識が高まること、これは地域のつながりの中で支える仕組みが育まれ、防災組織としての活動へと発展していく景気になるものと考えておるところでございます。

行政といたしましては、地域の状況先ほどから申し上げておりますように、地域の状況であったり課題というものを一つ一つ拾い出しながら、これを共有し、関係団体、関係機関の皆様と連携を深め、地域で必要とされる取組が進められるための支援をして参りたいというふうに考えております。こうした連携を通じて地域の実情に応じた防災機能の強化につなげていきたいというふうに考えております。

この前、6月1日の台風時に避難所を開設しましたが、ここにも職員を3人、特に避難された方が女性の方がいた場合ということで女性職員も1人、合計3人で対応しておりますので、そのような日頃の行動でもその形づくりというのは醸成されていくものではないかなというふうには考えておりますが、引き続き、各防災協力組織、また消防団団長等々連携をとりながら、またひとり暮らし、要支援、要介護の皆さん方におかれましては、包括支援センターとの連携を図りながら情報把握に努め対応を検討していくようお願いをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 高齢化や担い手不足が進む中では、地域だけで防災体制を推進することは難しくなっていると考えます。行政が主体的に関与していく必要があると考えますが、その点についてはどのように認識をしておりますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 高齢者の見守りに関しては社会福祉協議会のほうにもお願いをして、社会福祉協議会のほうで対応していただいている部分もございますが、特に、先ほど申し上げました防災の観点から申し上げますと、各区長さん、集落長さん、行政連絡員の皆様等にもお願いをしているところではございますが、消防団等も特に野間以外の校区については、ある程度の把握がなされているようでございますし、対応も可能なような状況だと伺っております。そこをより強く進めていくべきだと思いますし、子どもに関しても各集落等でのいろんな活動も始まりつつあるようでございますので、そういったところもしっかり見据えながら、対応そしてまた支援ができるのであれば、支援を検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 地域の実情に応じた防災機能の強化については、地域ごとの課題を的確に把握し、地域任せにすることなく行政として主体的に支援をしながら、実効性のある防災体制づくりを進めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。それでは、施政方針の中から２点目の高齢者の見守り体制について伺いをいたします。

本町においては、高齢化が進展しており、ひとり暮らしの高齢者や認知症により徘徊の恐れがある高齢者への対応は、本人の安全確保はもとより家族や地域住民が安心して生活するためにも重要な課題となっております。

そのような中、緊急時に迅速な対応を可能とする緊急通報装置や所在確認に有効な携帯 GPS 対応事業は、高齢者を地域全体で見守る重要な施策であると考えております。

そこで、独居高齢者や徘徊の恐れのある高齢者に対する緊急通報装置及び携帯 GPS 対応事業について、現在の利用状況と今後の取組をどのように考えているか伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほどから述べている要素と少しダブるところもございますが、まず独居高齢者であったり、徘徊の恐れのある高齢者に対する緊急通報装置及び携帯 GPS 対応時状況、また今後の取組ということの御質問でございますが、まず、利用状況に関しましては令和８年５月末現在で、緊急通報装置が７台、携帯 GPS ２台を対応しているところでございます。

今後の取組につきましては、現在社会福祉協議会から各集落単位でお願いをしているところであります。いわゆる地域の見守りネットワークの推進、あわせて各関係機関との連携を密にして情報共有を図ることで、不測の事態に迅速に対応できる体制を強化して参りたいというふうに考えております。

また先ほど答弁いたしました緊急通報装置や携帯 GPS の活用を進めながら、デジタル技術を活用した安否確認が可能な仕組み、例えば見守り用の IT 技術を活用した高齢者のアプリやセンサーを設置し、高齢者の生活状況をリアルタイムで把握できるシステムなど活用可能なシステムの調査導入の可否などについては、これからもしっかり検討して参りたいというふうに考えております。

このような取組を通じて独居高齢者や徘徊の恐れのある高齢者に対する見守り体制の充実を図っていく所存でございます。また地域の皆様の御理解と御協力が不可欠であるため、今後とも積極的に情報発信の機会を設けて参りたいというふうに考えております。

以上が、今後の独居高齢者や徘徊の恐れのある高齢者に対する見守り体制に関する取組についての答弁ではございますが、包括支援センターのほうで要支援、要介護の皆さんには丁寧に対応させていただいているところですし、職員も一生懸命そこに関しては、対応させていただいているところでございます。そういった中で、引き続き地域の皆様とともに安全で安心な社会の実現に向けては努力をしていきたいというふうに考えております。

この GPS 等もつけても何もならないというような声も聞きますが、10 人徘徊された中で、1 人の人でも行く所在が分かるためにはこれは対応していきますし、またそれを心配な保護者といいますか御家族の皆さんはぜひ利用していただければありがたいというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9 番、日高和典議員。

○9 番（日高和典議員） ただいま対応等の実績等もありましたが、必要とする高齢者や家族に制度が十分に行き届いていると認識していますか。どうでしょうか。必要とする高齢者や家族に制度が十分に行き届いていると認識していますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） そこにつきましては非常に案内をする要素というのが、限られた要素になっている部分もあるかもしれませんが、高齢者対応のほうではしっかり案内をしておりますので、その会議に来られない方、また集落の民生委員さんとか、地域でのそういったところにはお願いはしておりますが、なかなか周知をしてもなかなか理解ができない部分もあるかと思いますが、引き続き周知を徹底していったり利活用を高めていければというふうに考えてます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9 番、日高和典議員。

○9 番（日高和典議員） 独居高齢者や認知症高齢者の増加を踏まえて潜在的な利用対象は増加していくと考えられますが、現状どのように認識していますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい、おっしゃるように高齢化率が 40%を超えております。今後、健康寿命を延ばすための施策等も必要になってはきますが、少なからずとも、これから先 20 年ぐらいは、独居であったり支援が必要な高齢者というのは増えてくるものだろうというふうに考えておりますので、こういったところに関しては福祉施策というものをしっかり充実させていかなければならないというような認識でおります。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9 番、日高和典議員。

○9 番（日高和典議員） 高齢化が進む中で制度の整備だけではなくて、支援が必要な方を早期に把握していただき、実効性のある見守り体制につなげていただけたらなと思っております。

次に 3 点目、施政方針に書かれている観光交流施策の取組について伺いをします。本町の観光振興や交流人口の拡大を図る上で、交通アクセスの充実は極めて重要な要素であります。豊かな自然や歴史、文化など魅力を有しても、来島しやすい環境が整わなければその魅力を十分に発信することはできません。

そのような中、施政方針では、ジェットチャーター便や直行便就航に係る要望活動等を継続していくことが示されており、そこで観光交流事業の拡大に向けジェットチャーター便や直行便就航に係る要望活動を継続しているとのことであるが、これまでの取組に対する成果と課題をどのように認識しているか伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 観光交流人口の拡大につきましては、種子島空港利用促進協議会などをはじめ関係機関と連携をしながら、航空路線の維持、利用促進

に向けた要望活動に取り組んできたところでございます。

この要望活動の中ではジェットチャーター便等につきまして特化して説明をさせていただきますと、ジェットチャーター便の運航であったり大阪国際空港からの季節運航便の継続など一定の成果があったものであるというふうに認識をしております。また一方で直行便の定期就航には至っておりません。航空会社の経営判断や利用需要、機材運用など様々な問題もあると認識しております。機材繰り等も含めまして今この円安という環境の中で、非常に航空会社も困窮しているような状態であるというようなお話を伺っております。こういったところにも国の支援等もしっかりいただきながら、種子島へ向けた誘客というものは引き続き要請活動等を続けていかなければならないのだろうなというふうに考えております。

また新型コロナウイルス感染症の影響により観光需要が大きく落ち込んだ時期もございました。継続的な誘客には厳しい面というものも確かにあったのだろうというふうに考えておりますが、コロナ等も収まり感染症に関しても不安も大分遠のいた要素もございます。徐々に来島者も増えつつある状況でございますし、これにつきましては、今後関係自治体、また関係機関と連携をしながら観光交流人口の拡大に向けては一足飛びではいけません、粘り強く取り組んで参りたいというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） これまで様々な取組を行ってきたことではありますが、長年同様の施策が続く中で、今後は従来の延長だけでなく新たな視点や具体的成果につながる取組が必要と考えます。その点についてどのように考えますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 具体的にといいますかこれは行政のみで誘客ができるかというところではない要素も多々あるふうに認識をしておりますので、ここにつきましては、いろいろな企業さん等と今連携をとりながら、常に2拠点生活を始めてる町民というような町民といいますか、島外者から来島されてる方もおりますし、事業を起こし始めた方もいらっしゃいます。そういったところとは、使える事業等を使いながら積極的に対応していただくようお願いをしているところでございますし、やはり何といたっても島内だけでは完成しない要素としては島外の資本、そういったものを呼び込むというのは非常に有用性があるものでありますので、そういったところに向けての積極的な要望活動を続けて参りたいというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 観光交流施策については、長年の取組をしっかり検証するとともに、従来の延長だけでなく本町ならではの特色を生かした新たな視点で、具体的成果につながる企画展開をお願いをしたいと思います。

次の質問に入ります。次に、町有施設等について質問をいたします。まず、町有財産の運営管理及び今後の活用についてです。旧南界中学校跡地及び熊野干拓跡地については長期間にわたり具体的な活用方針が示されていない状況

にあると認識をしております。現在の管理状況及び維持管理の現状はどのようなになっているのか。また、地域振興や民間活用等も含め、今後どのような方向性で活用や検討をしているのか、見解を伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 町有施設、町有財産の運営管理及び今後の活用についてということで旧南界中学校跡地より熊野干拓地跡地の今後の活用についてというところに特化して答弁をさせていただきますと、旧南界中学校跡地におきましては、これまでも御説明しておりますとおり校舎については耐震診断の結果から活用が難しい状況でございます。

一方、屋内運動場につきましては校区の皆様を中心に現在も利用されており、グラウンドにつきましても南部ソフトボール大会での活用や地域の皆様による草払いなど、地域のつながりの中で現在維持管理が行われているところでございます。また熊野干拓跡地につきましては現在のところ熊野神社の初詣における参拝者用駐車場としての利用に限られており、それ以外の活用は行っていない状況でございます。

いずれの施設につきましても現時点で具体的な活用計画はございませんが、公有財産の活用が町民の皆様にとって有益なものとなるよう、地域の皆様や議員の皆様からの御意見を伺いながら今後の方向性について検討を進めて参りたいというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） ただいま答弁で有益なものになるという検討していくということですが、旧南界中学校跡地及び熊野干拓地については、これまで町内においてどのような活用検討や、協議が行ってきたのか具体的な検討経過があれば示していただきたいと思います。

それとまた民間活力導入の観点から、公募や事業者への意向確認、活用提案募集等を行った実績があるのか、さらに現在までの維持管理について年間どの程度の経費を要しているのか伺います。

加えまして方向性が定まらない未利用状態が継続することになれば、施設の老朽化や管理コスト増加が懸念されると思っております。町として、いつ頃までに一定の活用方針を示す考えなのか。町有財産は、単位に保有維持するだけでなく、地域活性化や財源確保、住民サービス向上につなげていく視点が必要であると考えます。今後より積極的な利活用に向けた取組を進める考えはないか、改めて見解を伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 南界中跡につきましては二、三者民間のほうで使えないかというような相談もございますが、耐震補強の必要性があるということで断念をした経緯がございます。

そういった中で町内の公共施設におきましては、種子島こりーなだったり中央公民館などの市民文化系施設、また歴史民俗資料館といった社会教育施設、中央運動公園や体育施設などスポーツレクリエーション系施設、婦人の家など

の産業系施設、学校教育系施設、保育所や保健センターなど保健福祉施設、さらに庁舎、公営住宅、教職員住宅など多岐に渡る施設がございます。これに道路や橋梁の土木系施設を含めると非常に多くの公共施設を保有している状況でございます。これらの施設は住民サービスの提供に不可欠な財産として各所管課において日常の維持管理を行っており、管理にかかる費用今現状で私の手元にはございませんので答弁しかねますが、そうそう大きな金額での維持管理ではないというふうに判断、把握しております。

また施設管理の効率化を図るために定期的な点検診断を実施して、必要に応じて修繕や改修を行うことで、安全性や利便性の確保に努めているところでございます。これは全般的な公共施設のことですね。また少子高齢化による人口減少など本町を取り巻く環境これは大きく変化しており、施設の利用状況や維持管理にかかる経費についてもこれまで以上に丁寧な検証が求められているところではないかというふうに考えます。

こうした状況を踏まえて各施設の利用状況、老朽化の状況、維持管理に必要な経費などを把握しながら必要な見直しであったり、場合によっては利活用の検討、こういったものを進めて参りたいというふうに考えているところでございます。少なくとも、南界中学校の旧校舎につきましては利用ができないというところで考えておりますので、それに関しては民間等が解体し何かを設置するというような要望、またそういう希望があれば対応してもいいのかなというふうなことも考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 今後検討をしていくということではありますが、旧南界中学校につきましては、築後60年が経過しており公共施設個別計画においては、解体、売却、譲与等、所有権移転に向けた検討を進めるとの方向性が示されております。また今後施設を活用していく場合には、耐震補強工事を含め、多額の改修費用が必要となるものと考えられます。

そこで、町として現時点において、旧南界中学校施設を今後も維持活用していく考えなのか。それとも解体や譲渡等を含めた整理を進めていく考えなのか具体的な方向性を明確に示すべきではないかと思います。

また、これまで耐震性や改修費用等について具体的な試算を行ったことがあるのか。さらに、長期間方向性が定まらないまま施設を維持し続けることは管理コストの増加や、施設劣化につながると考えますが今後一定の期限を設けて方針決定を行う考えがないか伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現時点で期限を決めてということはございませんが、確かにもう老朽化しており非常に危険構造物にもなりかねませんので、そこら辺は早急に検討しながら対策を進めていきたいというふうに考えておりますし、様々な公共施設等に関しましても維持管理の観点、また運営の観点から公募を含めた対応、そういったものも必要な時期には来ているのかなというふうに考えておりますのでそこら辺は今日一足飛びに行けるわけではございませんの

で、議員の意見も参考にしながら進めていければと思います。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 公共施設個別計画におきましては既に解体調査等を含めた方向性が示されている一方で、耐震性や改修費用、さらには解体費用についても具体的な試算が行われていないということであれば、施設の今後を判断するための基礎資料自体が十分に整っていないのではないかと感じております。

そこで町として、旧南界中学校施設について継続を有するのか、民間譲渡等を進めるのか、解体整備を進めるのか、そしてその判断を行うために必要となる耐震診断、改修費用の試算、解体費用の試算、民間活用可能性調査等を実施する考えはないのか。

また、現状のまま長期間放置状態が続けば、施設劣化に危険性や結果としてさらなる財政負担増加にもつながると考えます。検討という答弁が長年繰り返してきたのではないかと感じますが、今後具体的にいつ頃までに一定の方向性を整理する考えなのか、改めて伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 今、建設費等も大変高騰しておる状況でございます。南界中学校跡につきましては、耐震の検査ももう既に済ましており耐震で不備があると、耐震対策をしないと使えませんよという結果は出ておりますので、解体もしくは民間譲渡というような方向性でしか今のところないのだろうなというふうに考えております。

様々なものを公募をかけて売却していく、もしくはその指定管理者制度で行っていくというのはもう当然考えていかないといけない時期に来ておりますので、いつまで検討しても検討だけじゃ駄目だよっていう議員の意見も分かりますが、そこはより町民に負担のかからないような方向で考えていかないといけないのだろうと思いますので、時期を見ながら判断をしていければというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 旧南界中学校跡地及び熊野干拓地につきましては、長年にわたり方向性が定まらないままに現在に至っております。施設の老朽化は今後も進み、判断を先送りするほど将来的な財政負担や管理上の課題も大きくなるものと考えるところでございます。

町長におかれましては任期が残り少なくなる中、将来世代に課題を先送りするのでなく一定の方向性を示していただくことを強く求めます。

次に、公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画の実効性について質問をいたします。人口減少や財政状況を踏まえ、公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画を策定し、公共施設の適正管理や長寿命化、統廃合等が進められていると認識をしております。しかしながら、旧南界中学校跡地をはじめ、具体的な方向性が示されていない施設が見受けられ、計画と実際の取組に乖離が生じているのではないかと感じております。また施設の老朽化が進行する中で、維持管理や解体費用の増加も懸念されるところであります。

これまでどのような施設見直しや統廃合利活用等を進めてきたのか、進捗管理はどのように行っているのか答弁を伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 公共施設等総合管理計画に基づいて、これまで行ってきた改修であったりそういったものでございます。先ほど申し上げましたが公共施設につきましては多々ございまして、これらの施設これは住民サービスの提供に不可欠な財産として所管課において維持管理を行っているところでございます。施設管理の効率化を図るために、様々な工夫をしながらやっているところでございますが、安全性が最優先されますのでその安全性と利便性、この確保には努めているところでございます。

少子高齢化による人口減少、こういったものもそこを真剣に考えて検証していかなければならない状況になっているということは私も思いますので、これは最近ここ数年で公共施設の改修等を再編交付金を使ってさせていただいておりますが、今壊すわけにはいかない、必要であるという判断を計画の中でもしておりますし、再編交付金という使える予算が入ってきたからできることであって、これが入ってこなければまだ中央体育館も雨漏りがしている状況であったりとか、そういったことになろうかと思っておりますのでそういう必要なところを最優先しながら計画検討していく予定でございますが、議員おっしゃるところの南界中跡地、また熊野干拓地についてもその予算であったり、どのように使っていくかという方向性というのは早期に検討していきたいというふうに考えております。

先ほども申し上げましたが、南界中の旧校舎２階建ての校舎につきましては耐震に適していないという判断はいただいております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） ９番、日高和典議員。

○９番（日高和典議員） はい。公共施設個別計画について町として具体的な工程管理、進捗管理を行っているのか伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 進捗管理は行っており、それに準じて改修等を行っているところでございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） ９番、日高和典議員。

○９番（日高和典議員） 公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画については、策定すること自体が目的ではなくて、実際の施設管理や将来の方向性にしっかり反映されることが重要であると考えます。今後は進捗管理や検証を十分行いながら、計画の実効性確保に努めていただくことを求め、次の質問に入ります。

それでは、最後の人口減少対策について２点質問いたします。

まず１点目として、人口減少や少子高齢化が進行する中で、地方自治体において移住定住だけでなく、地域と継続的につながる関係人口の創出拡大が重要な課題となっております。

そのような中、総務省は地域外の人材が継続的に地域と関わる仕組みとして、

ふるさと住民登録制度の検討を進めております。本町においても出郷者や観光来訪者、ふるさと納税寄附者など多様な形で本町と関わる方々との関係性を深めることで、地域活性化や将来的な移住定住に取り組む必要があると考えます。

そこで、制度に対する本町の認識と制度概要をどのように捉えているか伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 制度に対する本町の認識と制度概要ということで簡単に説明をさせていただきたいと思いますが、総務省が提唱しているふるさと住民登録制度につきましては地域外に居住しながらも継続的に地域と関わりを持つ、いわゆる関係人口を可視化し地域とのつながりを深めていくための仕組みであると認識をしております。

人口減少や少子高齢化が進行する中、地方自治体においては移住定住施策のみならず地域外の方々との多様な関係性を構築していくことが重要であるというふうに考えております。

本制度は本町出身者や観光交流者、ふるさと納税寄附者など本町に関心やゆかりを持つ方々との継続的なつながりを維持し、地域活性化や将来的な移住定住につながる可能性を有する施策の一つであるというふうに捉えております。

今後につきましては国の動向であったり、先進自治体の取組などを注視しながら、情報収集に努めて参りたいと考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 関係人口を可視化し地域とのつながりを深める仕組みとの答弁がありましたが、現在本町として関係人口をどのように定義し把握しているのか。また本町出身者やふるさと納税寄附者、観光交流など町と関わりを持つ方々に対し、継続的に情報発信や地域活動への参加促進など具体的な関係構築の取組を現在どのように行っているか。

さらに今後、本制度を研究するに当たり単なる登録制度として終わらせるのではなく、地域活性化や将来的な移住定住へどのようなにつなげていく考えなのか、町長の見解を伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現在、本町におきましては関係人口について明確な定義づけ、また人数把握まで至ってはおりませんが、本町出身者やふるさと納税寄附者、観光来訪者、各種交流事業参加者など、本町に関心やゆかりを持つ方々が該当するものであるというふうに認識をしているところでございます。

またこれまでも広報紙やホームページ、SNSなどを活用した情報発信のほか、ふるさと納税を通じた特産品PR、また各種イベントや交流事業などを通じて、本町とのつながる仕組みづくりが重要であるというふうに考えております。

そのため、今後につきましても、国の動向や先進事例などを参考にしながら本町に適した関係人口施策の在り方については、研究して参りたいというふうに考えております。また出郷者の会であったり寄附をしていただいている皆様方へは、御礼状を含め、またの御願いと、それとまた来島されることを御願ひ

するような御案内等も、常にさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） はい。先ほどの答弁で本町として、関係人口の重要性について一定の認識を持っていることは認識をしました。しかしながら、人口減少が進む中で一度来てもらうだけでなく、町との関わりを継続して応援してくれる人を増やしていく視点が今後ますます重要になると考えます。

特に本町出身者やふるさと納税寄附者、観光交流者など、本町に関心や愛着を持つ方々との継続的な関係づくりは、地域活性化や将来的な移住定住にもつながる可能性があると考えます。

そこで質問します。本町において、関係人口の創出、拡大に向けた現在の取組はどのようなものがあるかお伺いします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 本町における関係人口の創出拡大に向けた取組ということでございますが、ふるさと納税事業を初め観光事業、移住定住施策、各種交流事業などを通じて実施をしているところでございます。具体的にはふるさと納税などを通じた本町特製品のPRであったり情報発信、町ホームページやSNSなどを活用した観光・地域情報の発信に取り組んでおるところでございます。

またスポーツ合宿、イベント開催、各種団体との交流事業などを通じて、本町を訪れる機会の創出にも努めております。さらに移住定住や空き家情報の提供など、将来的な移住定住につながる取組も実施をしているところでございます。

今後につきましても、本町に関心を持っていただける方々との継続なつながりづくりを意識をしながら、関係人口の創出、拡大に努めて参りたいと考えているところでございます。

また地域おこし協力隊も2名本庁に来ていただいておりますので、SNS等による情報発信なども積極的にやっていただいておりますので、そのようなものを活用しながら本町の魅力を発信していければと思いますし、関係人口の増につながるような形づくりができればなというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 現在、ふるさと納税や観光振興、交流事業など、様々な取組を実施しているとのことですが、それぞれの事業が単発的な交流で終わっていないかという視点も重要であります。

例えばふるさと納税寄附者に対し、その後も継続的に町の情報発信を行っているのか、また観光やイベント参加に対し観光や地域との継続的な関わりにつなげる仕組みづくりはどの程度できているのか伺います。

さらに関係人口の創出については単に人数を増やすだけでなく、町の応援団として地域活動や地域産業にも関わっていただく視点も必要であると考えております。

隣の南種子町ではとんみ一大使を活用して、町外在住者との継続的な関係づ

くりや情報発信に取り組んでおりますが、本町においても本町出身や本町にゆかりのある方々を対象とした、ふるさと応援団的な仕組みづくりを検討する考えはないか。

またふるさと住民登録制度のような仕組みを既存施策と連携させることで、新たな関係人口施策へ発展させる考えはないか伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい、本町におきましてふるさと納税寄附者であったり本町出身者、本町に関心を持つ方々との関係性を継続していくことが重要であり、現在も行っているところでございます。また議員御提案のようなふるさと応援団的な仕組みづくりにつきましては、関係人口の拡大や地域活性化の視点から有効な手段の一つであるというふうに認識をしております。

制度設計や運営方法、継続的な情報発信体制の構築など整理すべきものもあることから、今後、先進自治体の事例を参考にしながら研究して参りたいと考えております。

またふるさと住民登録制度につきましては既存のふるさと納税事業者や観光交流施策などとの連携可能性を含め、本町に適した取組について研究して参りたいというふうに考えております。

あととんみー大使さんというのが南種子町いらっしゃるということですが、我々の場合は各出郷者の会の皆さんが本当に積極的に対応していただいております、近畿、関東等での様々なスポーツ大会そういったものに、この中種子町から行く場合はこぞって応援に来ていただいたり、そういったこともしっかりとやっていただいておりますので、そこら辺はちょっと膨らませながら議員のおっしゃるような形づくりができればなあとは思いますが、そこもしっかり研究して参りたいと思います。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 9番、日高和典議員。

○9番（日高和典議員） 出郷者会が本町にとって重要な存在であることは私も十分認識をしております。長年にわたり本町支えていただいていることに感謝をしております。

しかし一方で、出郷者会員の高齢化や会員減少などの課題も全国的に言われています。今後は従来の出郷者に加え、若い世代、本町出身者でない中種子ファン、ふるさと納税寄附者など新たな層との関係づくりも必要ではないかと考えております。その意味でふるさと住民登録制度や、デジタルを活用した新しい関係人口の施策を本町として検討していく時期に来ているのではないかと改めて見解を伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現状では出郷者の会の皆様方の話を聞きますと、やはり広報誌を SNS で発信しております。現在、毎月。それを見ていただく方も結構いらっしゃるようでございます。そういったこともより強く進めていければなというふうに考えております。

また出郷者の方も確かに高齢化が進んで人手不足だというような話も聞い

ておりますし、そういったところも何か改善できる手だてはないのかというような話をいつもさしていただくんですが、いかんせん個人情報取扱いの問題で、案内状を出せない、住所を調べられないというところがございまして、非常に難題も多いなというふうな感じではございますが、参加をしていただいた若い人たちになるべく次の機会はたくさんの友達、また出身者でなくてもいいんじゃないのかというような話もしてお願いもしてきているところでございますが、そういったところも含めながら進めていければと思いますし、また本町出身者ではなく先ほど議員がおっしゃるような応援大使とか、そういったものに関しては企画のほうでしっかり検討さしていきたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） 9 番、日高和典議員。

○9 番（日高和典議員） SNS で発信をしているということの答弁をいただきました。人口減少や少子高齢化が進む中で、これからの地域づくりにおいては定住人口だけではなくて本町を応援し、継続的に関わっていただける関係人口をいかに増やしていくかが重要になってくると考えます。

本町には長年にわたり支えていただいている出郷者の皆様をはじめ、ふるさと納税寄附者、観光交流者、さらには宇宙航空関連を通じて、本町に関心を持っていたいただいている方々など多くの中種子ファンがおられると思います。こうした方々とのつながりを一時的な交流で終わらせるのではなくて、継続的な関係性を発展させ、地域活動や地場産業、観光振興、さらには将来的な移住定住へつなげていくことが、今後の地域活性化には必要であると考えております。

その意味でも、総務省が示しておりますふるさと住民登録制度は、本町にとっても大きな可能性を持つ取組であり、単なる研究で終わることではなく本町独自の関係人口施策として前向きに検討していただくことを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（迫田秀三議員） ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね 13 時 10 分からといたします。

-----○-----

休憩 午後12時04分

再開 午後 1 時08分

-----○-----

○議長（迫田秀三議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次は、池山朝生議員に発言を許可いたします。

7 番、池山朝生議員。

〔7 番 池山朝生議員 登壇〕

○7 番（池山朝生議員） 通告をしております、所管の兼務について、自衛隊対策室について、自然レクリエーション村について、以上3点の質問をさせていただきます。

まず1点目、所管の兼務について。役場内において所管を兼務している体制があります。限られた人材で行政を維持する努力は理解する一方、住民サービ

スの低下、職員の負担増、ほかにも懸念することがあるとしたら、このままの体制が行政運営として健全なのか、この議論が必要だと考えております。兼務の実態を示してもらいたい。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 兼務の実態というところで現状、現在の状況ということでございます。令和8年4月以降の兼務の状況につきましては、総務課において自衛隊対策室を兼務しているほか、町民課環境衛生係及び税務課固定資産税係において、それぞれの課長が係長職を兼務している状況でございます。

また近年は退職者が一定数発生する一方で、採用試験の受験者が減少しており、必要な人員の確保、これが非常に難しい状態が続いております。このため各課で業務を調整しながら、限られた職員で対応しているところでございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） これ令和8年度と町長の答弁にありましたけども、これ過去に、例えば令和7年度からこう続いているとか、そのことをちょっと確認させてください。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 中途での退職者がいたところへの対応として兼務をしたときもあります。令和7年度も、その前前の年であっても人事異動をかける時間がなく兼務をさせた要素もございます。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） ずばり聞きます。この原因を何と、どう認識していますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 職員の定数確保ということは、常に念頭にあるわけでございます。そういった中で採用試験等も募集、毎回かけておるところであり、社会人枠としての採用枠の年齢の引上げなども行っておりますが、受験者自体が減少していること、また、退職者が一定数発生をしたことなどが原因ではないかというふうに認識をしております。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） 退職者がいたということは、ずばり尋ねますけども、やはりこの人員の不足だという認識はありますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 議員おっしゃるとおり人員の不足が生じており、兼務をさせざるを得ない状況にあるという現状でございます。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） そうであれば、人員不足からして兼務体制がこの中で考えられる影響といいましょうか、実際に起きてる影響というのはどのように町長認識してますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 人員が不足することによる行政サービスの低下というのは避けなければなりません。そういった中においては職員数が減少した課や係では、一人一人の業務量これが増えることは、正直議員おっしゃるように避けられない部分があります。職員の健康面の懸念もございますが、基本的には業務の遅れや行政サービスへの影響も考えられるというふうに認識をしております。

しかしながら、業務の遅れや行政サービスへの影響を招かぬよう、職員の負担をできるだけ軽減し行政サービスの低下を招かないようにすること、これを私を含め職員全員が共通認識として持って業務に当たっているところでございます。とはいえ職員の負担というのでも軽減も考えていかなければなりません。

今後も全庁的な協力体制を維持しながら、業務の効率化であったり見直しを進めるとともに、人材確保に向けた取組を進めて参りたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） 今、町長答弁にしかしながらということがありましたけれども、これ実際に町長の認識、これで支障がおきてるという認識ですか。

精一杯努力をしてるということと、実際町民サービスが低下してるとか、そうですね、各所管においていろんなその政策の遂行とか、こういった業務に支障が起きてるという認識でいますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 業務に関しては会計年度任用職員の雇用など使って、業務量をなるべく分担するような対応はとっておりますが、今のところ、行政サービスの低下とまでは至っていないというふうに認識をしておりますが、今後そういう可能性もあるという認識は持っておりますので、職員採用に向けた工夫・努力をしていきたいというふうに考えております。現状として大きく影響しているものというのは、私としては認識をしております。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） 私は大いに、町長ね、支障があると見てますよ。町長の答弁の中では、採用、任用試験、採用職員ということもありましたけども、この人たちはまだ経験値がないんですよ。経験値がない。ということは、あくまでもその人たちはフォローとかこのことができたとしても、なかなか政策とか、ここに関わっていけない、入っていけない。ただ人材を充ててると言い方は大変失礼かもしれませんが、そういったことは否めない。

町長ねやはり、この後前後しますけども、私はこの兼務体制ということで、1番申し上げたいって、議論したいのが、自衛隊対策室なんですよ、この後の質問。手前で兼務体制が、自衛隊対策室もありましたけども、ここがあったもんで一応の事実関係といいましょうか、実態を聞いた上での質問としたいと思っているんですが、自衛隊対策室の件はさておいて、まず町長やはりね、今町長の答弁にありましたけども、やはり、住民のサービスの低下、それから1番

は職員の負担増ですよ。やはり職員は、やはり使命感でそういったことで業務やってるんですよ。私はそういう理解といいましょうか認識しております。

ですから町長が言いました。この支障が表に出てないということと、また、無理をしてるっていうことは全然違うと思ってますがね。やはり、ゆとりがあつてという言葉もありますけども、ゆとりがあつての業務運営では決してないと私は見てます。その点の認識はいかがですか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 会計年度任用職員に関しては、専門職を経験された方とを中心にしてその部門に充てたりしておりますので、そんなにただ充ててるだけということではないというふうに思っていたければありがたいと思います。

また職員の負担が増えるというのは十分私も認識をしております。また職員が少なくなっているということを職員も理解の上で、御協力をいただいている現状というのは、議員のおっしゃるとおりでございます。

また、この前も消防操法大会がございましたが、各地域での消防団員、また各校区、集落の行事、町が主催するイベント、そういったものにも職員が積極的に参加を今いただいております。そういった中では、非常にこの業務が複層することによって職員の負担、これが増えるというのは十分認識をしておりますし、休む暇もないんじゃないかなあというような危惧をするところもある要素でございます。

そういったところから、可能な限り人員を確保していく、これはとても大事なことだと、議員おっしゃるとおりであり、基本的には行政サービスの低下、政策立案の積極性、これが失われないように職員定数をしっかり確保していくということとはとても重要なことだというふうに認識をしております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） 確かにですね消防団の話もありましたけども、こういった人口が減少する中では、職員の確保等々の確保するのはなかなか難しいところがありますよ。

けども、かといって役場の行政サービスをするに当たっての仕事量が人が減ったから減るっていう理屈じゃないと思ってますよね。私自身思ってます。ですから、やはり先ほども言いましたけども、ゆとりをもってやる業務とは全然違うということじゃなかろうかと思ってます。

町長ね全然ねこの通告はしておりませんけども、おりませんけれども、今職員の数が不足してるということは認識してるわけですよ。いろんな募集をかけてます。けども思うような募集が集まらない。この認識はどうしてかと、どうしてだろうということを考えますか、考えておりますか。通告はしませんよ。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 職員の定数に関わることでありますので、認識をしているかどうかというところであれば、職員の採用試験の受験者数これというのは、当然本町の役場の組織自体に何か課題もあるのかもしれませんが、基本的には、人

口減少、そしてまた地元高校の卒業生がほぼほぼ県島外への就職・進学等であること。また、町村会等に入っている自治体の話を聞きますと、確かにどの自治体も採用者が少ない、退職者が多いという現実を聞いております。その働きやすい場所、魅力ある場所をつくるということが、そういう採用につながっていくものなのだろうというふうな認識もしておりますが、先日も鹿児島工業高校のほうで行われた企業ガイダンス、これにも職員を参加させて、そこで当町への就職のアナウンスをしてきたところでございます。

そういったことを今積み重ねておりますので、効果がてきめんに表れるものではないかもしれませんが、実質上そこら辺を中心にやっていくこと、そしてまた今、民間企業が非常に所得が高くなっているように伺っておりますが、どうしてもその所得という観点から、民間企業に流れる要素も多いのかなというような、原因としては、ではないかなという認識で今のところあります。これは確実なものではありません。私の認識として、そういうふうに捉えております。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） 今町長の認識聞いて安心しておりますよ。というのは、やはりこの採用するに当たっても、いろんな条件があると思いますよ、給与の条件、仕事をするに当たってのいろんな諸々条件があるんでしょうけども、やはりここには、広く言うと、大きく言うと、中種子町の知名度、働く人、県外にしても、Iターン・Uターンにしてもですね、やっぱりこういった地名度もやはりそういったところに大きく影響してくるんじゃないかなと私は認識は持ってます。あります。ですから、今後、そうですね。質疑の中で対応をどうしていくのか今後のこれを聞きましょう。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 対応策、これ即効性のある対応策というのはなかなかございませんが、今議員おっしゃるような発信であったり、そういったところもとても重要な要素になるんだろうというふうには思っております。

各課の業務自体も、一人一人ではなく複数で対応するような業務もございます。そういったところもありますので、またイベントなどについては、全職員に協力に取り組んでいただいております。この協力体制を維持しながら、先ほど申し上げましたようなガイダンス、就職・企業ガイダンス、また私も学校訪問も今いたしております。せっかくの機会なので、なぜこの種子島、離島に受験に来てくれないかというやはり高卒、大卒の方、自宅から通いたいという声が多いというような話を進路指導の先生から伺います。

例えば、加治木にある高校であったら、まず県庁を受験されるそうです。鹿児島市役所、そして始良とか近距離の公務員志望ということになることでございまして、親御さんからもそんな離島まで行かなくても、近くでいいんじゃないのかというような、やはり親御さんもそういう気持ちでおられるような生徒さんもいらっしゃるというようなことでございまして、工業系の学校に行きますとほとんどが公務員志望自体はもう皆無に等しいような状態であるとい

うふうに伺っております。やはり先ほど申し上げましたように民間企業のほうが、やはりその退職対応が非常にいい状態になってきているということで、民間企業、そしてまた国の機関、そういったところに行く、また県庁よりは、逆に市役所、なぜかという異動がない、転勤がない。そういった様々な理由も伺っておりますが、それをできない理由とする必要はないので、精一杯、情報発信に努めたり、何度も何度も学校訪問等を繰り返しながら、1人でも多くの採用者を見つけ出すこと、これは我々に課せられた使命だと思っておりますので、対応していきたいというふうに考えております。

今の危惧される議員の思いというのは私も全く同じ気持ちで今おりますので、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） 予算の審議においてですね、総務課長が全く議員の質問があったとき質問というかあったときにですね、総務課長このように言ってますよね。適正人員の確保に努め住民・町民サービスに支障がないよう各課共生して、業務に取り組むということをたしか、うん、総務課長が言っておられました。まさにね、今の現状実態はそれとおりになんです。だから先ほど言いましたように使命感を持ってやるということは、なかなか努力は理解できますけれども、これから持続的にやっていくためには、やはり適正な人員で職員でやっていく方向でしっかりと取り組んでもらいたいと思っております。関連するっというか同じような質問なんです、次の質問です。

自衛隊対策室が兼務になっております。先ほどの答弁にありました。私はこの本町の将来において、この所管の位置づけは交付金、住民対応等、重要な部署と考えております。兼務状態がこのまま続くことは健全な業務体制ではないと考えるが当局の認識対応をお願いします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほどの答弁と重なる部分もあるかと思いますが、議員御指摘のとおり、自衛隊対策室は本町にとって極めて重要な役割を担う部署であるというふうに認識をしておりますし、この兼務に対しては私も非常に違和感といいますか、それでいいのかなあというようなことを一生懸命考えたところでございます。

そういった中で、馬毛島における工事が継続している中で、影響を感じておられる町民の皆様の対応であったり、本町が進める自衛隊関連の取組を着実に進めていくため、町として特にしっかりとやっていかなければいけないという思いで設置をした課でございましたので、本来であれば専任体制を維持すべき部署であるというふうに考えておりますが、近年は、退職者が先ほどから申し述べておりますように一定数発生する一方、採用試験の受験者が減少しており、必要な人員の確保が難しい状況が続いておるところで、やむを得ず業務兼務による対応をとらざるを得なかったものでございます。健全な業務運営とは言いがたい面が、議員おっしゃるようなあるというふうに認識をしております。当面は総務課内で連携をしながら、これまでと同様の水準で業務が遂行で

きるよう取り組んで参ります。引き続き、人材確保や業務の見直しを進め、できるだけ早期に適切な体制を整えられるよう努めて参りたいというふうに考えております。

その交付金の関係で申し上げますと、どうしても財政系のほうと連携をした必要性がこれまでもありました。そういった中で、負担とそれから損失が少なくなるようにするために、総務課のほうで対応して交付金の調整等に関しては、財政係長のほうで対応する。また、財政係長は自衛隊対策室の係長でございましたのでちょうど自衛隊の交付金に関する様々な活用方法については、庁舎内では1番認識をしているほうですので、そういったところで財政とともにしばらく頑張ってもらう。

また、住民対応についても窓口一階が総務課ということもあって、町民の皆様、総務課のほうにおいでになって、これまでは二階の対策室のほうにどうぞというような話もしていたんですが、そういった御意見等に関しては共有をこれまでもしておりましたので、何とかこう職員数としては少ない兼務の中ではあるが、これまで以上に力を発揮していこうというような形で取り組んでいるところでございますが、決してそれがいいとは私も思いませんので、議員おっしゃるように、そこについては少しでも早く是正できるように努力をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） 町長ね、何とかでは駄目ですよ、何とかでは。今の状態が、繰り返し繰り返しになりますけども、顕在ではないわけですよ。

ここにね、皆さんも記憶に令和5年度ですから、いつも私これ新聞記事とか、こうしてこういった議会ですんですがね。町長の肝煎りでできた所管ですよ、つくった所管。令和5年10月、まだ3年も経ってない。ここにね当時の新聞記事を読みますよ。自衛隊対策室を中種子町が新設、今月から始動。中種子町は自衛隊対策室を新設し10月から始動させた。課長級、係長級の2人態勢。西之表市馬毛島で自衛隊基地整備が進む中、各課にわたる課題や米軍再編交付金事業の計画を取りまとめ、防衛省との協議を主体的な役割を担う、主体的な役割を担うんですよ。

この所管が今、自衛隊対策室の答弁で質問しましたら、町長の答弁の中に、しばらくはこの態勢でやっていく。なんとなかっていうような文言を聞きましたけども、このようなことでは駄目ですよ。繰り返し聞きますけども、この自衛隊対策室をどのような所管と認識をしておりますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現状としては人員不足、先ほどから申し上げておりますように、兼務をせざるを得なかったということでございます。議員から御指摘がありました、じゃあ明日また課を元に戻しますと言ってもなかなかそれがうまくいかないというところが見えて、人員不足によって、ですのでこれはしばらくというのは私の言い方が悪かったのかもしれませんが、先ほどから申し上げておりますように、職員確保に努め、その中でしっかり対応できるように対

応していきたいというふうに思っております。

ただ、ここで4月の時点で兼務を辞令を出しておりますので、というような意味合いでしばらくはという言葉を使ってしまいましたが、それについて、議員の言う通り、これは独立した課であるべきものであるという認識は変わりませんので、これは対応を早急にしていくべきだというふうには思いますが、いかんせん、人の動きでございますので、現状としてはこの状態で運営をさせていただきたいというふうに思っているところで、御理解をいただければというふうに思います。

私の肝煎りでつくった課でございますので、私も非常に躊躇しました。しかし職員の1番効率的な動き方、効率的なやり方をしたらもうそれはもう、涙を飲まないといけない部分もあるんだろうなというところ、また専門性に欠けるという観点からは、防衛省等の説明等もこれまで、自衛隊対策室並びに総務課長にも入っていろいろ説明を聞いていましたので、情報共有は十分にできている立ち位置だというふうに認識しております。ですのでそういった点では、決してそれが、負のほうに行かないよう懸命に頑張ってもらう所存でございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） そうですね、今言うように、総務課長が兼務しておるわけですよ。総務課長は言うまでもなく、各所管の要の立ち位置でいるわけですよ。町長が言いましたように、財政係長等々が総務課の中で、一つの課題に対してやってるということは私も分かります。だけど、この自衛隊対策室は、本当にどの所管が大事、どの所管を縮小してここにやるという話じゃないんですよ。けども、この所管は大事。中種子町の将来を決めるぐらいの再編交付金でしょ。これから想定されるといいましょうかこれからFCLPが始まっていくんですよ。今から始めるわけ。ここに対しての住民対応、これを前線であえて前線でいい現場で、これが出てきてやらないかん、やらなければならない1番の所管になりますよ。財源もしかり、今交付金は財源。

私は議員の経験上、前も何回も言ったかもしれませんが、再編交付金は10年間の時限立法、この中で令和13年に4年から始めて13年にこの期限が切れます。きます。この交渉をまた進めないかんわけですよ、当然。どこの自治体もやってます。岩国だろうが、和木町だろうが和木町かな、これをやるんですよ。これは、とりもおさず、やはり我々のこの自主財源が今のところ、税では当然追いつかないから、追いつかないというか、5億円という5億6,000万というこの財源が大きな財源です。これが少なくなることじゃなくて、また大きくなるという言い方があってるかどうか分かりませんが、維持しながら、また国に要望していく。大きな役目の所管ですよ、役割の。

この中で話は戻りますけども、総務課長が兼務するということ自体が、なかなかこれはあってはならん、将来。早急に、ここにいろいろ人材、苦しい答弁でしょう。人がいないわけですから、これを募集もしつかりとしていただいて、正常な健全な業務運営に早急にしていただきたい。

町長、答弁をお願いします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい、人材確保、これはもうしっかりやっています。

また行政、私どもは、庁舎内で動く限界というか、なかなか届かないところもございます。議員の皆さん方の御子息、また御親戚等該当される方がいらっしゃいましたらぜひとも、役場の採用試験を受けるよう御協力をお願いできればというふうに思います。

出郷者の会等に出向いたときにもそういったお願いもしております。ふるさとがあるんだから、ふるさとに帰って仕事をしてくれんかというようなお願いも、皆さん、親戚、知人に進めてくださいというお願いも、もう今ずっとしております。そういったところでやっています。

また人材が確保でき次第、早急にまたしっかりした課の再度設置ということになりますが、現時点でも兼務といえ自衛隊対策室長というのは総務課長ということでございます。自衛隊対策室がなくなったわけではございません。ただ議員おっしゃるように、総務課長も全部の課の総務に当たるわけですから、なかなか手が回らないのではないかという御心配をなさっている部分、これはもう十分私も同じ認識でございますので、対応していきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 7 番、池山朝生議員。

○7 番（池山朝生議員） なかなかね、町長苦しい答弁になるんですよ。それで、今言うように私はこの兼務体制っていうのは、やはり一時的なものじゃないと中種子町の行政は、これは本質的な問題だからしっかりと本当に腹を据えて、職員の確保等々もやってもらわなければ、これはなかなか厳しいですよ。しっかりと、やってもらいたいと思います。

最後の質問です。自然レクリエーション村について、第2管理棟新設の本年度の予算が、6,480万円計上されております。直近3年間の利用状況及び歳出・歳入状況を示してもらいたい。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 自然レクリエーション村の利用状況ということで御説明をさせていただきます。自然レクリエーション村全体の利用者数、これは令和5年度が7,287人、令和6年度が8,176人、令和7年度は7,035人となっております。このうちキャンプ場利用者数は令和5年度が3,160人、令和6年度が3,242人、令和7年度が2,984人となっており、一定数の利用は継続されているところでございます。利用状況としては以上でございます。

○議長（迫田秀三議員） 7 番、池山朝生議員。

○7 番（池山朝生議員） 町長ね、今の私も数字を聞きたくて今言ったんですがね。今町長の説明では、この利用状況、なるほど数字を聞いただけでは、今言ったように令和5年度が私も資料いただいておりますけども、7,200と7,000、8,000人1万人弱のことを言うことになるんですよ。

肝心要は、町長ですね歳出歳入。まず、歳出から令和7年度、今町長が言わ

れるように 7,287 名という利用者数があつて、どれぐらいの売上げを上げてるかといったら、これね、使用料とキャンプ場、管理棟ですね。管理棟とキャンプ場合わせて、令和 5 年度が 220 万円、令和 6 年度続けて言いますよ、220 万。令和 7 年度が 290 万円。これで、今度は歳入、これが歳入ですね。ごめんなさい。歳出においては、5 年度、6 年度、7 年度が、今歳入は 200 万超ですよ。平均して、歳入を言いますね、歳出を令和 5 年度は 1,270 万円。令和 6 年度は 1,259 万円。令和 7 年度は 1,500 万円。1,200、300、500 の間、1,000 万かかるんですよ、1,000 万。この数字をしっかりと、頭の中に入れていただいってもらっておいて、私が次の項目で質問しますが、これね。今でいうと利用者数は 5 年度、6 年度で月に 60 人なんです。ざっくり言って 60 人。今言う、この数字を頭に入れておいてもらって、この事業費 6,480 万か、この事業費、この必要性と、これからの将来の展望どのように描いているのか。この答弁をお願いします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 月の利用者数というのは 60 人ではなくて、600 人前後ではないかなと思うんですが、月の利用者数が、今議員 60 人前後とおっしゃいましたが、600 人前後ではないかなというふうに思うんですが、

○議長（迫田秀三議員） 7 番、池山朝生議員。

○7 番（池山朝生議員） 600 人だったら、12 をかけたらどうなるんですか。6 万になりますよ。7,000 人、1 万人にいかないから 12 でわれば 60 人だと、私が間違ってますかね。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） おおむね、すみません 250 から 300 ということの数字かと思いますが、その数的な問題ではないと思うので、次の質問で再度また答弁させていただきます。

○議長（迫田秀三議員） 7 番、池山朝生議員。

○7 番（池山朝生議員） そうですね、大きなこの利用者数っていうのは、勘違いするんですよ、聞いてたら 7,000 人も 8,000 人もいると、大事なのは 200 万しか収入がないってことなんです。で支出は経費が 1,200 万から 500 万ということですよ、毎年。この数字が大事なんです。

これを踏まえた中で、今回の 6,480 万円のこの事業費、予算。これを投じて、将来何をやりたいんだというところはどこまで描かれてるかということを今尋ねてます。お願いします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この事業につきましては、当初予算で議決をいただいた予算の中に入っている事業でございます。その中でなかなか予算委員会でも、詳しく踏み込めなかった部分もあるかと思いますので、ここで若干、議員の質問に対して答弁をさせていただきながら、説明をさせていただければと思います。

本年度に建設予定の第 2 管理棟でございます。平屋の鉄筋コンクリート造り

で、建物面積は96平米となります。この施設は、海水浴やキャンプ場を利用する町民や観光客の皆様を対象とした休憩室であったり、救護室などの機能を備えた施設となっております。

自然レクリエーション村の利用が最も活発となるのは、夏季の海水浴期間でございます。この期間中、熱中症対策として利用者の皆様には日陰での休憩や、こまめな水分補給をお願いしておりますが、現状では海水浴時の避暑地となる場所は十分に整備されていない状況でございます。そのため熱中症対策としての安全確保の観点から、休憩室や救護室を備える、本施設の整備は町民や観光客の皆様が安心してご利用いただくために、必要不可欠ではないかというふうに認識をするものでございます。

また将来の展望をどのように考えているかということでございます。本施設、自然レクリエーション村は、町内唯一の海水浴場を有しております。本町の観光拠点として重要な役割を担っております。夏の海水浴シーズンのみならず、オールシーズン型のキャンプ場としても利用され、近年のH3ロケット打ち上げ関係から、今後のキャンプ客の増加も見込まれると考えているところでございます。

将来的には、観光資源としてのさらなる強化を図り、地域の活性化に寄与することを目指して参ります。交流人口の増加を目的としたグリーンツーリズムやスポーツキャンプ合宿者への利用促進、小中学校の校外学習や清掃ボランティアなど教育面での活用、ワーケーションとしての活用による島外からの人や企業の誘致活動、ヨガやダンススクールをはじめとした地域住民による文化活動の場としての活用など、多分野においても有効な利用が可能であると認識しております。貴重な観光資源として、当施設の適正な施設管理を行い、将来にわたる持続可能な運営に努める所存でございます。

町民や観光客の皆様にとって魅力ある施設として育て、地域全体の発展にもつなげていきたいというふうに考えております。議員おっしゃるように、このこんだけの予算を投じて、こんだけの収入しかないのであれば、どうなのよということなのかもしれませんが、これに関しては公共性のあるものというものの観点から、ある程度のことは負担していかざるを得ない部分もあるのだらうというところと、あと先ほど申し上げましたように海水浴場が中種子町には一つしかございません。そこをしっかりと先ほどから、議員からも話がありますように情報の発信に努め、利用客を増やしていきながら、町民に喜んでいただける場所に発展させるためにも必要な施設であるというふうな認識でございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） 公共性のある施設だからこそ、この大きな予算を投じてやる事業であるからこそ、将来像がしっかり見えてないといけないってことなんですよ。

今の町長の答弁は、観光振興もうありきたりの話。ここにですね、このレク村のこの施設は、前町長の川下町長のときにこの第1管理棟ができたわけです。

ね。このときの予算がどれだけか分かりますか。2億1,600万かけてるんですよ、2億円。2億1,600万。27年度、28年度平成。ここに完成を見て、それから約10年、10年の中で、今言う200万ですよ売上げが、人の流れがないってことなんです。結果。歳出、コストが幾らかかっているかって1,200何十万、1,500万。町長ね、ここで10年間の中に、当然、川下町政の時代だから俺は、私はっていう話じゃないんでしょう。あつては困りますから、この10年の中で、これだけの民間じゃないけども、200万。1,500万、2億かけた。この事業費を6,480万に解体費用がおそらく予算1,000万これ組まれていましたから、これ合わせると7,480万、約8,000万としましょう。そしたら3億の事業ですよ。あの施設が3億。当然将来的に、今で言う町長の言葉で言うと公共性のある施設だから、町民がそこに潤って交流もいっぱい交流人口も増えて、そういう施設にならなければいけないんですよ。そのための施設をつくらなければいけない。

ここにですね、町長。これね、私も現場に3度行ってみましたけれども、見ております。図面もいただきました。これを見るとね、正確に平米数で言いましたが、坪数でいうと30坪ですよ。29.04坪、正確に。何ができるんだろうと思って、この図面を、私も土木の経験もありますから見ました。ほとんどが空間。倉庫ですよ、倉庫。憩いの場、救護室ということもありますけども、わずか10坪、ここに幾ら物価が高騰してるといっても、坪単価で、この6,480万をざっくり割ると240何万ってかかるんですよ。250万としましょう。坪単価ですよ。どんなものかなと思って、この空間ほとんど。洗濯室、キャンプの道具を入れる倉庫、私からみると倉庫。いや町長本当笑ってますけどもね、これ笑っているあれじゃないですよ。10年間川下町政から3億円の事業費が投入されようとする施設。ここが、先ほど言いましたが、そのコンセプトもあつてやろうとしたけども、私からいうと10年間何もその検証も、成果の検証もされてない。これを見てみました。長期振興計画の基本計画ですよ。この中に、この今回の6,480万が、どのようなコンセプトを持ってやろうとするのかなとこの整合性、見ましたよ。ここには長期振興の中でこう書かれていますよ。現状と課題、自然レクリエーション村での雨天の対応方法や閉鎖期の利用方法が今後の課題となっている。中種子町スポーツ合宿等誘致、このスポーツも入れてということですよ。ここにこのようなことが書かれてるんです。でも、全くこことは違うような施設ですよ。違うような施設っていうか、これは、このようなことをやろうとするような動きが一つもない、今回だって。多様化する観光ニーズに対応できる環境整備の検討と、ここにこれも書かれています。けども果たしてあれがそうかなといったときにはクエスチョンですよ。

町長ね、今言うこの事業費、確認します。聞きます。この事業は町長が所管に、私がよく私が肝煎りって言いますが、これでこの事業をやるぞと言った事業ですか、それとも所管の企画のほうから提案があつての事業ですか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この前解体した場所は御存じだと思いますが、第2管理

棟というようなことで、これが非常に老朽化をして、危険な状態であったというのは私も認識をしており、担当課もこれの改修もしくは建て替えが必要ではないかという意見があったので、予算の絡みも含めていろいろ吟味をしたところ です。

現状としては、今議員がおっしゃるように効果的に活用されていくのかどうかということも含めて、しっかりプランを考えていこうではないかという協議を何回も重ねたところ です。

そういった中で、ここ一、二年このユーチューブ配信をしていただいております。来島してキャンプ場を使われた方に。そういったこともどんどん広げていきながら、温泉保養センターと合わせて、その自然を感じてもらう宿泊というのも必要になってくるというところが、展開としては非常に先が割と見えやすいものもあり、また本町在住の町民の皆さん、多分テントを張ったことはない人もいらっしゃるかもしれない。そういったことも含めて、学校教育、もしくは、集落・地域での子どもたちの触れ合い、そういったものも含めて、利用していただくためには必要な施設であるというふうに私は認識をして、予算計上するように指示をしたところ でございます。

当然議員から以前からも公共予算に対する投資が大き過ぎではないかというような御指摘も多々いただいておりますが、これに関しても、幾分かの議論もあってしかるべきだが、今後の展開に向けた取組、これを担当課のほうで積極的にやるということを条件に私も指示を出したところ でございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 7 番、池山朝生議員。

○7 番（池山朝生議員） 町長ね、私は今尋ねてるのは、町長のこの肝煎りで、この事業を予算をやってレク村にこの第2管理棟をつくるんだということは町長のほうから言ったことなのか、所管の物事なのかということを知りたいんですよ。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） それはもう協議の中で進めたことであって、現状として第2管理棟を解体した部分を見に行ったときにこれはひどいなという話になりました。じゃあ新管理棟をつくる、新しく第2管理棟を設置するべきではないかというような話があって、それはしっかり我々も吟味をしました。だから私がこうやれって言ったわけではないですが、確かにその職員とも協議をしながら、必要でなおかつ効果的に使える要素が大きいという話になりまして、議案として提案をさせていただいたところ です。

今後そういった利用頻度を上げていくための努力というのは、私そしてまた担当課とともに努力をしていきますので、御理解をいただければと思います。

○議長（迫田秀三議員） 7 番、池山朝生議員。

○7 番（池山朝生議員） ご理解ができることとはまた違います。これをやるという、もう語気を強めて言いましたけども、そういう話じゃないんですよ。その次元の話じゃない。将来の展望としてここに観光振興を図る、交流人口を図る

ということの思いがあつて、この施設をつくるんだと。だから今まではこういうことができていなかったけれども私はここをやるんだと。そういう思い入れがあつてのことでやったのかなということを聞いてるんです。

話はちょっと前後しますけどもね。私も当然ね、この予算委員会の中で審議の中で、課長説明も聞いております。だけどもやはりは首長である、町長にあえてこの質問を聞いてるんですよ。予算決定はありませんから、総務課長といえども、それは町長がこうしたと。そこまで我々も聞けないんですよ、聞けないっていうか、これは分かるでしょ。ですから、町長はその思いがどこにあるのかということを再三聞いてるんです。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ですので先ほど申し上げておりますように、予算規模的なもの、利用頻度、我々もしっかり協議をしております。そういった中で今後、観光振興に向けた展開を図っていけるといような、担当課等とも協議をした中で、そしたら行こうという結論を出したのは私でございます。

そこに関しては、今後の観光振興に向けた取組という点では、様々な提案も担当課からもございましたので、そういったところは十分な満足いく説明が私にはなされております。

そういったところでちょっと予算大きくなるが、今でやらないと、もう今後またより物価高騰そういったものもあると、今やるべきだと。旧管理棟の危険度そういったものも含め、急変する天候にも合わせた町民もしくはキャンプ場利用者の避難場所というのも確保するという観点、またAEDを置いた対処室、またちょっと涼める場所、高齢者が遊びに来て涼める場所というようなことも含めて、利用価値が十分あるというような結論を私が出したところでございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 7番、池山朝生議員。

○7番（池山朝生議員） 分かりました。町長ね、私とは認識の違う全然違ってます。第2管理棟の今この新設工事って言いましょうかこれが予算づけにしてあるんですが、私からいうとあれは倉庫ですから、単なる。壊してしまつて更地にしとけばよかったんですよ。そのあとゆっくりと使い道、ここに第2管理棟つくる必要はないんだと。今の話を聞いて将来展望が何も見えない。ですから私はあえて、つくる必要なかったと。言っているわけですが言いますが、町長ねやはりね、町民の生活が疲弊してる中で、本当に7,000万弱の金っていうのは、大きなお金ですよ。そうするとやはり町民は、もっとこの財源は交付金の財源でありますけども、やはり、別な政策で当然使うべきじゃなかったらうかなと。私は使うべきだとこのように思っております。これは将来像が見えないということになると、これは無駄な金っていうか、生きた金じゃありませんよ。これで質問を終わります。

○議長（迫田秀三議員） ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね14時15分からといたします。

—————○—————

休憩 午後14時04分

再開 午後14時14分

―――○―――

○議長（迫田秀三議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次は秋田澄徳議員に発言を許可いたします。

3番、秋田澄徳議員。

〔3番 秋田澄徳議員 登壇〕

○2番（秋田澄徳議員） 通告しておりました農業の振興について、これについて2点質問をさせていただきます。

まず、遊休農地の早期再生について、これについて質問させていただきます。

現在、農地の貸手借手のマッチングにおいては、使える農地をえるうちに使える人にといいことで、農業委員の皆さん、そして農地利用最適化推進委員の皆様が仲介役として大変御苦労されているということは認識しており、感謝を申し上げたいと思います。

そのような中で緑色の区分、軽度な荒廃で再生が可能であるというふうな判断された農地、この農地の取扱いについて、黄色の区分、中度な荒廃で条件整備が必要であるというところへの移行する前の段階で、貸借の可能性を高めるための推進をするために、行政支援が必要ではないかというふうに考えているところであります。

国が示している国の事業ですが、遊休農地解消対策事業、この事業の活用も考えられるところではありますが、事業要件に一定の制約があったりします。そのために全ての農地に適用できるわけではございません。そのために貸借の可能性が高い農地については、町の支援策として単独事業を創設して速やかに再生を図って、当該地域の担い手農家への集積を推進していく。こういう考えがないか町長に伺います。

あとの質問については、質問席から質問させていただきます。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 農地の荒廃が進行する中、遊休農地の緑区分から黄区分に移行する前に、町単独の支援策による再生を図るべきではないか。そしてまた担い手農家への集積を推進する考えはないかという御質問に答弁をさせていただきます。

本町の農業委員会において今議員からも御説明ございましたように、毎年6月から8月にかけて農業委員及び農地利用最適化推進委員による、農地パトロールを行っており遊休農地や荒廃農地などを確認をしているところです。現状といたしましては、農業者高齢化に伴い農家数の減少や担い手不足により遊休農地は増加傾向にあります。

また、農地所有者によるあっせん申出や農地中間管理事業において、解約があるとすぐにでも耕作できる農地を当該地域の担い手農家などへあっせんしておりますが、受け手が決まらない借りたいが経営面積超過により作付管理不

能になることなどの状況化に現状としてはあるというふうに伺っております。

今回、委員の荒廃化に移行する前に町単独の支援策による再生を図り、当該地域の担い手農家などへの集積をする考えはないかという御質問でございます。これまで国の遊休荒廃農地解消に係る事業としましては、市町村や農地バンクによる簡易的な整備により、遊休農地を解消し担い手に農地集積、集約化する取組を支援する、いわゆる先ほど議員おっしゃいました、遊休農地対策事業、また農山漁村振興交付金で最適土地利用総合対策、令和８年度に拡充されました荒廃農地再編支援事業がございます。これにつきましても、議員おっしゃるような若干の縛り等もございます。といったところで、今後農地あっせんなどを行う中で担い手などから、遊休農地の解消を行い解消農地への作付け農地の集積相談、要望などございましたら、事業の要件を見極めて県農地バンク、町関係機関と連携を図り、国の遊休農地解消事業の活用実施を考えているところでございます。

農業委員会としては、新規以外の以前からの遊休農地についても日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員による現状把握に努めていただいておりますので、今後も農地パトロールによる遊休農地及び荒廃農地などの確認を実施するとともに、作業効率の良い使える農地を使えるうちに使いたい農家・担い手への農地の集積集約、あっせん活動を行い、特に遊休農地発生防止と可能な限り解消に努めて参りたいというふうに考えております。

現時点で、町単独の支援策というものというのがそのメニュー、そういったものも検討していかなくてはいけない部分もございます。また食料・農業・農村基本法の改正に合わせた、様々な対応策も国の支援策としてもあるのかもしれませんが、そういったところの調査研究も進めながら、議員のおっしゃる意味は十分認識できますので、そういったところも対応できるようであれば対応していくような、また予算化していくようなところも必要ではあるのではないかなという認識でございますので、これはすぐすぐにとということではございませんが、今度の国の予算等の配分を見ながら、我々のほう、自治体、町単独でやるべきところは出てくるようであれば対応はしていくべきかなというふうには考えております。そこら辺はちょっと時間をいただければというふうに思います。以上です。

○議長（迫田秀三議員） ３番、秋田澄徳議員。

○３番（秋田澄徳議員） 可能な限りは国の事業活用、必要であれば単独事業も考えていくということだったと思います。令和７年度の利用状況調査の数値を伺ったところなんですが、遊休農地の緑区分で、農地これが１２．７ヘクタール、そしてこのうち圃場整備地区が３．７ヘクタールあります。これ農業委員会からいただいた数値です。圃場整備の中に３．７ヘクタール、こういう農地があるところではですねやはり、せめて、最後のとりでとして、圃場整備だけでも将来にわたって守っていききたいこういう気持ちもあるのかなんです。

道行く農家の皆さんと話すこともあるんですが遊休地を見たときに、今手を入れれば耕作できるんだがというそう感じておられる方もいらっしゃるとい

うことがあります。そういう人もやっぱり先ほど町長からもありましたように、経営規模がもうぎりぎりに来てる。これ以上できないとかですね、そういう現状は確かにあるんですね。

それとまたもう一方では、自らの再生作業を行うための機械を持っていない。それから作業確保する時間がないというような、こういうこともあったりしているのが一つの課題となっているのではないかというふうに思います。

そこで単独事業の創設の関係なんです、軽微であればロータリー耕で済んだり、またはプラウとロータリーで済んだりとか、あるいはハンマーナイフモアを投入したりとそういうことをやったときにですね、経費は、10 アール当たり約 1 万円から 2 万円この程度なんですね。ですので、こういう作業をするという方もいらっしゃるんですね、町のほうとしてもやっぱりちょっとした助成をしていただければありがたいと思うんですね。

西之表市はこういう事業に、10 アール当たり 3,000 円助成をしております。中種子町でも、3,000 円でもいいのかそれ以上でも最良なんですけれども、そういうふうにした場合、まずは 5 年間で農地中間管理機構を経由して、担い手の農地集積を後押しする。こういう単独事業でのきっかけ、こういうのをするのは大事ではないかというふうに思っているわけです。

こういうきっかけづくり、単独事業でのきっかけづくりについて、町長。どのようにお考えですか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 単独事業できっかけをつくるच्छゅうことは全然否定するものでも何でもございませぬが、あくまでも農地っていうのは個人所有のものということになります。

議員、現職のときに一生懸命考えてつくられた、サトウキビの生産支援ということでキビとかキビ作、そういったものの圃場への道路、これの改良そういったものを国の事業を使わずに町単独で行っているような要素もあります。確かに、非常に必要に迫られてつくらざる、やらざるを得ない事業でもあったりするんですが、逆につくったはいいが、もう翌年から作をしなくなって荒れている畑というのも見受けられるというような、担当もしくは農業委員の皆さんからの話も聞きます。ですので、国の縛りっていうのはある程度必要な縛りなのかなというふうにも考えております。

そういった中では、国の支援等も考えながら、今後また実際それが効果的に使われるかどうかという施策は当然検討していく必要性はあるというふうに考えております。きっかけづくりというよりは、施策として作付け面積を減らさないという考え方からですね。

あと、今ございましたように圃場整備の中に、遊休農地があるこの状態っていうのは非常に私も危機感を持っております。ですのでこれ自体も、1 区画の圃場の広さを広げていく方向、機械化を進める上で必要な要素なのだろうというふうに思っています。そういった点では、国の当然、国策を含めた、この離島での中山間地域のこの農業というものをどのように立て直していくかって

いうことを踏まえた中で、そういった事業等にも、我々要請をかけながら、必要な国の支援というのをしっかり担保していただく上で、我々も調査研究はしっかり進めていきたいというふうに考えています。

今いきなり町単独でこれする考えはないかというのもそこはちょっと我々も調査研究をさしていただければなというふうに考えるところでございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 3番、秋田澄徳議員。

○3番（秋田澄徳議員） 単独の事業の話なんですけどね。事例、事例に対応できるようなそういうのを今調査研究していくということでしたので、そういう中で、やはり単独を発することが必要なというところは、英断をしていただいでですね、やっていただきたいと思います。

それと区画の話が出ましたけれども、国も1ヘクタール区画を、やはり推奨しているところなんです、地形によってはそういうものって可能なんですよね。そういうところは幾つもあります。ですので、その分については、やはり進めていただければ将来にわたって農地をしっかりと守っていくということにつながっていくと思います。

ですので、遊休農地の対策、これが農家減少の影響もあったりして、年々、厳しさを増していくというふうに私も感じますけれども、町としてはできる限りの対策を講じていただいて、永劫にやはり農地が残り、そしてやっぱり農業基本法の食料の自給率の向上とか、そういう方面にもやはり貢献できる中種子であってほしいというふうに思っているところです。この質問はここで終わります。

次の質問です。地域型の堆肥づくり拠点整備について、これについて伺います。畜産農家の家畜排せつ物、これは毎日発生するものであります。いわゆる畜産副産物ですね。これは堆肥舎が処分しきれない部分については、搬出先の確保に大変苦慮しているのが現状であります。製糖工場においては、副産物を適切に搬出しなければ操業計画に大きな支障が生じ農家への影響も出て参ります。

一方、耕種農家は、土づくりに不可欠な堆肥を必要としますが、高額な内地産の堆肥への依存が続いております。今、散布していただいて1トン2万円です。以前のですね2.5倍ぐらいになってんでしょうか。やはり非常に、高くなっているのが現状です。

そしてそれに肥料、資材等の価格の高騰も重なって、農家経営の圧迫が続いている状況であります。このために堆肥の外部依存を減らし、地元にある豊富な資源を活用して、安い堆肥を生産する仕組みを構築することが農業の持続性を高める上で、極めて重要であると考えます。

そこで町内をいくつかのエリアに区分して、畜産副産物と製糖副産物の搬出先として地域でつくる堆肥の拠点、これを設けることで畜産農家は、敷料としてのバガスを受け取ることができます。これは双方にとって有益な資源循環が期待できるところであります。そしてまたこの拠点は、畜産農家、耕種農家、

この２社の協業の場というふうにもなりうるものであります。このような畜産の拠点、失礼しました堆肥の拠点づくり、こういうものについて町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい。地域の堆肥づくりの拠点をつくってはどうかという御質問、これだけ肥料が高騰している状況でございます。土をしっかりと健康な土に戻して、少量の施肥で収量が上がるのが１番高騰する肥料に対応する策なんだろうというふうな認識はもう議員と全く一緒でございます。

そういった点では、私もこの堆肥というものをどうにか、以前も各それぞれの議員の皆様からも御質問等がいただいております、私も私なりに担当部署とも協議をしながら、研究、検討を進めてきたところでございます。

今議員おっしゃるような畜産農家における余剰排せつ物の処理が課題になっておりまた、製糖工場においてはバガスなど副産物の排出に苦慮しているため、それらを活用した地域でつくる堆肥の拠点を整備することを検討していく考えはないかというところは、ここまでは私も畜産農家の話を伺っても、一局集中型だけではなく、各地域ぐらいいで作っていくのがベターじゃないかというような話も伺ったこともあります。

その御質問でございますがまず、畜産農家のいろんな聞き取り調査等を行いまして、余剰排せつ物の処理が大きな課題であるというようなところに関しましては、一部の多頭飼育農家において一時的な余剰状態、これはあるというふうにお聞きしておりますが、畜産農家全般においては特段、堆肥の処理や処分に大変苦慮しているという回答は余りいただいていないところであります。

多頭飼育農家の一部において余剰堆肥を南種子町の堆肥センターで販売しているなどという回答もございました。また町内の現状で、家畜農家における堆肥の処分などにつきましては堆肥舎の設置やタイヤショベルの導入などに係る補助を実施しておりますので、ある程度完熟したものを自家利用として圃場の散布、また知人等へ物物交換、もしくは支給、散布料金などをいただいで圃場への散布されているような状況もあるというふうには伺ったりもしております。

物物交換、先ほど議員からお話ございました、キビの精脱施設や個人などで発生するトップ、いわゆる梢頭部と、牛糞堆肥との交換などもされているように伺っております。

町内における飼料作物の作付け面積これは約 500 ヘクタールでございます。また、サトウキビなどへの散布も含め自家利用などによる処理が主な状況であり、畜産振興会などにおいても特に課題に取り上げられたことはない聞いていますところでは。

また製糖工場における副産物のバガスや糖蜜等については、今年も搬出において苦慮していることは聞いておりますが、製糖工場が民間へ商品として販売をしている状況にございまして、七、八年期産の副産物についても全てを販売したというふうには伺っております。

製糖工場側の努力あつてのことだとは思いますが、民間同士の間で商品として取引がなされている状況にございますので、行政サイドから強く介入できるところにはないのかなあということも御理解いただければというふうにのところではございますが、今年のような豊作の年であつたり、また品種による副産物の増加などにより、製糖工場の受入れ調整のために中断などが発生しますと生産農家への影響が大きく出てきます。関係機関とも連携をとり、種子島糖業振興会などを中心として、できる範囲で協議をして参りたいというふうに考えております。

豊富な各副産物を活用した地域でつくる堆肥の拠点の設置につきましては、以前から何度か質問もございましたが、町営等での堆肥センターの設置については将来において運営、経営の難しさが想定されており、ランニングコストなどの一般財源の充当これは農家以外の皆様の御理解をいただくことが難しい部分もあろうかと考えておりますので、これまで同様に、各種補助事業などを活用した土づくりへの堆肥散布に係る資材経費支援策を講じて参りたいというふうに考えております。

また、さとうきび、さつまいもにつきましてはこれまでも町単独での作地力増進対策事業を予算計上させていただいておりますが、毎年のように国の補正や基金事業などが発動されておりますので、土壌改良資材などを含め、堆肥の散布による土づくりを強く推進しているところでございます。

今後、公共というよりは各地域の法人、組合などが設立され、そこが事業実施主体となり事業計画が進められる状況にあれば、地域でつくる堆肥の拠点整備については各種国県の補助事業などでの導入を協議しながら、耕作農家、畜産農家、そして製糖工場などと連携を図って進めて参りたいというふうに考えております。

いかんせん先ほど池山議員のほうからも御質問あつたように、職員数も非常に限られた中、採用も難しい状況の中でございまして、仮にこういった施設を公共でやったにしても、そこに働く人の雇用というのはなかなか思ったようにいかない要素もあろうかと思ひます。そういった点では、耕種農家、そして畜産農家の皆さんが一つの組合のようなものをつくっていただいて、そこで堆肥舎をつくっていただくような形が、1番農家にとっても使いやすい環境でまた、それにかかる経費というのは、ある程度堆肥の値段に上乗せしたりとか、散布まで入れての料金とかちゅうところに組合せていただければ、少なくとも安価な堆肥の散布ちゅうのはできてくるのかなあと思ひます。

そういったところにかかる経費、初期投資の予算等に関しては国の事業等を使いながら、町単独でも何かできる部分があれば、補助をしながらでもしっかりそこら辺は応援をしていければなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 3番、秋田澄徳議員。

○3番（秋田澄徳議員） 畜産農家への聞き取りなんかですね、私どもも最近、産業厚生委員会のほうでやっているんですよ。そういう中ではやっぱり先ほど私

が述べたような、そういう事案が出てきております。

少頭農家の皆さんの畜舎も回ることもあるんですが、やはり野積みの状態。こういうところはもう、結構散見されておるんですね。ですからそのアンケートはよく分かりませんが、実情はあるというところなんです。ですのでこういう提案をしているわけなんですけれども、実際に地域がつくるなら支援しようかという話もありましたけれども、やはり家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行規則この通達文にこのようにあります。家畜排せつ物については、堆肥として、農業の持続的な発展に資する土づくりに積極的に活用するなど、その資源としての有効利用を一層促進する必要がある。と明確に示されています。ですので、やはり、堆肥は地元でつくっていかうというふうなことも国は求めているというところなんですね。

ですから現状を考えたときに、やはり、畜産、糖業、耕種、この3者が抱える課題これがあるんです。いずれも資源の行き場がない。必要なところに届かないという、こういう構造的な資源の循環が十分に機能していない。そういうところがあると思います。ですので、これをうまく循環させるために、今、地域での拠点をつくっていくのを、やはり、町が後押しをしていく、こういうスタイルが必要だと思うんですね。そっちでつくって、そっちが言えば、じゃあ何とかしようかではなくて、やはり町もそういう推進を毎年というかね、場面、場面でしていくべきではないかというふうに思うところなんですね。そういうふうにしてこの今の現状を突破していければというふうに思うところです。どうでしょうか町長。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 畜産農家の皆さんには、これまでもそのような提案もさせていただいておりますが、だいが取りにくつとや、取りに来て、肥やしはタダでくるつとつやろうがいみたいな、非常にこう生産性に。これもみんな畜産農家も耕種農家も共に手をつないでやっていかないといけない要素があるんだろうというふうに思います。

そういったところでは、先ほど申し述べましたように堆肥舎であったり、それを切替えるためのタイヤショベルであったり、そういったものに関しては国の事業を使えますので、そういったのはそういうアナウンスをしていきたいと思ひますし、積極的に議員の皆様方からも地区、地区において、産業厚生で回られたときは、そういったのも町に相談してみればというような話も言っただけであればありがたいと思ひます。

我々のほうも、堆肥が必要がある、そしてまず堆肥が重要であるというのは認識をしておりますので、前から各議員の皆さん方おっしゃるように、安価な堆肥を効率的に撒けるよう、また島内の資源を使った堆肥づくりというのは、理想的なものであるというふうに考えておりますので、そこら辺含めて、各種事業を引っ張ってきて堆肥舎設置、またそれにかかる資機材の補助、そういったものができるものであるというふうに認識をしておりますので、事業主体として、耕種農家さんか、畜産農家さん、組合みたいなものをつくっていただい

てやっていただけると、事が前に進みやすいというふうな認識でありますので、そこら辺もぜひアナウンスしていただければありがたいというふうに思います。私どももそういうアナウンスはしていきます。

○議長（迫田秀三議員） 3番、秋田澄徳議員。

○3番（秋田澄徳議員） はい。事業の推進をしていくということでもありますので、よろしくお願いしたいと思います。やはり今言うようにここに中種子町にある資源を有効に使っていく。これ大事なことだと思います。ですので、資源を有効に使う体制を構築していくことでこの町の農業の持続性を高めていくというところ、これは確かな道であるというふうに考えるものであります。そういうところで町のほうでもぜひこの堆肥問題については、取り組んでいていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（迫田秀三議員） 次は濱脇重樹議員に発言を許可いたします。

8番、濱脇重樹議員。

〔8番 濱脇重樹議員 登壇〕

○8番（濱脇重樹議員） 5番目の質問者になります。議長の許可を得ましたので、通告書のとおり町立体育館の整備について質問を行います。

町立体育館の令和7年度の利用者数は延べ人数で1万1,080人、多くの方が利用しているそうです。サッカー連盟、野球やソフトボール等の育成会、テニス協会、ゲートボール協会、社会福祉協議会、合宿など約30の団体が練習、試合で利用しているようです。育成会から高齢者まで楽しく競技をしているようです。特に70歳代から80歳代までの高齢者の方が競技をして楽しんでいるようです。今まで中種子町のために頑張ってきた先輩たちです。育成会から高齢者まで、明るい照明のもと競技をしたり、体力づくりをしたりして楽しんでもらいたいと思っています。

それでは通告書のとおり、町立体育館の整備について質問します。最初に、町立体育館の照明施設について伺います。町立体育館ができてから約半世紀になります。照明施設、現在の付けてる水銀灯になりますけど耐用年数は既に過ぎていると思います。明るさがなくなっており利用しにくくなっています。

また、町内の施設の中では1番多く利用されている施設と聞いています。早急な対策が必要と考えます。町長の考えを伺います。

あとの質問は質問席で行います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 濱脇議員の質問にお答えをいたします。町立体育館ができてから半世紀になると思うが耐用年数が既に過ぎているのではないかと。照明施設を含めたところで、照明施設に特化して、はい、説明をさせていただきます。

町立体育館これは、昭和52年の完成以来、屋内スポーツの練習拠点としてまた、各種大会や文化イベントの開催を通じてたくさんの住民に利用されそし

て親しまれてきた施設でございます。

平成 21 年には大規模改修工事を行い、人工芝による多目的運動施設としてリニューアルし、現在も生涯スポーツの拠点として幅広い世代に利用されているところでございます。議員おっしゃるようにたくさんの人が利用していただいておりますし、先般、春先には、春先、去年の冬かな、今ソフトバンクで活躍中の足の速い、周東選手も来島され、雨天時には町立体育館を非常に使いやすいというようなことで喜んで使っていただいたところで、私も非常によかったなあと思ったところでございます。

施設の耐用年数、これは平成 28 年度に耐震補強などを含め大規模改修工事を実施しておりまして、施設全体としての問題はないものであるというふうに認識をしております。

しかしながら、議員おっしゃるように町内各施設においても LED 化の移行が必要となっており、限られた予算の中で、緊急度、改修工事などと同時に総合的に判断しながら進めている状況でございます。早急な対応が必要であることは十分認識しており、順次改修を進めて参りますので、御理解をお願いいたします。

私も体育館に行って夜間等行ってみたときに若干暗い、中間帯でも曇り空、雨のときには中が若干暗いなというのは感じております。そこら辺も含めて、早急に対応ができるように検討を進めて参ります。よろしく申し上げます。

○議長（迫田秀三議員） 8 番、濱脇重樹議員。

○8 番（濱脇重樹議員） 現場も見てもらったようですが、できれば競技をしているとき、その人の意見も聞きながら見てもらって、実際暗いのかどうなのかというのを聞いてもらいたかったんです。そうでないと判断できないと思いますので。

次に、電気の利用料金について伺います。町立体育館を利用すれば電気の使用料金が 1 時間当たり約 300 円、1 日税込みで約 3,000 円、大会使用料も同じく 3,000 円、両方で 6,000 円ぐらい払うことになります。電気を使えばですね。子どもたちの場合はいろいろ半額とかになったりいろいろしてるみたいですけど、一般の方が使う場合はこういう形になってるようです。

暗い体育館の使用料金を 3,000 円も払ってるんですよ。分かりますか。施設が整ってなかったら、別に料金、電気代払わなくても、もらわなくても私はいいと思うんですけどね。ちゃんとした LED をつけたときに 3,000 円をいただければ、今の時点では半分は戻さないと私はおかしいと思いますよ。料金については通常でしたら納得できますが、しかしながら現在照明器が機能してない状態です。以前に怪我人も出ている話も聞きました。原因は照明施設ではないとは思いますが、そういったことも今後は考えなければなりません。電気を点灯しても余り変わらないからだと言わせないために、しっかりとした対応をする必要があると思います。使用料金をもらってる以上、しっかりした整備をするべきだと思いますが、どうですか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい。しっかりした整備をするべきだと思います。

○議長（迫田秀三議員） 8番、濱脇重樹議員。

○8番（濱脇重樹議員） それでは、私の質問になってないと思うんですけど、どういった努力をするとか、そういうことはないんですかね。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 議員の場合は以前から担当課のほうに来て相談をされるようなところもございまして、担当課のほうもそこら辺を十分認識をしております。で、順次LED化をしていきます。料金については質問の中にちょっとございませんでしたので、私のほうも丁寧な把握をしておらず、大変申し訳ございませんが、その整備改修についてはLED化することとあわせて電源自体の容量とか、そういったものも含めて、基本設計っていうのをやり直さないといけない状況にあるのだろうというふうに認識をしております。

一般質問で、一生懸命質問されるわけですから、今すぐできますというのはなかなか言えませんが、もう基本設計等の検討に入り、一刻も早くできるように対応していきたいというふうに考えておりますが、今のところ、中学校グラウンドのナイターの設備であったり、以降町立体育館の照明施設、テニスコート照明設備、陸上競技場、野球場、テニスコートなどと順番付けておりますので、そんなに何年もかかるわけではないので、やるという方向でお知らせいただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） 8番、濱脇重樹議員。

○8番（濱脇重樹議員） 一時期はですね、全然、五、六個ぐらいついてない時期もありました。それでも、料金は当たり前に払いますよね。そういうのも考えてもらって、今どういう状況にあるのか、そういうのも現場を聞きながら、それで判断をしてもらいたいと思います。

それと照明施設とライン整備について、要望書を出してると聞いてきました。その対応についてどういうふうになったか伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長に説明させます。

○議長（迫田秀三議員） 社会教育課長。

○社会教育課長（田平祐一郎君） ただいまの要望書については要望書が上がっているというふうな話は以前の話で大丈夫でしょうかね。以前なんか、要望が上がってという話は聞いて、一応、その現物はちょっと見てないところです。

その件につきましてはそのラインの線については見えづらい点があると、いうふうなことで話を聞いておりまして、その中ではライン自体は薄くはなってないというふうな状況の報告を受けてますので、やはり議員おっしゃるとおり照明の見えづらさ、それから砂、保護材として撒いている砂、それがかぶってやはりそれぞれの競技において、清掃が不十分であったりとか、そういったことが要因にあるのかなというふうに感じております。ラインについては今のところ人工芝自体がそこまで摩耗してないということですので、ライン自体も薄くはなってない状況であるというふうに感じますので、議員のおっしゃる照

明の関係から見えづらくなっているというふうに認識をしているところでございます。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 8番、濱脇重樹議員。

○8番（濱脇重樹議員） そういうのは分かってたら、1日でも早く整備を整えてもらいたいと思います。約1年半ぐらい前になると思うんですけど、町長と総務課長と社会教育課長に、この要望について話をしたら、そのとき町長は初耳だと、下から何も上がってきてないという説明でした。私には。そういった場合恐らく、私が帰った後、総務課長と社会教育課長と3人で、恐らく話をしたと思うんですよ。この要望書に関してですね、どういう話をしたか、説明をお願いします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほどから説明してございますように、優先順位をつけております。要望書が上がってきたからすぐ対応しますっていうふうにはならず、というようにところでございまして、せっかくスポーツで使ってる皆さん方の意見聴取なども行っているようでございます。

ただし、スポーツ協会総会の中でも、各競技部からの要望は出てございせんが、今年の会議ではゲートボール協会から使用後清掃、ラインが見えづらいということがあるということで、使用後清掃については各競技部しっかり指導してくださいという意見を賜っておるところでございます。

照明等、ライン等についても、直近、ここ数ヶ月の内に私は、議員のほうから伺ったところが基本的には直接聞いたのはそこありますので、この前町の老連のゲートボール大会も町立体育館であるとばかり思っていたものですから、そちらに行ってまた現状とお話も聞かせてもらいたいというふうに思っていたところ、多目的広場だったというところございまして、今後また議員おっしゃるように競技をしてるところにお邪魔をして話を伺う、そういったところで決めていくようなところは決めていくような段取りをとっていければというふうに思います。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 8番、濱脇重樹議員。

○8番（濱脇重樹議員） そういう話をして検討してきたということですけど、その要望書が見つからない場合は、要望者のところに行って説明を聞いたりとかそういうことはしないんですか。どうですか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 本来であればそういったところは大事であろうと思います。また、ゲートボール協会の会長ともちょっと話は私はさせていただいており、今議員に説明したように順次計画を立てて行いますというような話はさせていただいておるところでございます。

要望書については失念した要素もあるのかもしれませんが。そこについては心よりおわびを申し上げたいと思います。議員おっしゃったことで職員全てが理解ができたと思いますので、対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 8番、濱脇重樹議員。

○8番（濱脇重樹議員） ぜひですね、私は課長でも総務課長でも一緒に出向いて話を聞くべきですよ。分からんもんが出てくるでしょう、やっぱり聞かないと。そういうことはやってないんでしょ。どうですか。課長に聞いていいですか。社会教育課長に。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） まず私のほうで、協会の会長とお話をさしていただいたというところがあります。担当課長が出向いて話を聞いてるうちゅうところがあるかないかをちょっと分かりませんので、一応担当課長に答弁をさせますが、私のほうが出向いて話は聞いて伺っておりますし、また会長さんも町長室にお見えになって、そういった話、今後の検討、課題だねっていう話もされて帰ったところでした。担当課長に答弁させます。

○議長（迫田秀三議員） 社会教育課長。

○社会教育課長（田平祐一郎君） それでは貴重な意見、大変ありがとうございます。私のほうも速やかに対処できるようにまた情報を収集するために、協会長のほうとまた、一緒にやってる人たちが実際やってる曜日に行ってみて、その中でまたお話をお伺いしたいと思います。

ぜひ御協力のほうよろしくお願いします。

○議長（迫田秀三議員） 8番、濱脇重樹議員。

○8番（濱脇重樹議員） 要望者から話は聞いてないということですね、まだ。2年前出した要望書の中身を、そういうのでいいんですかね。2年間もほったらかしにして、出した本人は2年ぐらい前に出してるっていうことでしたよ。町長は何ヶ月か前に私から聞きましたって言いましたけど、私は1年半前に町長室で話をしてますよ。そのへんももう何かいいかげんじゃないですかね。覚えてないのかどうかは分かりませんが、そのとき総務課長のところに、社会教育課長にはしょっちゅうお願いに行っていました。でも、要望の人の話なんか一言も出ませんから、その辺が何か私は納得できないところです。今後はしっかりした対応してもらいたいと思います。

合宿で利用したりまた大きな災害時には指定はされていませんが、避難所として使用する可能性もある町立体育館です。現在の水銀灯は製造もしていないそうです。現場に行ってみると町長言いましたが、6月8日は中央体育館でよいらいきだったり、中央高校の生徒が来て野球の練習をしてました。ちょっと暗くて申し訳ないなという話はしました。そこで、現場でそういう時見て課長でも係長でも誰でもいいんですよ、見てもらえば状況がはっきりするんですよ。現場も把握しないでのそういうことはしないで現場をちゃんと見てから答弁をお願いしたいと思います。以上で一応、照明関係の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問に入ります。ライン整備や損傷が激しいカーテンが見られる。競技や練習等に支障を来す可能性があります。早めに対応し整備を進めるべきと考えています。

まず、ライン整備について伺います。現在の外側のラインは色が暗く見えにくい状態になっています。さらに、砂を散布しているので大変見にくい状態です。距離でいいますと 20 メートルから 30 メートル先のラインを判断しなければなりません。恐らく見えないと思います、今の状態では。町立体育館が改修されてから約 20 年ぐらいですかね、改修されてから、ちょっとこの年数ははっきり分かりませんが。現在の状態を見れば早く整備をしなければと思うはずです。順番があるかもしれませんが私は、この件に対しては 4 年ぐらい前から話をしています。で途中で、口頭では駄目ですから文書で出してくださいということで、それで 2 年ぐらい前に文書で出した。私が出したわけじゃないけど、そういうふうに聞いています。それを何か初めて聞くみたいなことを言われても、こっちはちゃんと正当な道筋で文書も出してるんですから、その辺は、よく判断してもらいたいと思います。そのラインについての答弁をお願いします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 28 年に耐震補強含め大規模改修工事を行っております。約 10 年、11 年目というようなところかと思います。大規模改修は。自分が町長になってから大規模改修をしましたので、アルミサッシの入替えであったり、いろんなことをやりましたので、11 年、12 年以内だというふうに思います。それはよろしいんです。時期の話なので、議員の質問にはお答えしてないのでそれを置いときまして、ライン整備につきましては議員おっしゃるように、芝の保護のため敷いてある砂の堆積であったり、当然照明の影響により見えづらい箇所があると理解しております。

先ほども申しましたように砂の堆積については、使用団体に使用後の清掃など協力をお願いし対処していただいているところがあります。また見えづらさなどがあり、特にゲートボールなど使用する場合、支障が出ているのではないということも認識しております。

これに関しては私もゲートボール大会等をその他の身障者の皆さんが集まってやるゲートボール大会等、何回か競技中に参加をさせていただいて状況も見ておりますし、1 番端っこのほうにボールが行くとちょっと見えにくいなっているのも分かっております。それはラインというよりも最初議員がおっしゃるところの照明なんだろうなというふうに思いますので、そこは先ほど申し上げましたように、対処して参りますので、基本設計から実施設計という流れ、淡々とは進みませんので、早急に検討し、調査をしてそこにこぎ着けるように努力をしていきたいと思います。

これはもうこの議会で、議員にその旨伝えましたので来月とか再来月というスパンではちょっと難しいとは思いますが、基本設計を踏まえた中でやり変えていけないといけない部分であるというふうに認識をしておりますので、御理解を賜ればと思います。

○議長（迫田秀三議員） 8 番、濱脇重樹議員。

○8 番（濱脇重樹議員） ちゃんと対応してくれるみたいですので、早めに秋頃は

できるように、補正予算を組んでもらって是非お願いしたいと思います。

町立体育館、掃除はしょっちゅうやってるんですけど、各自みんな道具も買って置いてるんですけどすぐなくなるんですよ。ちょっと管理体制をもう少し厳しくして、みんな自分のお金で買って持ってきて置いてるんですよ。それが1ヶ月もすればなくなる。何でか分からないんですけど、何でかっていうか盗られたんでしょうね。そういった管理体制を。これは質問でもないんですけど、してもらえばと思っております。

次にカーテンの質問に入りたいと思います。カーテンの損傷が激しくなっている。競技や練習に支障を来すと思うが、現在体育館のカーテンは壊れて落ちているものや破けているものなどがあります。何年もそんな状態のままです。恐らく2階に上がって見る人はいないと思うんですよ。私なんかは、県民スポーツの熊毛大会のときに中種子でやるときには2階にも行って掃除はするんですけど、そんなにしょっちゅうできるもんでもないし、もう少し2階をちゃんと見てもらうべきだと思います。

それと2階の野球の投球練習ですかね、あそこだけカーテンをしていますけど、あれが何であそこまでなのか。お願いします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 議員おっしゃるようにライン整備、また照明、また損傷が激しいカーテンが見られる、競技や練習に支障を来す可能性がある、早めに対応すべきではないかということでございます。カーテンは昨年度、今議員おっしゃるように南側だけとりあえず取り替えを行っております。順次取り替えを検討して参ります。

これにつきましては足場の絡みもあるので、どっかほかの今の照明も含めたところで一斉にやる必要性もあるのかなというふうな認識ではございますので、秋頃に完了というのはどう考えても基本設計から考えて無理なので、そこら辺は御理解をいただいて、その旨進めるという約束を取付けたということで、協会の皆さんにはお知らせ伝え願えればありがたいというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 8番、濱脇重樹議員。

○8番（濱脇重樹議員） これ競技するときまぶしいというんですよ。カーテンがないと。ゲートボールの人たちは開けないとだめ、テニスをする人がもうまぶしいから閉めるという、2階のカーテンをですね、それが、破けたカーテン、直したのかなあれ、撤去したのかな、そのままなのかな。下に落ちたままのカーテンをもう何年も置きっぱなしですけど、ああいったのも含めて道具の管理も含めて、そういった管理体制をしていただきたい。

それと、今のカーテンは、留めるものもなんもないんですよ。それで、それもみんな家から銘々で紐を持ってきて今閉じてる状態です。その備品のさっきのことも含めて、管理体制のことをお願いしたいと思います。よろしいですか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 個別に購入していただいたものを体育館に保存するというのは整備をする上で必要なものなので、ありがたいことではありますが、それがなくなるということは課題でありますので、検討していきたいというふうに思います。

○議長（迫田秀三議員） 8番、濱脇重樹議員。

○8番（濱脇重樹議員） 今日は町立体育館の整備について質問させていただきました。数年前からお願いしていた件で、なかなかやってくれないので一般質問という形を私はとりました。

普段でしたら、そういうことはしないでもいいのかもしれませんが、なかなか腰を上げてくれなかったです。残念ながら耳も傾けてくれませんでした。質問書のことも全然対応してくれませんでした。だからこうして皆さんに、町長に、各担当課長にお願いしてるわけですので、なるべく早く対応していただいて、実際1万1,000人の人が使ってるんですから、その応援に来たり、送迎に来たり、父兄の方が来たりすれば、まだ1,000人、2,000人は多いはずですよ、実際の人数は、多くの方が利用しています。非常にありがたい施設です。感謝してます。だから、この先はもう事故とかそういうのがないように対応してもらって、各町民にいろんなスポーツを楽しんでもらえればと思っております。以上で終わります。

○議長（迫田秀三議員） ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね15時25分からといたします。

-----○-----

休憩 午後15時17分

再開 午後15時26分

-----○-----

○議長（迫田秀三議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次は、大町田勇希議員に発言を許可いたします。

1番、大町田勇希議員。

〔1番 大町田勇希議員 登壇〕

○1番（大町田勇希議員） 議長の許可を受けましたので、発言いたします。1番、大町田勇希でございます。

本日、大きく3項目一般質問通告書に基づきまして質問させていただきます。

まず1項目です。公共施設の維持管理と今後の在り方についてです。本日一般質問で公共施設に関する質疑が多数あったんですが、重複する質問もあるかもしれませんが、町長にはお答えいただければと思います。

まず一つ目、老朽化が進む公共施設、括弧書きで婦人の家、給食センター等ですね、の現状と更新計画はについて伺います。

以降の質問については質問席から伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 公共施設の維持管理と今後の在り方についてということ

で、老朽化が進む公共施設の現状と更新計画はという御質問でございます。

本町の公共施設につきましては、建設から一定の年数が経過している施設も多く、適切な維持管理が求められるものと認識をしております。御質問にあげられた婦人の家や給食センターなどの施設につきましては、これまで必要に応じて修繕を行いながら運用してきたところでございます。

種子島こりーなや中央体育館、武道館につきましても、必要な箇所の改修を実施して参りました。また、建設から 50 年以上が経過している給食センターにつきましては、建て替えに向けた検討を進めているところでございます。

公共施設は、町民の皆様の生活に密接に関わる重要な財産であり、その活用が町民の皆さんにとって有益なものとなるよう、地域の皆様や議員の皆様からの御意見を伺いながら、引き続き適切な維持管理と今後の在り方について検討を進めて参りたいというふうに考えております。

○議長（迫田秀三議員） 1 番、大町田勇希議員。

○1 番（大町田勇希議員） はい。公共施設の老朽化こちらについてはやはりどの自治体においても様々問題視されているところではあります。

ただ、昨今、給食センターにおいては以前、昨年にも私のほうで質問させていただきました。その際答弁では、令和 10 年度には運用開始をして、給食センターを新設するというような御答弁いただいたんですが、こちら予算委員会では、その現状の進行において遅れが出ていると聞いているんですがそこはどうでしょうか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 委員会というようところで吟味をいただいております。そういったところで結論がまだはっきり出ていないところでございますが、あそこに建設場所も含めて、規模も含めて、対応を検討しておりますので、若干遅れが出ておりますが、早期に解決をしていきたい公共施設の一つであるという認識は変わっておりません。

○議長（迫田秀三議員） 1 番、大町田勇希議員。

○1 番（大町田勇希議員） もう 1 点なんですけど先ほど婦人の家と給食センターのところに、今回焦点を当ててお話をさせていただいてるんですけど、適宜公共施設については、修繕を行いながら長寿命化を行い、施設を利用していくといったところの話があったんですけど、このこと婦人の家においての、今今過去においても、長寿命化計画のような改修をしたような形跡が見られないんですけど、そちらについてはどうお考えでしょうか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） すみません、婦人の家に関しまして建物に対しての大規模改修というのは行っておりませんが、中のちょっとした改修であったり、備品等の更改、そういったものは随時行っている状況でございます。

建物に関してはまだ十分使えるものであり、まだ計画としてあげてはいないと認識しております。

○議長（迫田秀三議員） 1 番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） 先ほど答弁であった婦人の家の部分について、まだ施設としては使えるといったようなお話あったんですけど、実際これ町長は中に入られて、現状であったりとか施設利用の現状等は、恐らく課長あたりは確認されてはいると思うんですけど、町長自身は実際それを見てそういった判断に至ったところでしょうか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 中の休憩室であったり事務所等の整理であったり、改修とかいうのは必要な要素はあるなという認識をしております。食べ物を扱うところでございますし、そこら辺は丁寧な対応していくべきだなというふうな考え方をしております。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） 今ちょっと質問の答えがちょっとずれたような気がするんですけど、そういった施設であったりとか、利用してるところを確認をされたのかどうかという質問なんですけど、もう一度よろしいですか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 利用してるときには、私どももなかなか入りづらいところがありまして、利用していない時期に、中を数度拝見して、更改する備品等はどれなのか、更改した備品はこれなのかというような確認などを行っている途中でも、そういったところに気づくところは若干あるというのは現実的な話でございます。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい。先ほどから公共施設に関しての質問で、しっかり中を確認いただけているのかというような質疑もありました。確かに首長が全てを確認するということは、はっきり言ってなかなか時間的な制約もある中で、そういった利用しているところを見るというのもなかなか難しいというのは認識していますので、各所管の課長なり、係長なりがしっかりと確認をして、様々是正をしていってるところだと認識しております。

次の質問なんですけど、こちら先ほど同僚議員から似たような質問があったんですが、もう一度お答えいただければと思います。南界中学校跡地で利用していない校舎等の利活用はについて伺います。よろしくお願いします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほど日高議員への答弁とも重なる部分がございますが、旧南界中学校校舎につきましては、特に二階建ての校舎の分につきましては、耐震診断の結果から活用は難しいというふうに判断しております。また平屋建ての部分に関しましても、老朽化が進んでいるということもあり、倉庫として使う、物置場として使うというようなことで、地域の方に使っている部分もございしますが、現状で改修をして使うという状態にはないのかなというふうに認識をしております。

今後は、解体も選択肢に含めながら、公有財産として町民の皆様にとって有益な活用が図れるよう、地域の皆様、また議員の皆様方の御意見を伺いながら

検討を進めて参りたいというふうに考えております。

○議長（迫田秀三議員） 1 番、大町田勇希議員。

○1 番（大町田勇希議員） はい。先ほど同僚議員質疑の中で、ちょっと答弁のほうに疑義をちょっと感じたところもあって、今回もなんですけど、もともと公共施設については公共施設等総合管理計画、こちらに基づきまして様々な維持運営、もしくは何かしら解体新設等をやっていくわけでありますが、その中に公共施設個別計画というものが、令和3年3月に中種子町が発足しております。この中を見ますと、この南界中跡地についてはですね、2015年から、すみません、2021年から2030年にかけて、校舎を解体するような計画になっております。

ただ、ちょっと相反するところで、この公共施設個別管理計画の方針というように項目の中には、売却譲渡等所有者移転に向けて検討するというような一文も書かれているので、この計画がまだ履行されてないところはそこに原因があるのかなと思うんですけど、ただ、今先ほど答弁いただいたとおり、もう再利用、利活用はもうそもそも不可能であり、また活用できる施設に循環させるためには、多大な予算がかかるのであればもうこれは地域の方々と話をしながら解体といった方向に進めていくことがベターではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほども説明させていただきましたように、解体ということも視野に入れながら進めていかないといけないことではないかなというふうに考えております。

特に南界中二階建ての部分に関してはもうガラスも割れたりというようなことも出てきておりますので、早期に検討していく必要がある一つの公共財産ではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1 番、大町田勇希議員。

○1 番（大町田勇希議員） 今回は私解体の提案をさせていただいた話の中にはですね、まず1点目が、今現状、日本国内で様々なもので物価高騰等が起きております。これは人件費だけではなくその他かかる諸経費、こちらについてもかなり高騰している現状において、今今この解体工事等をしておかなければ、後の後世にそのツケを残してしまうと、今よりさらに大きく予算がかかってしまうような気がしています。それとあわせてですね、このまま使われなくなった旧校舎というものをそのまま放置しておくことは、景観上の問題もあまりよろしくありませんし、さらに言うとなんかしら災害が起きた際に、それが2次災害のトリガーとなり得る可能性があります。そういった疑義があったため、今回解体という提案をさせていただくんですが、いかがでしょうか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） おっしゃるとおりでございます。そこら辺も視野に入れて検討して参りたいと思います。

○議長（迫田秀三議員） 1 番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい、ありがとうございます。

次の質問をさせていただきます。先ほどは若干財政等の話がありましたが、今回この将来の財政負担軽減に向けた、この公共施設の維持管理に関してですね、具体的な取り組みについて今現状あれば教えてください。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） あらゆる品目の価格高騰が続く中でございます。公共施設の維持管理に要する財政負担、これを軽減する取り組み、これは町民の皆さんからも期待されている部分であり、行政として責任を持って取り組むべき課題であるというふうに認識をしております。

現状では職員による日常的な点検を踏まえ、必要に応じて専門業者に確認を依頼しながら、修繕などの必要性を判断しているところでございます。本町の施設には建設から一定の年数が経過しているものも多いため、建物の劣化や機能低下の早期発見に努め、維持管理経費の低減につなげて参りたいと考えております。

また各施設等今後、今将来の財政負担という考え方からは、指定管理者制度の導入であったり、民間への権限移譲等様々な運営手法についても、人件費や管理コストの削減につながる可能性があることから、引き続き検討を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） 常日頃の点検をすることによって、初期段階からの対応というようなことをしているとよく分かるんですけど、しかしながら、今今、今年であれば中種子中学校の体育館大規模改修、中央体育館太陽の里ですね、のところの大規模改修2期目であったり、様々大規模改修がここ数年で行われてきているのが現状であるものの、ただこの財源についてはほとんどが再編交付金を利用しているところで、これが果たして今後の財政負担を軽減することに至るのかというのがちょっと私としては疑義が残っているところです。

ですのでやはり確かに施設長寿命化、これも大変重要なことであり公共施設を守り続け、行政サービスの充実を図るといえるのは重要なんですが、それ以上に、本当に20年後、30年後の未来を考えた上で、こういった公共施設についても何かしら切っていく、壊してしまうなり、もしくはですね、新たに複合施設として建設する、何かしらのこういったものを提案していったらどうかと思うんですけどどうですか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい、公共施設の解体といいますか、そこに利用頻度であったり、その関連性、今後の発展性がないものという判断したものに関しては、解体したり、閉鎖したり、そういったことも必要な時期には来ているのだろうというふうに思っています。

また、公共施設等を民間譲渡することによって、民間で活気付けていくための施策を持っている事業者さん等いらっしゃる場合は、そこら辺の契約とかそういうのも進める価値はあるというふうに思います。

とりあえず築後 30 年を迎えた体育館であったりこりーなであったり、そういったものっていうのはまだ、潰すわけにはいけないのだろうというふうに考えています。潰すわけにはいけないだろうというところは、維持管理をしながら、時期、30 年後っていうのはもしかしたら、人口減少の問題いろんな課題、そういったものの中で、これはもう改修する必要ない解体しましょうというようなことも出てくるかもしれませんが、公共施設等にあって、老朽化が進むものによっては、町営住宅等であったり、そういったもので利用できないような状況のものに関してはもう解体を進めている案件もございますので、そういったところも含めて、民間の活力も活用しながら対応していける要素があればなというふうに私も考えております。

○議長（迫田秀三議員） 1 番、大町田勇希議員。

○1 番（大町田勇希議員） はい、ありがとうございます。なかなか確かに箱物といったところで形あるところ、どうしても改修が必要な施設でもありますので、効率的な、そして効果的な財源の活用を、皆さん思案していただければと思います。

次の質問です。こちらについて教育長のほうに伺います。大きい項目として、教育委員会が実施したアンケート結果を踏まえた方針についてであります。

こちらについては、令和 7 年、昨年 7 月 17 日から 8 月 13 日にかけて、小学生を持つ保護者の方もしくはこれから小学校に上がる児童お持ちになる御家族の方々に向けて行われたアンケートになっておりますが、それではこの質問です。

昨年、教育委員会が行ったアンケート結果に関し、方針を示すべく今後も調査研究を進めていくとの答弁がありました。その後の経過について伺います。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

〔教育長 鮫島孝則君 登壇〕

○教育長（鮫島孝則君） 大町田議員の御質問にお答えしたいと思います。御質問はアンケート結果に関し方針を示すべく調査研究の経過についてということですが、まず教育委員会が実施したアンケートについてですが、この先の児童数の減少が見込まれ、将来にわたって子どもたちによりよい教育環境を確保するために、保護者の方がどのような学校環境での教育を望んでいるかというものを調査するものでありまして、学校の在り方の満足度や、小規模校対策についての御意見をいただき、今後の学校教育の在り方について参考とさせていただくものでございました。

このアンケート結果をもとに、教育委員会、定例会、それから管理職の研修会といった場で、学校環境の課題や学校教育の改善すべきところなどについて、調査研究を進めているところでございます。

学校統廃合に関してもアンケートの回答で、学校区を見直し統合の検討を望んでいるという意見もあり、学校規模適正化検討会、昨年 12 月と今年の 2 月に各校区長に集まっていたいただき、学校の現状や学校規模の適正化、適正配置などについて説明や意見交換を行ったところでございます。

また今年度は、中種子町学校規模適正化検討委員会を設置しまして、5月21日、第1回の委員会を開催したというところでございます。委員の構成メンバーですが、議会議員、校区長、各学校の保護者代表、教育委員、校長代表という構成で、今後は各分野の代表の皆様からの御意見、議論をしていただきながら、学校の適正な配置及び規模等について調査及び検討を進めていきたいというふうに考えております。

今後の委員会スケジュールとしましては、町内全世帯を対象にアンケート調査を実施する方向で、調査結果による町民の意向を踏まえつつ、地域の実情を踏まえた総合的な検討を進めながら、子どもたちにとってよりよい教育環境を整えてあげることを第1として、学校規模適正化の方向性を年度内には決定していく方向でいければというふうに考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい、ありがとうございます。先ほどの調査研究といったところで、定例会、研修会等を通して調査研究をしていくと。また、検討委員会を今回設置してですね、いろいろとスピーディーにやっていただいているというような実感はありました。

ただ、ちょっと1点やはり気になるところが一つありまして、先ほどから話が出た、規模適正化検討委員会、これ過去に平成7年にですね中学校の統廃合を行った際には、中種子町立中学校規模適正化審議会設置に関する条例というものを発出をして、その会の中でしっかりと検討していこうというようなものを出してはいるんですけど、今回この検討委員会については特に、条例について設置してはいないんですけど、ここは何か理由があれば教えてください。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） ありがとうございます。この学校規模適正化検討委員会につきましては、中種子町学校規模適正化検討委員会設置要綱というものを作成いたしまして、それに基づいて行っているということになります。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） 要綱に従って設置をされたということで、非常に今今検討会から検討委員会というふうな形で進化をさせて、様々な保護者であったり地域のニーズを恐らく吸い上げている途中ではあるのかなと思っております。

ちなみにこの検討委員会については、定期的に行われているのでしょうか、それとも不定期なののでしょうか。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） この検討委員会につきましては、まず第1回が5月、先ほどもおっしゃったように5月21日で、次は6月に開催予定でございます。

ここでは、アンケートの内容を、委員の皆様方で審議していただく会ということになります。あと、そのアンケートを受けて9月、そして11月というふうなスケジュールでなっております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい、ありがとうございます。なかなか短い期間になってしまうんですけど、今後小学校の規模適正化に関してどうなっていくのかというのは、恐らく保護者、特に小規模校に住まれてる保護者の方が非常に注目をされておられると思いますので、できればこの検討委員会の会の内容であったり開催時期こういったものをもう少しオフィシャルにオープンに出してみればいかがかなと思いますけど、どうですか。

○議長（迫田秀三議員） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） はい。オープンにということでしたので、その情報提供については検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい、ありがとうございます。ぜひともですね検討していただいて、地域の方々も気になる項目であると思いますので、しっかりと情報を町民の方々、それが親御さんから子どもさんまで伝わるような情報発信をしていただければ、非常に分かりやすい行政の仕組み、教育環境というものが見えてくると思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

次の質問です。一応これ最後の質問になるんですけど、後期高齢者の健康維持管理増進と健康寿命の延伸についてといった内容になっております。これもともともこういった質問をさせていただいたのは、この中種子町内においてですね高齢化率というものが約40%、2025年段階ですね。さらに言うと、後期高齢者についてはさらにその40%の中の60%、全体でいうと約25%。つまりは中種子町民の中に4人に1人は後期高齢者というような現状となっております。またこれ2050年にはですね、高齢化率というのが47%まで推移するのではないかと予測もされており47%という約50%で、2人に1人が高齢者というような現状になってくるといったところで、やはり今後先々を見通す上で、質問させていただきたいと思います。

まず1個目です。本町における高齢者の健康寿命や要介護認定率の現状をどのように分析しているのか、お答えください。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） まず本町における高齢者の健康寿命についてということでございます。これ本人とのヒアリングというような形が多いのかな、もしくは聞き取り、アンケート等によるものが多いんだろーと思いますけど、令和5年度で男性が78.3歳、女性が84.4歳となっております。国や県の平均に比べて、男性で1歳程度低く、女性ではほぼ同数となっているようでございます。

また要介護認定率というところでは、令和5年3月末現在で19.4%で国県の平均から0.4%ほど上回っております。

一方で本町の高齢化率、これは令和7年度には41.3%と国県の平均を大きく上回っております。差位は国が12.3ポイント、県が7.3ポイントという差が出ております。

これら健康寿命や要介護認定率の全国比が高齢化率に比べて小さいことが本町の特徴であります。その理由としては、農作業や集落活動等、身体活動量

を維持されていることで、筋力低下やフレイルの予防につながっていること、また地域の活動が比較的活発で高齢者の孤立が少ない傾向にあり、人との交流により認知症の予防や、心身の健康維持が図られているのではないかというふうに考えております。

また、これまでも地域包括支援センターを中心とした元気な高齢者を1人でも多く増やすことを目指したサロンなどの各種事業の展開が図られたことも要因の一つであるというふうに考えております。

今後引き続き、健康寿命を延ばすこと、また要介護認定率が大幅にアップしないよう各種事業に積極的に取り組んで参りたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい。先ほど介護予防のところでおそらく次の質問事項になってくると思いますので、ちょっと次の質問をさせていただきます。

介護予防の取り組みについてです。まず、加齢に伴う心身機能の低下に関する予防対策をどのように行っているのか、お答えいただければと思います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 加齢に伴う心身機能の低下を予防するためには、運動・栄養、口腔機能、社会参加認知症予防の三つが重要と言われております。

本町においては65歳到達の介護保険証交付時に、健康や口腔機能に関する健康教育を行っておりまして、介護予防の重要性についてお伝えをしているところでございます。同時に聞き取りによる実態把握を行い、必要な方には早期に介入をし、訪問などのフォローを行っているところです。

また、サロンなどに職員が訪問し、各コーディネーターと連携をしながら、状態の把握、健康講話や血圧測定の実施、必要に応じて病院の受診勧奨、健康診断の受診勧奨などを行っているところです。

さらに、令和6年度からは高齢者医療係と連携をして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業として、前年度の健診データをもとにサロン参加者の健康状況を把握し、必要な講話やこちらからお伝えしたいことなど連絡して、お話などをさせていただいているところです。

なお今年度からは、医療従事者がサロンを訪問することで気軽に相談できる環境づくりを進めるため、各サロンへのアンケートを実施し、歯科衛生士や管理栄養士及び理学療法士など連携をしながら、多方面から介護予防に関する取り組みを行っていくこととしております。

一方で、集団での活動が苦手な方や、個別での介入が必要な方に対しては、通所型サービスを利用し3から6か月かけて健康チェックなどを行いながら、週1回個別に運動の提供も行っております。

このように加齢に伴う心身機能の低下に対して、様々な要望と対策を多角的に現在進めているところでございます。

○議長（迫田秀三議員） 1番、大町田勇希議員。

○1番（大町田勇希議員） はい。この予防対策といったところでなんですけど、

今先ほど答弁にありましたこれ具体的対策としては基本的にアウトリーチするような形、訪問であったり問診もしくは見ることはできない方は、定期的に行行政職員のほうから、そこにアウトリーチして健康状態確認をしているこういった認識でよろしいでしょうか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい。そのとおりでございます。

○議長（迫田秀三議員） 1 番、大町田勇希議員。

○1 番（大町田勇希議員） はい、ありがとうございます。

関連して次の質問なんですけど、これも若干、先ほど答弁の中にありましたがお答えいただければと思います。地域サロンや、健康教室への参加状況と課題について伺います。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 地域サロンであったり健康教室の参加状況についてということではよろしかったでしょうか。

本町では二つの事業を展開しております。まず、高齢者元気度アップポイント事業でございます。この事業は地域の公民館などを中心に活動する集いの場において、健康増進、介護予防、地域貢献学習に関する活動を行う場合にポイント、いわゆるスタンプ会のポイントを付与するものでございます。

この事業におきましては令和7年度の実績で、登録グループが72グループ、登録者数延べ人数で1,345名、商品券交換者数がこちらで延べ人数で495名となっております。

もう一つは、高齢者地域支え合いグループポイント事業でございまして、この事業につきましては3名以上で構成し、65歳以上の方が半数以上のグループにおいて、高齢者を支援する活動、健康体操やレクリエーションなどや、地域活性化活動、美化活動や子育て支援などに対してポイントを付与するものでございます。

こちらの実績につきましては、令和7年度で登録グループ数が45グループ、登録者数は延べ人数で560名、活動参加者が延べ人数で9,725名となっております。

課題といたしましてはこれらの事業を実施するグループ数も一定数増えてきておりますが、参加者の高齢化や代表者の担い手不足により、解散するグループも出てきているところがある状況は課題であるというふうに認識しております。

○議長（迫田秀三議員） 1 番、大町田勇希議員。

○1 番（大町田勇希議員） はい。なかなか参加人数自体これがはつきりと多いのか少ないのか、今今、私のところで判断難しいところではありますが、しっかりとできるところは各対象者になる方が活動を行っているっていうのが分かったんですけど、1点ちょっと確認なんですけど先ほどあったような地域サロンや、健康教室、こちらやはり開催する際には講師の方だったりとかも必要になってくると思うんですけど、そういった方はどのように用意をされているのか、

今現状分かればでいいので教えてください。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課のほうで選抜して来ていただいているところがございます。その時々、講話内容と、また運動内容によって分かれていくものと認識しております。

○議長（迫田秀三議員） 1 番、大町田勇希議員。

○1 番（大町田勇希議員） はいありがとうございます。先ほど答弁があったとおり、なかなかそれでもグルーピングが難しくなってしまうたり、それでどうしても運営が難しくなってきた、このグループを解体するといったような話があったんですけど、次のちょっと質問にも入るんですけど、UDe スポーツの導入というところでですね、ちょっと UDe スポーツって何ぞやというところで、なかなかこの議場におられる方で、御存じの方も少ないと思うんですけど、これ UDe スポーツというものはですね、もともとユニバーサルデザインされた e スポーツ、何のこっちゃってなりますけど、今これユニバーサルデザインっていうのが、誰でも使える設計といった意味になります。e スポーツについてはエレクトロニクススポーツ、今近年でオリンピック種目にでも入るのではないかと言われてるような、ゲームを競技化したスポーツとなっております。

こういった UDe スポーツというものは、年齢や障がいの有無に関係なく誰もが参加することができる、UDe スポーツ協会がオリジナルで作成したゲームのため、ゲーム会社の許可を得ることなくイベント等で使用できるといった事業体となっております。

こちらなぜ提案するのかといいますと、先ほど同僚議員からゲートボールであったりとか地域コミュニティーとして、そういったスポーツをされる方も多数おられます。

しかしながらこういったコミュニティーの場に、どうしても身体的な理由であったりとか、そういったもので入れないような方もいますので、そういった方々も利用できるコンテンツとなっております。そういったこの UDe スポーツなどの先進的な事業を活用することは可能かどうか、町長にお伺いいたします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい。議員、御質問の UDe スポーツにつきましては、先日ある事業者の方からの御紹介で担当課の職員が説明を受けており、オンラインの講習会を受講したとの報告を受けているところでございます。

この UDe スポーツにつきましては熊本県内の自治体などで多く導入されておると伺っております。高齢者サロンや世代間交流を目的とした地域イベントなどでも活用されているようですから、議員おっしゃるような閉じこもりがちな高齢者、また、なかなか参加しにくいな、集いの場は参加しにくいなというような人たちを導くための、きっかけづくりの一つになる要素は十分持っているのかなというふうに感じております。

この UDe スポーツに限らず、また先進的なものに限らず、高齢者の健康増進と健康寿命の延伸につながるような事業であれば、積極的に活用を図って参り

たいというふうに考えています。

UDe スポーツに関しても、導入可能かどうかというのもしっかり検討して参りたいというふうには考えております。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1 番、大町田勇希議員。

○1 番（大町田勇希議員） はい。今先ほど町長の答弁にあった UDe スポーツの活用といったところなんですけど、恐らく今町長が考えられているところとして、基本的には高齢者向けというような認識でおられると思うんですけど、これ先ほど冒頭で説明したようにこれ年齢にも関係なくできるというところが1 番のこの事業体のすごく素晴らしいところでもありまして、これについては、様々な分野での活用方法がありまして、まず先ほど言った教育そういった場面では、今 GIGA スクール構想等もあり、町内における小学校、中学校においては ICT 環境が大分整備されております。そういったものを活用しつつ、支援学級など、なかなか全体で集団の競技参加できない学生さんなども一緒に参加できるインクルーシブな教育の推進にも役立つことができると思っております。

また先ほどあった、福祉の観点からも何かしら心身の状態がって言ったところとはほかにですね、これ実は認知機能であったりそういったものを向上させ、また検査するような機能も実は中にあります。そういったものを考えると、先ほど同僚議員の方が GPS を持ってというような、徘徊されるような方というものの予防にもつながると思っております。

これ最後になんですけど、まさに高齢者から子どもまでつながれる、なかなかないツールだと思っております。これは、ある意味コミュニティーを新たにつくるツールでもあると認識していますし、非常に皆さんが導入しやすいところでもあるのかなと。また予算上もそこまで、私が見てる限りは大きくないのかなというふうな認識は持っています。

ですので、ぜひとも、こういったところを検討していただけるとありがたいんですがいかがでしょうか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 県内の自治体では、始良市が導入しているものだというふうに認識をしております。また事業者さんからの紹介でデモ機のレンタルなども今後予定をしておりますので、そういったものも見ながら、取り入れるべくものであるという判断をした場合は積極的に取り入れて、そういった一つのサークルっていうものを基盤に始める必要があるんだろうなというふうに思います。

そういう意味では年齢を問わず参加できるものであったり、運動能力を高めたりというようなことも十分理解できる UDe スポーツだというふうな認識を持っておりますので、議員の意見も参考にさせていただきながら進めていければと思います。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 1 番、大町田勇希議員。

○1 番（大町田勇希議員） はい、ありがとうございます。なかなかこれ口頭で説明するのは皆様イメージアップは難しいと思いますので、ぜひとも議会が終わ

ってからでもいいので、ネットとかですね、UDe スポーツというものを検索していただけると実際ユーチューブの動画とかもありますので、それで様々な活用法であったりとか、導入の指標としていただければ幸いです。

本日の一般質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（迫田秀三議員） ここでしばらく休憩します。

再開はおおむね 16 時 15 分からといたします。

— — — — — ○ — — — — —

休憩 午後 4 時 06 分

再開 午後 4 時 14 分

— — — — — ○ — — — — —

○議長（迫田秀三議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

— — — — — ○ — — — — —

日程第 6 報告第 1 号 令和 7 年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（迫田秀三議員） 日程第 6、報告第 1 号、「令和 7 年度中種子町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

報告を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 報告第 1 号について説明いたします。

令和 7 年度一般会計補正予算（第 9 号）及び（第 10 号）において、繰越明許費予算を計上しておりましたが、今回その繰越額が確定し、歳出予算の経費を繰り越しましたので地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙繰越計算書に記載のとおり報告するものでございます。

繰越となりました事業は、役場庁舎、中央公民館合併浄化槽新設事業など計 13 件で、令和 8 年年度への繰越額が 5 億 1,300 万 3,000 円でございます。

その財源につきましては、既収入特定財源が基金繰入金、地方債 1,826 万円、今年度に収入する国庫支出金、県支出金、地方債が 4 億 3,424 万 1,000 円及び一般財源の 6,050 万 2,000 円となっております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

— — — — — ○ — — — — —

日程第 7 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

（中種子町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

○議長（迫田秀三議員） 日程第 7、承認第 1 号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第 1 号について説明いたします。

地方税法などの一部を改正する法律、地方税法施行例などの一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正するなどの、省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令は、令和 8 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、3 月 31 日に専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

主な改正内容としては、軽自動車では環境性能割の廃止による字句等の整理、個人住民税では扶養親族などに係る所得要件の引上げ、扶養親族など申告書の提出義務の簡易の見直し、肉用牛の売却による農業所得課税の特例及び医療費控除の課税特例の延長、住宅ローン控除の適用の延長など、固定資産税では固定資産税の免税点の見直しなど、地方税法の改正にあわせて条例を整備するものでございます。

詳細につきましては、税務課長に説明をさせます。

以上御審議方、御承認方よろしくお願いをいたします。

○議長（迫田秀三議員） 税務課長。

○税務課長（稲子隆浩君） 税務課の稲子です。承認第 1 号、中種子町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について新旧対照表にて御説明させていただきます。

議案書の 15 ページになります。表の左側、第 18 条の 3 は自動車税関係の制度改正に伴い、種別割を軽自動車税に改めるもので課税の内容に変更等ありません。

続いて 19 条、環境性能割の廃止に伴い引用条項のずれを修正するものであり、取扱い等に変更はございません。

16 ページ中ほどでございます。第 33 条につきましては、所得割の課税標準について特定配当等の取扱いについて、控除の範囲を明確にするための改正でございます。

16 ページ下段のほうになりますが、第 34 条の 7 は寄附金額控除についても適用のルールを定めており、新たに上限額を設けるための改正でございます。

17 ページをお願いいたします。第 36 条の 2 については、町民税の申告について必要な事項を定めており、国の改正にあわせて運用条項を整備するものでございます。

18 ページをお願いいたします。第 36 条の 3 の 2 につきましては、給与所得者の扶養親族等の申告に関する規定で法改正にあわせて改正するものでございます。

19 ページをお願いいたします。それから 19 ページから 22 ページにかけてですが、第 36 条の 3 の 3 についてでございますが、公的年金等の受給者において、所得税に係る扶養親族等の申告、提出不要な場合であっても、住民税に

において扶養親族等に必要な情報を得られるように、提出義務の範囲を見直す改正でございます。

22 ページでございます。第 63 条につきましては固定資産税の免税点について国の基準改正に合わせて、家屋を 20 万円から 30 万円へ、償却資産を 150 万円から 180 万円引き上げるものでございます。

続いてその下第 80 条の軽自動車税の納税義務者等から 28 ページまでになりますが、91 条になりますが、それまでの間、軽自動車税の納税負担軽減に対する関係が載せてありますが、先ほどもありましたとおり、種別割が廃止され軽自動車税に変更されるもので、国の法制化に合わせて、字句等の修正、引用条項の整備をするものでございます。

29 ページの附則第 6 条でございますが、特定一般医療品等購入費に係る医療費控除の特例でございます。いわゆるセルフメディケーション税制でございますが、適用期限の国の税制改正に合わせて延長するものでございます。

30 ページをお願いいたします。附則第 7 条の 3 でございます。個人住民税の住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン控除でございますが、適用期間を令和 25 年まで延長するとともに、住宅の開始年度の規定を整備するもので制度内容に大きく変更はありません。

31 ページになります。附則 7 条の 4、寄附金控除における特別控除について、新たに上限額を追加するものでございます。

32 ページをお願いいたします。附則第 8 条につきましては、肉用牛の売却による事業所得を、町民税の特例について適用期限を延長するとともに、不要になった運用条項の削除等で整理を行うものでございます。附則第 9 条の 2 については、個人住民税の寄附金控除額に係る申告の特例で、これも国の法改正に合わせて条文を整理するものでございます。

33 ページをお願いします。33 ページから 35 ページにかけて附則第 10 条の 2 につきましては、改修特別特定建築物に対する税額の減税措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設するとともに条項のずれを修正するものでございます。

35 ページをお願いいたします。附則第 10 条の 3 から 38 ページの 16 項につきまして、新築住宅に対する固定資産税の減額を受けるために必要な申告手続を定めたもので、税制に合わせて条項の整備をするものでございます。

38 ページの附則第 10 条の 4 及び 40 ページの第 10 条の 5 につきましては、令和 2 年 7 月豪雨災害と、令和 6 年の能登半島地震における被災者の生活再建を支援するために固定資産税の減免に対する特例について、国の法改正に合わせて整備するものでございます。

44 ページをお願いいたします。附則第 16 条は、軽自動車税の税率の特例で、環境性能の高い軽自動車、災害による代替取得車両等への特例であり環境性能割の廃止に伴う用語の統一及び引用条項を整理するものでございます。

45 ページをお願いします。16 条の 2 につきましては、軽自動車税の徴収の特例で軽自動車の賦課徴収について通常のルールと異なる取扱いについて定

めているものでございます。

46 ページをお願いいたします。第 16 条の 3 につきましては上場株式等の配当所得や株式譲渡所得について、住民税における申告不要制度を選択できる特例を定める条文であり、法改正に伴う改正でございます。

47 ページ、16 条の 4 につきましては、土地の譲渡等に係る事業所得、譲渡所得について、住民税の税額を減額する国の法改正に伴う所要の改正でございます。

48 ページ、17 条につきましては長期譲渡所得について、住民税に関する軽減する特例を定めたもので、国の法改正に合わせて内容を整備するものでございます。

49 ページをお願いいたします。17 条の 2 につきましては優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得の住民税を軽減するための特例を定めたもので、課税特例の見直し及び適用期限の延長に伴う改正でございます。

50 ページ、第 18 条につきましては、公共事業、優良住宅造成など政策目的に資する短期譲渡所得について、住民税の税率を軽減する特例を定めたものであり、国の法改正にあわせて所要の改正を行うものでございます。

51 ページ第 19 条につきましては、一般株式等に係る譲渡所得に係る個人住民税の特例で、これも国の法改正に合わせて整備するものでございます。

52 ページをお願いします。19 条の 3 につきましては特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る住民税の課税の特例で、金融商品取引法、資金決済に関する法律の一部改正に伴う、暗号資産に取引に係る課税の見直しにより新設するものでございます。

53 ページ、20 条の 2、先物取引に係る雑所得等に係る個人住民税の特例で、国の法改正に伴う所要の改正でございます。

54 ページ、20 条の 2 及び 55 ページの 20 条の 3 につきましては、特例適用利子及び条約適用利子等における町民税の課税の特例でございます。これにつきましても国の法改正に伴う所要の改正でございます。

以上、地方税の改正に伴わせた整備でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第 1 号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（迫田秀三議員） 日程第8、承認第2号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第2号について説明いたします。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和8年1月15日に公布され、同年4月1日に施行されたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

改正内容としまして、保険税の基礎課税限度額の引上げと低所得者世帯への軽減判定に係る判定所得の見直し、子ども・子育て支援納付金の課税限度額と、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割の減額を設けるなど、国民健康保険法改正にあわせて条例を整備するものでございます。

以上、承認方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（令和7年度中種子町一般会計補正予算（第11号））

○議長（迫田秀三議員） 日程第9、承認第3号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） それでは承認第 3 号について御説明いたします。

令和 7 年度一般会計予算につきましては、さきの 3 月定例会において補正予算の議決をいただきましたが、その後予算の調整を行う必要があり地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、3 月 31 日に補正予算（第 11 号）を専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定により報告するものでございます。

その結果、歳入歳出予算それぞれ 1 億 4,697 万円を減額し、補正後の予算総額を 86 億 8,788 万 1,000 円とするものでございます。

以上の歳入歳出予算補正のほか地方債の補正もあわせて計上しております。詳細につきましては総務課長に説明させます。

以上、御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） 総務課長。

○総務課長（上田勝博君） 令和 7 年度中種子町一般会計補正予算（第 11 号）の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明いたします。

人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

歳出から説明いたします。25 ページをお願いします。上段の目の 5 財産管理費、増額 1 億 2,535 万 7,000 円は、公共施設等総合管理基金予算積立金が主なものでございます。

その下の目の 6 企画費、減額 661 万 9,000 円は、12 節委託料のコミュニティーバス及び予約型乗合タクシー実績並びに 18 節負担金補助及び交付金の航路航空路運賃低廉化支援事業協議会負担金と、物価高騰対策生活支援補助金の実績による減額が主なものでございます。

26 ページをお願いします。中段の目の 12 地域開発費、減額 690 万 3,000 円は、18 節負担金補助及び交付金内の各事業実績によるものでございます。

30 ページをお願いします。1 番下の目の 1 社会福祉総務費でございます。減額 2,588 万 2,000 円は、次のページの 19 節扶助費の障害福祉サービス各事業実績によるものがおもでございます。

次のページをお願いします。1 番下の目の 1 児童福祉総務費、減額 1,221 万 9,000 円は、12 節委託料、放課後児童クラブ運営実績及び次のページの 19 節扶助費、子ども医療費施設型給付事業等実績によるものでございます。

次のページをお願いします。中段の目の 1 老人福祉費、減額 2,020 万 8,000 円は、19 節扶助費のつまべに苑に係る老人保護措置費の実績によるものがおもでございます。

次のページをお願いします。1 番上の目の 2 介護保険事業費、減額 3,472 万 1,000 円は、介護給付費実績による特別会計繰出金の減額がおもでございます。

39 ページをお願いします。中ほどの目の 2 農業振興費、減額 1,102 万 8,000 円は、18 節負担金補助及び交付金のさつまいも増産対策事業実績及び農業公社乾燥施設整備事業不採択によるものがおもでございます。

その下の目の 3 園芸特作振興費、減額 1,391 万 5,000 円は、次のページの 18 節負担金補助及び交付金、輸送コスト支援事業等実績による減額がおもでござ

います。

その下の目の4畜産業費、減額1,429万4,000円は、18節負担金補助及び交付金の各事業実績及び貸付金の優良雌牛導入事業実績による減額がおもでございます。

1番下の目の6鳥獣被害対策費、減額726万1,000円は、次のページをお願いします。18節負担金補助及び交付金の有害鳥獣被害対策実践事業実績によるものでございます。

42ページをお願いします。1番下の目の4森林環境整備事業費、増額663万7,000円は、森林環境譲与税基金積立金の増額によるものでございます。

次のページをお願いします。1番下の目の2商工業振興費、減額1,786万円は、ふるさと応援寄附金返礼品経費の減額でございます。

50ページをお願いします。1番下の目の3体育施設管理費、減額2,395万円は、体育施設光熱水費実績及び種子島中央武道館改修工事实績による減額でございます。歳出は以上でございます。

次に歳入を説明いたします。9ページをお願いします。9ページから11ページ下段にかけての町税、地方譲与税、各種交付金につきましては、収納見込み及び交付決定に伴う調整でございます。

11ページ下段の、地方交付税は特別交付税1億1,848万1,000円の増額でございます。

次に、12ページから15ページ上段までの分担金及び負担金、使用料及び手数料は実績による調整でございます。

15ページ中段の、国庫支出金から19ページの県支出金までにつきましては、各事業の事業費確定による調整でございます。

20ページをお願いします。1番下の款の19繰入金、項の1基金繰入金、減額2億24万2,000円につきましては、事業実績に伴う各基金繰入金の調整でございます。

23ページをお願いします。款の22町債は、事業費の確定に伴い調整を行ったものでございます。歳入は以上でございます。

7ページをお願いします。第2表繰越明許費補正については、森林環境保全直接支援事業を追加し、種子島農業公社乾燥施設整備事業の変更を行うものでございます。

次のページをお願いします。第3表地方債補正については、各事業実績に伴う限度額の変更で、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

最後に1ページをお願いします。第1条第1項は、既定予算総額から1億4,697万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億8,788万1,000円とするものでございます。第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によることとするものでございます。第2条は繰越明許費の補正、第3条は地方債の補正についてそれぞれ規定するものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年3月31日専決処分させ

ていただきました。

以上で説明を終わります。承認方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第10 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（令和7年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号））

○議長（迫田秀三議員） 日程第10、承認第4号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第4号について御説明いたします。

2ページ第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず歳入から説明をいたします。国民健康保険税は742万6,000円の減額。使用料及び手数料は3万円の増額。県支出金は交付金の確定により3億8,041万4,000円の減額。繰入金是他会計からの繰入金265万円の減額。諸収入は延滞金、加算金及び過料37万5,000円の増額。

次に歳出予算を御説明いたします。3ページを御覧ください。総務費は総務管理費100万円の減額、徴収費3万円の減額、合わせて103万円の減額。保険給付費は実績の確定により3億8,270万円の減額。保健事業費は各種保健事業に係る委託料などの実績確定により、合わせて462万円の減額。基金積立金は132万5,000円の減額。公債費は10万円の減額。諸支出金は保険税還付金の確定により31万円の減額。

その結果、歳入歳出予算それぞれ3億9,008万5,000円を減額し、補正後の予算総額を10億657万6,000円とするものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

以上、御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第11　承認第5号　専決処分の承認を求めることについて

（令和7年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第6号））

○議長（迫田秀三議員）　日程第11、承認第5号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。町長。

〔町長　田淵川寿広君　登壇〕

○町長（田淵川寿広君）　承認第5号について説明をいたします。

2ページ第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず歳入から御説明いたします。保険料は第1号被保険者保険料実績による調整で944万8,000円の増額。使用料及び手数料は実績による調整で1万2,000円の減額。国庫支出金は交付決定に伴い1,731万9,000円の減額。支払基金交付金は5,217万5,000円の減額。県支出金は191万4,000円の増額。財産収入は15万3,000円の増額。繰入金は介護サービス等給付実績及び地域支援事業の確定に伴い、一般会計繰入金2,784万7,000円の減額、基金繰入金947万7,000円の減額、合わせて3,732万4,000円の減額。諸収入は実績による延滞金、預金利子及び雑入の調整1万円の減額を計上しております。

次に歳出予算を御説明いたします。3ページを御覧ください。総務費は、職員人件費、各種事業実績確定による調整220万円の減額。保険給付費は介護サービス費給付実績の確定による調整で1億9,788万円の減額。地域支援事業費は実績の確定による調整で287万7,000円の減額。基金積立金は令和7年度の実績に伴う調整で1億1,087万5,000円の増額。諸支出金は償還金の調整で324万3,000円の減額を計上しております。

その結果、歳入歳出予算それぞれ9,532万5,000円を減額し、補正後の予算総額を11億7,173万1,000円とするものでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、3 月 31 日に専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

以上、御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第 5 号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 5 号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第 12 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 7 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 6 号））

○議長（迫田秀三議員） 日程第 12、承認第 6 号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第 6 号について説明いたします。

2 ページ第 1 表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず歳入から説明します。後期高齢者医療保険料は保険料の確定に伴い特別徴収・普通徴収保険料、113 万 5,000 円の減額。使用料及び手数料 2,000 円の減額。繰入金是一般会計からの繰入金 11 万 9,000 円の増額。諸収入は保健事業の確定に伴う受託事業収入 24 万 9,000 円の減額など、合わせて 23 万 5,000 円の減額を計上しております。

次に歳出予算を御説明いたします。3 ページを御覧ください。総務費は一般管理費実績による 32 万 8,000 円の減額。後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合納付金の見込みによる 92 万 5,000 円の減額。

その結果、歳入歳出予算それぞれ 125 万 3,000 円を減額し、補正後の予算総額を 1 億 7,136 万 5,000 とするものです。

地方自治法第 179 条が地方自治法 179 条第 1 項の規定に基づき、3 月 31 日に専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定によりこれを受け報告し承認を求めるものでございます。

以上、御承認方よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三議員）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

—————○—————

日程第13　承認第7号　専決処分の承認を求めることについて

（令和7年度中種子町水道事業会計補正予算（第6号））

○議長（迫田秀三議員）　日程第13、承認第7号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。町長。

〔町長　田淵川寿広君　登壇〕

○町長（田淵川寿広君）　承認第7号について説明いたします。

3ページを御覧ください。収益的収入の給水収益で水道使用料が確定しましたので、差額の124万7,000円を減額するものです。

その結果、収益的収入を124万7,000円減額し、収益的収入の予算総額を3億454万5,000円とするものです。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

以上、御承認方よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三議員）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

ここでお知らせをいたします。本日の会議時間は、都合によりあらかじめ延長します。

-----○-----

日程第14 議案第32号 字の区域変更について（塩屋南部）

○議長（迫田秀三議員） 日程第14、議案第32号、「字の区域変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 議案第32号について説明いたします。

平成28年度に着工し、令和8年度完了予定の、中山間地域農業農村総合整備事業一般型塩屋南部地区で、区画整理を実施した区域の換地処分に伴う、同区域内の字の区域の変更を定めるため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

詳しい内容につきましては、農林水産課長に説明をさせます。

以上、御審議方、議決のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（迫田秀三議員） 農林水産課長。

○農林水産課長（秋田幸博君） 議案第32号について説明いたします。

別添資料の字の区域変更塩屋南部を御覧ください。資料は字区域変更箇所の位置図と、別紙の一覧表、あと区域変更図でございます。

令和8年度完成予定の中山間地域農業農村総合整備事業一般型の塩屋南部地区の位置につきましては、資料の1ページ目の位置図を御確認ください。本町の南東部町道坂井熊野線沿いの赤で示している箇所に位置いたします。地区面積が14.2ヘクタール、関係農家が50戸でございます。

資料の別紙と字区域変更図で各整理後の管理処分に伴う字区域の変更について御説明いたします。資料2ページ目の別紙の表を御覧ください。上段左側に変更後と表しています、換地処分後の大字と字をそれぞれ縦方向に示しております。その右横には、左に包括される区域と表して、換地処分する前の大字、字、地番をそれぞれ縦方向に示しております。

変更内容について説明いたします。変更後の欄、大字坂井字高田には、換地処分前の字秋屋野の表示の地番と、隣接する水路である町有地が包括されます。

次にその下の段、変更後の欄の字秋屋野に換地処分前の字山ノ小田、丸田、寺田の各表示の地番と、隣接する道路、水路である町有地などが包括されます。

次に1番下の段、字大牟礼には換地処分前の字東小牟礼の各表示の地番と隣接する道路である町有地などが包括されます。

資料の3ページ、字界変更説明図を御覧ください。少し見づらいですけども、図のピンク色の箇所が新たに字高田に包括され、図の黄色、緑、オレンジ色の

箇所が新たに字秋屋野に包括されます。図の青色の箇所が新たに字大牟礼に包括されますので御確認をお願いいたします。

以上、塩屋南部地区の換地処分に伴う字の変更区域に係る説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第33号 字の区域変更について（田島）

○議長（迫田秀三議員） 日程第 15、議案第 33 号、「字の区域変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 33 号について説明いたします。

令和 2 年に着工し、令和 13 年度完了予定の県営中山間地域総合整備事業一般型躍動中種子地区田島団地で、区画整理を実施した区域の換地処分に伴う同区域内の字の区域の変更を定めるため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳しい内容につきましては、農林水産課長に説明をさせます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） 農林水産課長。

○農林水産課長（秋田幸博君） 議案第 33 号について説明いたします。

別添資料の字区域変更図、田島を御覧ください。先ほどと同様の仕様でございます。位置図と別紙の一覧表、区域変更図になります。

資料 1 ページ目の位置図を御覧ください。県営中山間地域総合整備事業一般型躍動中種子地区田島団地の位置につきましては、本町の南西部、県道野間島間港線の阿高磯大橋の下、赤で示している箇所になります。団地面積が 1.7 ヘクタール、関係農家が 7 戸でございます。

先ほど同様に資料の別紙と字区域変更図で、区画整理後の換地処分に伴う字区域の変更について説明いたします。資料 2 ページ目の別紙の表を御覧ください。

い。変更内容について説明いたします。変更後の欄、大字田島字松下に換地処分前の字保木ノ中野の表示の各地番が包括されます。

次に下の段の、字柳ノ渡瀬に換地処分前の保木ノ中野の表示の地番が包括されます。

資料3 ページ目の字界変更図を御覧ください。図のピンク色の箇所が新たに字松下に包括され、図の黄色の箇所が新たに柳ノ渡瀬に包括されますので、御確認をお願いいたします。

以上で躍動中種子地区田島団地の換地処分に伴う字の区域変更に係る説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第34号 中種子町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（迫田秀三議員） 日程第16、議案第34号、「中種子町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第34号について説明いたします。

中種子町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において、準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本町の過疎地域持続的発展計画は令和8年度から令和12年度までの5年間の計画を策定し、計画的に事業を進めているところでございます。

今回の変更の主なものとして、緊急性・財政事業などを勘案し、新規事業として産業振興においてJA育苗施設整備支援事業、農業公社乾燥施設整備事業、農村婦人の家製麺機整備事業、肉用牛生産性向上対策事業、乳用牛削蹄料助成事業、酪農ヘルパー利用料助成事業、中種子町畜産配合飼料価格高騰対策事業、農業次世代人材投資事業、新規就農者育成総合対策事業、中山間地農業ルネッサンス推進事業を、子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進

において、中央保育所増築事業、中種子町介護員要請研修運営補助金、中種子町介護・福祉人材確保対策事業、中種子町外国人介護・福祉人材確保対策事業、中種子町介護支援専門員研修受講費補助金、乳児等支援給付事業、介護・福祉人材確保対策事業、外国人介護・福祉人材確保対策事業を、教育の振興において、学校給食センター調理室空調機新設事業、中央体育館・中央武道館トイレ改修事業を、その他の地域の持続的発展に関し必要な事項において農林漁業祭運営事業をそれぞれ追加するものでございます。

また、過疎地域持続的発展特別事業として、肉用牛生産性向上対策事業、乳用牛削蹄料助成事業、酪農ヘルパー利用料助成事業、中種子町畜産配合飼料価格高騰対策事業、農業次世代人材投資事業、新規就農者育成総合対策事業、中山間地農業ルネッサンス推進事業、中種子町介護員要請研修補助金、中種子町介護・福祉人材確保対策事業、中種子町外国人介護・福祉人材確保対策事業、中種子町介護支援専門員研修受講費補助金、乳児等支援給付事業、介護・福祉人材確保対策事業、外国人介護・福祉人材確保対策事業、農林漁業祭運営事業を再掲しております。

その他の変更につきましては、事業名、事業内容の変更や事業の繰り延べなどが主なものでございます。

なお本計画の変更につきましては、法律に基づき鹿児島県知事との協議の結果、異議のない旨の回答をいただいているところでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 34 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 17 議案第 35 号 中種子辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（迫田秀三議員）　日程第 17、議案第 35 号、「中種子辺地に係る総合整備計画の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君）　議案第 35 号について説明をいたします。

中種子辺地に係る総合整備計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年の計画であり、今回、事業の進捗状況及び財政状況などの観点から計画の見直しを行い、事業費の変更するものでございます。

変更の内容は、坂井熊野線改良舗装事業、伊原線改良舗装事業、旭町花房線改良舗装事業、さとうきび増産対策農道等舗装事業、中種子中学校屋内運動場改修事業、消防防災施設等整備事業、中山間地域総合整備事業、農業用水路等長寿命化事業の事業費の変更を行うものです。

これにより全体計画事業費を7億3,524万3,000円に変更し、うち6億1,810万円については、辺地対策事業債をもって財源とする計画でございます。

なお本計画の変更につきましては、法律に基づき鹿児島県知事との協議の結果、異議のない旨の回答をいただいているところでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18　議案第36号　中種子中学校体育館改修工事請負契約について

○議長（迫田秀三議員）　日程第18、議案第36号、「中種子中学校体育館改修工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　田淵川寿広君　登壇〕

○町長（田淵川寿広君）　議案第36号について説明いたします。

中種子中学校体育館改修工事を実施するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、中種子中学校体育館改修工事です。契約の方法は指名競争入札による契約で、契約の金額は1億1,814万円です。契約の相手方は鹿児島県熊毛郡中種子町野間5,122番地8、株式会社日高工務店、代表取締役日高政浩です。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 19 議案第 37 号 給食配送車購入契約について

○議長（迫田秀三議員） 日程第 19、議案第 37 号、「給食配送車購入契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 37 号について説明いたします。

給食配送車購入にあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は給食配送車 2 台の購入です。契約の方法は指名競争入札による契約で、契約の金額は 1,958 万円です。契約の相手方は、鹿児島県熊毛郡中種子町野間 4,195 番地、熊毛自動車株式会社、代表取締役本鍋田美智子です。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 37 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 20 議案第 38 号 町有財産（土地）の無償貸付について

○議長（迫田秀三議員） 日程第 20、議案第 38 号、「町有財産（土地）の無償貸付について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 38 号について説明いたします。

本議案は、町有地を社会医療法人義順顕彰会に対し医療施設建て替え用地として無償で貸し付けるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

当該町有地は、本町で地域医療に尽力された柏先生の御遺族から寄附を受けた土地であり、寄附の際には「町医者として、小児科医として、町民の皆様とともに生きてきた父の意志を汲んで、残された土地を町民の皆様のお役に立ててほしい」という意向もございました。

寄附後は具体的な活用には至っておりませんでした。今回、社会医療法人義順顕彰会から、老朽化が進む診療所の建て替えにあたり、当該土地を用地として活用したいとの相談がございました。

同診療所は前身の医院を引き継ぐ形で、既に 20 数年にわたり地域医療に携わってきております。しかし建物は築 59 年が経過していることから、かかりつけ医機能の強化や、幅広い町民への医療提供体制の充実を図るため、建て替えを計画されているものです。

本町においては、離島という地理的条件の中で安定した医療体制を確保することが極めて重要であり、本事業は町民の安心につながる公益性の高い取り組みであると認識しております。

寄附者の意向にも沿うものとして、当該町有地を建て替え用地として無償で貸し付けることが適当であると判断したものです。

無償貸付する財産の所在地は、中種子町野間字秋永 5,072 番地 1 外 5 筆。面積は 6,729.4 平米、契約の相手方は、鹿児島県西之表市西之表 7,463 番地、社会医療法人義順顕彰会、理事長田上寛容です。貸付の期間は、契約締結日から 30 年間としております。

以上、御審議方よりしくお願い申し上げます。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6 番、永濱一則議員。

○6 番（永濱一則議員） 地料無償ということですが、この固定資産税はどうなりますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい。町有地ということでございますので、固定資産税の賦課はありませんので、固定資産税もないということになります。

○議長（迫田秀三議員） ほかに質疑はありませんか。

4 番、池山喜一郎議員。

○4 番（池山喜一郎議員） 無償対応の期間が 30 年となっておりますけど、医療

センター、医療法人のほうからは、許可日から診療業務継続期間の間ということになっております。この解釈をどうすればいいのかなということでお伺いします。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 建物の構造が木造となっております。現状としてはそれ以降、随時契約をしていく形にはなろうかと思いますが、当初の契約としては、公営住宅法上の耐用年数 30 年といった、国の制度上用いられている年限を参考としております。

地域医療の継続性の観点から当該診療所は、今後も長期にわたって安定して地域医療を提供していただく必要がございます。安定した経営基盤のもとで施設整備を行っていただき、継続的に医療対応していただくためには、一定の長期的な貸付けが必要と判断し、この木造の耐用年数等を含めたところで、今回の契約の案としては、30 年をまずめどとしておりますが、契約の更新については、今後、協議をするというような形で対応していくつもりでございます。

○議長（迫田秀三議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第39号 令和8年度中種子町一般会計補正予算（第1号）

○議長（迫田秀三議員） 日程第 21、議案第 39 号、「令和 8 年度中種子町一般会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 39 号について説明いたします。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、当初予算以降必要となった経費の追加、国県支出金の交付決定による調整が主なものでございます。

その結果、歳入歳出予算にそれぞれ 875 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額を 81 億 2,175 万 3,000 円とするものでございます。

以上の歳入歳出予算補正のほか、地方債の補正を併せて計上しております。詳細につきましては総務課長に説明をさせます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三議員） 総務課長。

○総務課長（上田勝博君） 議案第 39 号、令和 8 年度中種子町一般会計補正予算（第 1 号）の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明いたします。人件費は省略させていただきます。

18 ページをお願いいたします。歳出のほうから御説明いたします。1 番下の目の 7 後期高齢者医療費、増額 1,627 万 9,000 円は、後期高齢者医療広域連合療養給付費及び次のページの後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額でございます。

23 ページをお願いします。1 番上の目の 2 農道農地等維持補修費、増額 2,700 万円は、緊急自然災害防止事業採択による水路工 4 箇所、転倒堰 1 箇所、道路工 1 箇所の工事費でございます。

27 ページをお願いします。下段の目の 1 非常備消防費、増額 356 万 6,000 円は、防火水槽修繕及び小型ポンプ車点検経費を計上するものでございます。

次のページをお願いします。上段の目の 2 災害対策費、増額 741 万 2,000 円は、指定避難所 7 箇所に充電式 LED 投光器を設置するもので、今年度防衛省から交付される訓練交付金を活用するものです。

次のページをお願いします。下段の目の 3 維持補修費、増額 148 万 3,000 円は、野間小学校校庭横トイレ修繕経費を計上するものです。

次のページをお願いします。中段の目の 4 学校建設費、増額 473 万円は、中種子中学校深井戸ポンプ取り替え工事費を計上するものでございます。

32 ページをお願いします。下段の目の 3 体育施設管理費、増額 205 万 4,000 円は、体育施設管理用備品等購入経費を計上するものでございます。

次に歳入を説明いたします。6 ページをお願いします。下段の款の 15 国庫支出金から 7 ページ中段の県支出金までについては、内示、交付決定による調整でございますが、6 ページ下段の訓練交付金 583 万円は、自衛隊等の訓練が行われる地域において訓練が地域に及ぼす影響を踏まえ、関係自治体が行う取り組みを支援するための交付金でございます。

7 ページ下段をお願いします。目の 1 寄附金、増額 180 万円は、テクノ冷熱及びテクレプランニング及び岩崎奨学金寄附金でございます。

次のページをお願いします。上段の項の 1 基金繰入金、減額 5,427 万 6,000 円は、財源調整のため財政調整基金を減額するものでございます。

次に 8 ページ下段から 9 ページにかけて款の 22 町債については、事業の追加による増額でございます。歳入以上でございます。

5 ページをお願いします。第 2 表地方債補正でございます。緊急自然災害防止事業及び緊急浚渫事業費の変更に伴い、限度額をそれぞれ変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

1 ページをお願いします。第 1 条第 1 項は、既定予算に 875 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 81 億 2,175 万 3,000 円と規定するものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によることと規定するものでございます。

第2条は地方債の補正について規定するものでございます。

以上で、説明を終わります。議決方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22　議案第40号　令和8年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

○議長（迫田秀三議員）　日程第22、議案第40号、「令和8年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　田淵川寿広君　登壇〕

○町長（田淵川寿広君）　議案第40号について説明いたします。

2ページの第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず歳入から説明します。繰入金は職員給与費等繰入金の増額などにより、200万5,000円の増額。

次に歳出予算を御説明いたします。3ページを御覧ください。総務費は人事異動に伴う職員給与費などの増額により26万円の増額。

国民健康保険事業費納付金は納付額の確定により、医療給付費分17万5,000円の減額、後期高齢者支援金等分97万3,000円の増額、介護給付金分50万7,000円の減額、子ども子育て支援納付金23万7,000円の増額、合わせて52万8,000円の増額。

保健事業費は、会計年度任用職員に係る共済組合負担金の再試算などにより、121万7,000円の増額。

その結果、歳入歳出予算それぞれ200万5,000円を増額し、補正後の予算総額を10億8,674万5,000円とするものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 40 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 23 議案第 41 号 令和 8 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（迫田秀三議員） 日程第 23、議案第 41 号、「令和 8 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 41 号について説明いたします。

2 ページ第 1 表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず歳入から説明します。県支出金は交付決定に伴う 13 万 7,000 円の増額。繰入金は一般会計繰入金及び基金繰入金の調整により 7,238 万円の増額。

次に歳出予算を御説明いたします。3 ページを御覧ください。総務費は人事異動に伴う人件費など 72 万 1,000 円の増額。地域支援事業費は旅費改定に伴う 3 万 3,000 円の増額。諸支出金は前年度事業精算による国県などへの返還金で 7,176 万 3,000 円の増額。

その結果、歳入歳出予算にそれぞれ 7,251 万 7,000 円を追加し、補正後の予算総額を 11 億 8,560 万 7,000 円とするものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 41 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 24 議案第 42 号 令和 8 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）

○議長（迫田秀三議員） 日程第 24、議案第 42 号、「令和 8 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 42 号について説明いたします。

2 ページ第 1 表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず歳入から説明します。繰入金は保険基盤安定負担金の増に伴う事務費繰入金 1,170 万 9,000 円の増額。諸収入は、償還金及び還付加算金の増による 20 万 8,000 円の増額。

次に歳出予算を御説明いたします。3 ページを御覧ください。総務費は人事異動に伴う人件費が主なもので 25 万 8,000 円の減額、後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金の増に伴い 1,196 万 7,000 円の増額。諸支出費は償還金及び還付加算金の増に伴う 20 万 8,000 円の増額。

その結果、歳入歳出予算にそれぞれ 1,191 万 7,000 円を追加し、補正後の予算総額を 1 億 8,367 万 1,000 円とするものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 42 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 25 同意第 2 号 中種子町固定資産評価員の選任につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員） 日程第 25、同意第 2 号、「中種子町固定資産評価員の選任につき同意を求める件」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 同意第2号について説明いたします。

固定資産評価員について、地方税法第404条第1項の規定により市町村に設置することとなっております。また同条第2項において、その選任は市町村長が議会の同意を得て選任することとなっております。

本町において従来から固定資産評価員に税務課長を充ててきているところでございますが、御承知のように4月1日付の人事異動によりまして、税務課長の異動があったところでございます。

つきましては、次の者を固定資産評価委員として選任したいので、地方税法第404条第2項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。住所は鹿児島県熊毛郡中種子町坂井、氏名稲子隆浩、現税務課長でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第2号を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は同意することに決定されました。

—————○—————

○議長（迫田秀三議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日から17日までは委員会開催などのため本会議は休会とし、18日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。御苦勞様でした。

—————○—————

散会 午後5時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員

第 2 号

6 月 1 8 日

令和 8 年第 2 回中種子町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 8 年 6 月 18 日（木曜日）午前 10 時開議

1. 議事日程（第 2 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 43 号 小型動力ポンプ付積載車購入契約について
- 第 3 議案第 44 号 役場庁舎・中央公民館合併浄化槽新設工事請負変更契約について
- 第 4 議案第 45 号 令和 8 年度 中種子町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 同意第 3 号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 6 同意第 4 号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 7 同意第 5 号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 8 同意第 6 号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 9 同意第 7 号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 10 同意第 8 号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 11 同意第 9 号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 12 同意第 10 号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 13 同意第 11 号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 14 同意第 12 号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 15 同意第 13 号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 16 同意第 14 号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 17 同意第 15 号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 18 同意第 16 号 副町長の選任につき同意を求める件
- 第 19 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 第 20 議員派遣の件
- 第 21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- | | | | |
|------|------------|------|------------|
| 1 番 | 大町田 勇 希 議員 | 2 番 | 梶 原 哲 朗 議員 |
| 3 番 | 秋 田 澄 徳 議員 | 4 番 | 池 山 喜一郎 議員 |
| 5 番 | 橋 口 渉 議員 | 6 番 | 永 濱 一 則 議員 |
| 7 番 | 池 山 朝 生 議員 | 8 番 | 濱 脇 重 樹 議員 |
| 9 番 | 日 高 和 典 議員 | 11 番 | 浦 邊 和 昭 議員 |
| 12 番 | 迫 田 秀 三 議員 | | |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0 名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	田	渕	川	寿	広	君	総務課長	上	田	勝	博	君
行政係長	中	村	隆	幸	君	財政係長	永	濱	優	君			
教育係長	鮫	島	孝	則	君	教育総務課長	森	山	豊	君			
社会教育課長	田	平	祐	一郎	君	農委事務局長	南	義	雄	君			

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	榎	元	卓	郎	君	議事係長	高	磯	俊	幸	君
--------	---	---	---	---	---	------	---	---	---	---	---

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（迫田秀三君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、6番永濱一則議員、7番池山朝生議員を指名します。

-----○-----

日程第2 議案第43号 小型動力ポンプ付積載車購入契約について

○議長（迫田秀三議員） 日程第2、議案第43号、「小型動力ポンプ付積載車購入契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。議案第43号について説明をいたします。

小型動力ポンプ付積載車購入にあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、小型動力ポンプ付積載車購入です。契約の方法は指名競争入札による契約で、契約金額は1,815万円でございます。契約の相手方は鹿児島県鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二でございます。

以上、御審議方よろしくをお願いをいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 3 議案第 44 号 役場庁舎中央公民館合併浄化槽新設工事請負変更契約
について

○議長（迫田秀三議員） 日程第 3、議案第 44 号、「役場庁舎中央公民館合併浄化槽新設工事請負変更契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 44 号について説明いたします。

役場庁舎・中央公民館合併浄化槽新設工事請負変更契約を実施するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、同工事内における排水ポンプ槽の増設に伴う工事請負費の増額変更契約が主な内容でございます。契約の変更後の金額は 6,743 万円でございます。契約の相手方は鹿児島県熊毛郡中種子町野間 6125 番地 4、有限会社池山建設、代表取締役池山克司でございます。

以上、御審議方よろしく願いをいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 44 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 4 議案第 45 号 令和 8 年度中種子町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（迫田秀三議員） 日程第 4、議案第 45 号、「令和 8 年度中種子町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 45 号について説明いたします。

補正予算につきましては、立切遺跡保存活用策定に係る経費などを計上しております。

歳入歳出予算にそれぞれ 91 万 9,000 円を追加し、補正後の予算総額を 81 億 2,267 万 2,000 円とするものでございます。

以上、議決方よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三議員）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 45 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 5　同意第 3 号　中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員）　日程第 5、同意第 3 号、「中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

〔町長　田淵川寿広君　登壇〕

○町長（田淵川寿広君）　同意第 3 号について説明いたします。

農業委員について、次の者を任命したいので、農業委員会などに関する法律第 8 条第 1 項並びに、中種子町農業委員会の委員選任に関する規則第 8 条により議会の同意を求めるものでございます。氏名は鮫島安平でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三議員）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第 3 号を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　異議なしと認めます。

したがって、同意第 3 号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第 6　同意第 4 号　中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員） 日程第5、同意第3号、「中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 同意第4号について説明いたします。

農業委員について、次の者を任命したいので、農業委員会などに関する法律第8条第1項並びに、中種子町農業委員会の委員選任に関する規則第8条により、議会の同意を求めるものでございます。氏名は濱脇嘉則でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第4号を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第7 同意第5号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員） 日程第7、同意第5号、「中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 同意第5号について説明をいたします。

農業委員について、次の者を任命したいので、農業委員会などに関する法律第8条第1項並びに中種子町農業委員会の委員選任に関する規則第8条により、議会の同意を求めるものでございます。氏名は、中島真実でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、同意第5号を採決します。
お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。
したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第8 同意第6号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員） 日程第8、同意第6号、「中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第6号について説明いたします。

農業委員について、次の者を任命したいので、農業委員会などに関する法律第8条第1項並びに中種子町農業委員会委員選任に関する規則第8条により、議会の同意を求めるものでございます。氏名は、永浜三津子でございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。反対討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、同意第6号を採決します。
お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。
したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第9 同意第7号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員） 日程第9、同意第7号、「中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第7号について説明いたします。

農業委員について、次の者を任命したいので、農業委員会などに関する法律第8条第1項並びに中種子町農業委員会委員選任に関する規則第8条により、議会の同意を求めるものでございます。氏名は牧瀬一典でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第7号を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第10　同意第8号　中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員）　日程第10、同意第8号、「中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

〔町長　田淵川寿広君　登壇〕

○町長（田淵川寿広君）　同意第8号について説明いたします。

農業委員について、次の者を任命したいので、農業委員会などに関する法律第8条第1項並びに中種子町農業委員会委員選任に関する規則第8条により、議会の同意を求めるものでございます。氏名は梶原誠でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第8号を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　異議なしと認めます。

したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第11　同意第9号　中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員） 日程第 11、同意第 9 号、「中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 同意第 9 号について説明いたします。

農業委員について、次の者を任命したいので、農業委員会などに関する法律第 8 条第 1 項並びに中種子町農業委員会の委員選任に関する規則第 8 条により、議会の同意を求めるものでございます。氏名は鎌田正司でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第 9 号を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第 9 号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第 12 同意第 10 号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員） 日程第 12、同意第 10 号、「中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 同意第 10 号について説明いたします。

農業委員について、次の者を任命したいので、農業委員会などに関する法律第 8 条第 1 項並びに、中種子町農業委員会の委員選任に関する規則第 8 条により、議会の同意を求めるものでございます。氏名は、藤田幸司でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、同意第 10 号を採決します。
お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。
したがって、同意第 10 号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第 13 同意第 11 号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員） 日程第 13、同意第 11 号、「中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第 11 号について説明をいたします。

農業委員について、次の者を任命したいので、農業委員会などに関する法律第 8 条第 1 項並びに中種子町農業委員会委員選任に関する規則第 8 条により、議会の同意を求めるものでございます。氏名は、中島秀人でございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。反対討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、同意第 11 号を採決します。
お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。
したがって、同意第 11 号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第 14 同意第 12 号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員） 日程第 14、同意第 12 号、「中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第 12 号について説明いたします。

農業委員について、次の者を任命したいので、農業委員会などに関する法律第 8 条第 1 項並びに中種子町農業委員会委員選任に関する規則第 8 条により、議会の同意を求めるものでございます。氏名は、中崎和行でございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三議員）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第 12 号を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　異議なしと認めます。

したがって、同意第 12 号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第 15　同意第 13 号　中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員）　日程第 15、同意第 13 号、「中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

〔町長　田淵川寿広君　登壇〕

○町長（田淵川寿広君）　同意第 13 号について説明いたします。

農業委員について、次の者を任命したいので、農業委員会などに関する法律第 8 条第 1 項並びに中種子町農業委員会委員選任に関する規則第 8 条により、議会の同意を求めるものでございます。氏名は、鎌田昭一でございます。以上よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三議員）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第 13 号を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員）　異議なしと認めます。

したがって、同意第 13 号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第 16　同意第 14 号　中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員） 日程第 16、同意第 14 号、「中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 同意第 14 号について説明いたします。

農業委員について、次の者を任命したいので、農業委員会などに関する法律第 8 条第 1 項並びに中種子町農業委員会の委員選任に関する規則第 8 条により、議会の同意を求めるものでございます。氏名は、山浦拓己でございます。以上よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第 14 号を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第 14 号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第 17 同意第 15 号 中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員） 日程第 17、同意第 15 号、「中種子町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 同意第 15 号について説明いたします。

農業委員について、次の者を任命したいので、農業委員会などに関する法律第 8 条第 1 項並びに、中種子町農業委員会の委員選任に関する規則第 8 条により、議会の同意を求めるものでございます。氏名は、日高隆雄でございます。以上よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、同意第 15 号を採決します。
お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。
したがって、同意第 15 号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第 18 同意第 16 号 副町長の選任につき同意を求める件

○議長（迫田秀三議員） 日程第 18、同意第 16 号、「副町長の選任につき同意を求める件」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田渕川寿広君 登壇〕

○町長（田渕川寿広君） 同意第 16 号について説明いたします。

前副町長阿世知文秋氏が令和 8 年 3 月 31 日任期満了で退任されましたので、後任として新井一矢氏を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

世界情勢などの影響、人口減少、少子高齢化など、本町の基幹産業であります農業の今後は大変厳しい状況と認識をしております。様々な課題克服に向け、各種事業の活用などを早急に検討し、持続可能な営農と所得の向上に向け、頑張っていただきたいというふうに思っております。

氏名が、新井一矢でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。
6 番、永濱一則議員。

○6 番（永濱一則議員） 私たちは新井氏について経歴以外何の認識もございません。町長の思惑としては国とのパイプづくりがメインじゃないかというふうに思われますが、入庁して 8 年目、果たしてパイプ役になりうるのか甚だ心配であります。町長は、新井氏に何を期待しますか。

○議長（迫田秀三議員） 町長。

○町長（田渕川寿広君） はい。現在役職で言いますと課長補佐級というようなポジションに就いておられます。そういったところで言いますと、課長の皆さん方とも連携をとりやすい環境にあると思います。

当然国とのパイプというのも意識をしておりますが、本町の現在の農政、これが非常に厳しい現況にあるというのは議員も同じ考えであるだろうというふうに認識しております。

そういった中で、ここを解決していくためには、国の知恵もいただきながら、また本町で実際、本町の現状を見ていただきながら、即各種事業の検討、そういったものに取り組んでいただきたいというふうな思いでおります。以上でございます。

○議長（迫田秀三議員） ほかに質疑はありますか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

6 番、永瀆一則議員。

○6 番（永瀆一則議員） 私はこの人事については反対をさせていただきます。

将来有望な人材であることは認めます。しかしながら、教科書どおりに行くわけはございません。もっとキャリアを積んだ、経験豊富な現場叩き上げの人間でなければ、諸問題には対処できません。

中種子町のナンバー 2 にするには、まだまだ、経験不足ではないかというふうに思います。以上です。

○議長（迫田秀三議員） ほかに賛成討論はありませんか。

11 番、浦邊和昭議員。

○11 番（浦邊和昭議員） 私は、新井氏の入庁後の職歴を拝見させていただき考えた結果、キビ、畜産を中心とし、でん粉用甘藷、青果用甘藷、数品目の園芸作からなる我が町の農業体制のさらなる進展が望めると自分なりに思いました。

また一方、後継者問題、あるいは労力問題、あるいは移住定住促進等いくつかの諸問題を抱える我が町の農業、また、種子島農業において、攻めの農業として青果用甘藷等複数品目の園芸作の海外進出に向けたことが可能であると考え、私は賛成をいたします。以上です。

○議長（迫田秀三議員） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） これで討論を終わります。

これから、同意第 16 号を採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（迫田秀三議員） ただいまの出席議員は 10 人です。

次に、立会い人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会い人に永瀆一則議員、池山朝生議員を指名します。投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（迫田秀三議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

〔投票箱確認〕

○議長（迫田秀三議員） 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（榎元卓郎君） 1 番大町田勇希議員。2 番梶原哲朗議員。3 番秋田澄徳議員。4 番池山喜一郎議員。5 番橋口渉議員。6 番永瀆一則議員。7 番池山朝生議員。8 番濱脇重樹議員。9 番日高和典議員。11 番浦邊和昭議員。

○議長（迫田秀三議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。永濱一則議員、池山朝生議員は、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（迫田秀三議員） 投票の結果を報告します。投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票。有効投票のうち、賛成 4 票、反対 6 票。以上のとおり反対が多数です。

したがって、同意第 16 号は同意しないことに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

-----○-----

日程第 19 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（迫田秀三議員） 日程第 19、「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長から所管事務調査のうち、会議規則第 75 条の規定によって、お配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 20 議員派遣の件

○議長（迫田秀三議員） 日程第 20、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 129 条の規定によって、お配りしました会議及び研修会等へ議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（迫田秀三議員） 日程第 21、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（迫田秀三議員） これで、今期定例会に提出されました議案などは、閉会中の継続調査として議決になりましたものを除き、全部議了いたしました。

以上をもちまして、令和８年第２回中種子町議会定例会を閉会します。御苦労様でした。

—————○—————

閉会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員